

滋賀県基本構想 未来戦略プロジェクト実施計画 進捗状況（案）

平成27年(2015年)7月

滋 賀 県

1 子育て・子育て応援プロジェクト（P1）

- 施策1－1 生まれる前・生まれる時の医療と医療人材を充実します。
- 施策1－2 自然や文化・芸術についての子どもの体験を量的・質的に充実します。
- 施策1－3 特色ある学科を設置するなど魅力と活力ある県立学校づくりを進めます。

2 働く場への橋架けプロジェクト（P18）

- 施策2－1 地域や企業など現場の人による子どもの多様な職業教育を進めます。
- 施策2－2 高等学校・大学・企業などとの連携による若者の就職支援と、失業者や離職者への職業訓練を充実します。
- 施策2－3 女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援します。
- 施策2－4 障害のある人が働く場や自立を目指した地域生活の場を充実します。

3 地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト（P30）

- 施策3－1 地域医療を担う医師・医療専門職を育成します。
- 施策3－2 県民の健康づくりや疾病の早期発見・早期治療を支援します。
- 施策3－3 医療と福祉が連携し、在宅で療養できる体制の整備や地域でのかかりつけ医を確保します。また、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みづくりを進めます。

4 低炭素社会実現プロジェクト（P42）

- 施策4－1 鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換を進めます。
- 施策4－2 住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進します。
- 施策4－3 経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO2排出削減への支援などを行います。

5 琵琶湖の再生プロジェクト（P53）

施策5－1 琵琶湖の在来魚を増やし、漁獲量を拡大します。

施策5－2 水質汚濁メカニズムの解明など、琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生を進めます。

施策5－3 環境保全活動を支援し、人の暮らしと琵琶湖の関わりの再生を進めます。

施策5－4 琵琶湖淀川流域の関係者の参画と連携による流域自治を進め、上下流の枠組みを超えた流域全体の統合的な管理を図ります。

6 滋賀の未来成長産業プロジェクト（P73）

施策6－1 環境、医療・健康、モノづくり基盤技術の分野で、新たな分野への挑戦を進めるとともに、アジアをはじめとした海外展開の推進など、県内企業のグローバル化を支援します。

施策6－2 医療、福祉・介護、子育ての分野でのサービス拡大や創業を支援します。

施策6－3 産学官金民連携や地域間連携を進めるとともに、地の利や知の集積を活かし、広域的な視野をもって成長戦略の拠点を形成します。

7 地域の魅力まるごと産業化プロジェクト（P93）

施策7－1 消費者に支持される滋賀の農業の確立により、「環境こだわり農産物」や近江米、近江牛、近江茶、湖魚など滋賀の食のブランド力を向上させるとともに、地産地消を進め、消費拡大を図ります。

施策7－2 多様化する観光客のニーズに合わせて、滋賀の自然や歴史・文化の魅力を発信し、滋賀ならではの特性を活かしたテーマ性やストーリー性のあるツーリズムを推進するとともに、訪れる観光客をおもてなしの心で迎えることにより、滞在型をはじめとした魅力ある観光を展開します。

8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト（P110）

施策8－1 県の危機管理機能の強化と、自助・共助による地域防災の組織力の向上を進めます。

施策8－2 重層的な防犯ネットワークづくりや生活に密着した身近な道路を中心とした交通安全対策を進めます。

施策8－3 適正な河川管理と市町との協働による流域治水を進めます。

1 子育て・子育て応援プロジェクト

(総合政策部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、土木交通部、教育委員会)

【目指す方向】

「子育て環境日本一」を目指し、人のつながりや地域のつながりの強化などにより、子どもを安心して生み、育てられるようにします。
また、子どもの育ちを支えることにより、未来を担う次の世代の力を育みます。

【目標】

○周産期母子・小児の保健医療体制や発達障害児の支援体制が整備されていること。
○子どもたちの生きる力が育まれていること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		H26年度 (目標)	H26達成率 (達成度)	H26 進捗度
○産婦人科医数	42人	42人	44人	49人	48人	46人	→	46人	100%	★★★
○発達障害者支援キーパーソン数	9人	16人	22人	28人	30人	34人	→	42人	75.8%	★★★
○文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数	8,949人	11,135人	11,060人	11,651人	11,901人	10,230人	→	14,000人	25.4%	★
○子ども体験プログラム提供団体数	80団体	93団体	105団体	117団体	127団体	134団体	→	100団体	100%	★★★

【プロジェクトの評価】

1 [周産期母子・小児の保健医療体制や発達障害児の支援体制の整備]

周産期医療の充実や出産環境の整備など概ね計画どおりに事業を行うことができ、生まれる前、生まれる時の医療と医療人材の充実を図ることができた。
今後、発達障害や児童虐待への一層の対応を進め、生まれてから生育・発達まで切れ目のない支援の体制を整えていく必要がある。

2 [子どもたちの生きる力を育む]

平成26年3月に策定した第2期滋賀県教育振興基本計画に基づき、学校が取り組む環境学習、体験学習への支援や、小中学校における少人数学級編制の拡大、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、特別支援教育ビジョンの策定など、概ね計画どおりに事業を行い、さらに「学ぶ力向上 滋賀プラン」を策定するなど、子どもたちの生きる力を高め、心を支える取組、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めることができた。
今後、滋賀らしい教育を継続して充実し、子どものたくましく生きる力を育むとともに、「自立と共生」に向け、より一層、教育の質を高め、学校、家庭、地域が一体となって、子どもの主体性、社会性を育む教育を推進していく必要がある。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）

1 [周産期母子・小児の保健医療体制や発達障害児の支援体制の整備]

<社会情勢の変化>

- 県内の児童虐待相談件数は年々増加。
【平成25年度の虐待相談件数は5,109件(H24年度4,270件)】
- 本県の乳児死亡率および新生児死亡率は全国平均よりも高い傾向にあったが、近年改善傾向にある。

2 [子どもたちの生きる力を育む]

<社会情勢の変化>

- 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果から、基礎・基本を身に付けさせることや問題を読む力、書く力などの言語力に課題があり、学習の基本となる学びの姿勢や態度が十分に身につけていないことが明らかとなった。
- 特別支援学校および特別支援学級の児童生徒が増加。小・中・高等学校において発達障害により特別な支援が必要と思われる児童生徒が増加。
- 平成36年に本県で開催する国民体育大会に向けて、ジュニア世代の育成や優れた指導者の確保・養成など競技力の向上が課題。

<国の動向等>

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正(平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行)。
- 国が第2期「教育振興基本計画」を策定(平成25年6月14日閣議決定)。
- いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布、9月28日施行)に基づく「いじめ防止基本方針」を国が策定(平成25年10月11日文部科学大臣決定)。
- 子ども読書活動の推進に関する法律に基づく「子ども読書の推進に関する基本的な計画」を国が策定(平成25年5月17日閣議決定)。

施策1-1

生まれる前・生まれる時の医療と医療人材を充実します。

○女性人口あたりの産科医数が全国40位と少なく、また、乳児死亡率および新生児死亡率が全国平均より高い傾向にある本県にあって、周産期医療体制の充実や出産環境の整備を図るとともに、産科医、小児科医を確保し、県民が安心して出産できるようにします。

○児童人口の6%を超えると推定されている発達障害がある児童等への相談支援体制を充実するなど、子どもの成育・発達に対する県民の不安を解消します。

○県内の児童虐待相談件数は、年々増加し、本県の虐待相談件数の対18歳未満人口比は全国的にも高い状況にあります。平成22年3月に改訂した滋賀県児童虐待防止計画により、虐待の未然防止から、早期発見・対応、保護・ケアや家庭再統合までの切れ目のない支援を行います。

(施策の評価)

生まれる前、生まれる時、そして生まれてからの医療体制については、概ね順調に体制整備を進めることができた。

引き続き、産科医・小児科医等の人材確保と、発達障害や児童虐待への対応など、生まれてから生育・発達まで切れ目のない支援の体制を整えていく必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
新生児の治療・周産期医療体制の充実 B A	総合（地域）周産期母子医療センターの運営支援、NICUの拡充、緊急搬送コーディネーターの設置等をするとともに、NICU等長期入院児の受け皿となる後方病床、後方病院の確保および退院支援を進め、円滑に在宅療養等へ移行できる体制を整備する。	○NICU（新生児集中治療管理室） ベッド数 28床（H21年度） →34床（H26年度） ○小児保健医療センターのNICU後方支援病床 0床（H24年度） →2床（H25年度）	●NICU（新生児集中治療管理室）の拡充				健康医療課
		ベッド数 28床 ベッド数 28床	ベッド数 31床 ベッド数 28床	ベッド数 31床 ベッド数 28床 NICU後方病床2 NICU後方病床 2	ベッド数 34床 ベッド数 32床 NICU後方病床2床 NICU後方病床2		
		（事業の評価） ○周産期医療検討部会、長期療養児等地域支援検討部会を開催し、周産期医療体制の推進、NICU後方支援病床の確保を行った。 ○ハイリスクの分娩、病的新生児の搬送受入れの充実のため、総合（地域）周産期母子医療センターの運営支援および搬送コーディネーター設置支援を行った。					
助産師外来・院内助産所開設推進事業 A	助産師外来・院内助産所の開設を推進する。	○助産師外来・院内助産所の設置病院数 7病院（H22年度） →11病院（H26年度）	●助産師外来・院内助産所の拡充				健康医療課
		病院数 8病院 病院数 8病院	病院数 9病院 病院数 11病院	病院数 10病院 病院数 11病院	病院数 11病院 病院数 11病院		
		（事業の評価） ○目標とする助産師外来・院内助産所の開設数を達成し、生まれる時の体制整備を進めることができた。					

事業名	事業内容		上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
小児救急医療体制の充実・小児救急電話相談事業	医療スタッフおよび空床ベッドを確保し、病院群輪番制を確保するとともに、小児救急電話相談を実施する。	○病院群輪番制の確保 全圏域で実施(H22年度) →全圏域で実施(H26年度)	●小児科の病院群輪番制の確保				健康医療課
		全圏域で実施	全圏域で実施	全圏域で実施	全圏域で実施		
		全圏域で実施	全圏域で実施	全圏域で実施	全圏域で実施		
		○小児救急電話相談の実施 365日(夜間および休日)(H22年度) →365日(夜間および休日)(H26年度)	●小児救急電話相談の実施				
			365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	
			365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	
		(事業の評価) ○病院群輪番制の確保および電話相談の実施ともに計画を達成することができた。 ○今後とも引き続き、小児救急体制の円滑かつ適正な運営を進める必要がある。					
風しん対策推進事業	風しんの予防接種を効果的・効率的に実施するため、必要な人に抗体検査を実施し、風しんの感染予防やまん延防止を図り、将来の子供に対する健康リスクの低減を推進する。	○先天性風しん症候群(CRS)患者発生届数 0件(平成25年) →0件(平成26年)				●抗体検査の実施 CRS発生届出数 0件 0件	薬務感染症対策課
		(事業の評価) ○風しんの効率的、効果的な予防接種に繋げることができた。 ○先天性風しん症候群患者の発生リスクの低減が図れている。					
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費用等を助成し、適切な補聴器の装用を促すことにより、言語の習得や社会性の向上を図り、健全な発達を支援する。	○補聴器購入費等助成児童数 一人(平成25年度) →50人(平成26年度)				●補聴器購入費等の助成 助成児童数 50人 51人	障害福祉課
		(事業の評価) ○新規事業であるが、目標としていた児童数に助成することができた。 ○今後とも引き続き、事業を継続していく必要がある。					

事業名	事業内容		上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀県子育て応援住宅認定事業 A A A	子育てしやすい施設・設備やサービスの提供、立地環境を備えた住宅を県が認定するための基準の策定等を行い、平成27年度からの認定開始に向けて事業者等への周知を図る。	○認定基準の策定 ○認定マークの公募 ○事業者向け説明会の開催				●認定基準等を策定し、事業者等へ周知 認定基準の策定 認定基準を策定 認定マークの公募 公募により認定マークを決定 事業者向け説明会の開催 1回開催	住宅課
		(事業の評価) ○検討委員会を3回開催し、認定基準を策定するとともに、認定マークも公募により決定した。 ○今後は、滋賀県子育て応援住宅認定事業を通じて、子育て世帯の県内定着促進に繋げる。					
産科医・小児科医の充実 B	医学生や研修医に対して修学・研修資金を貸与し、県内定着を図る。また、大学に周産期医療の寄附講座を設置するなど産科医・小児科医の養成を図る。	○県内定着を条件とした修学資金、研修資金の新規貸与者数 27人(H19～22年度累計) →毎年10人(H23年度～)	●修学資金等の貸与				健康医療課 ※H26年度から需要が少なく、安定確保の点でも効果が低い研修資金制度を休止(6枠)し、代わって医学生修学資金の貸与枠(4→8枠)を拡大し、卒後の県内定着を目指す。
		○県内定着を条件とした医学生修学資金の新規貸与者数 H26年度 8人	資金の新規貸与 10人 9人	資金の新規貸与 10人 9人	資金の新規貸与 10人 3人	資金の新規貸与 8人 7人	
		(事業の評価) ○修学資金について、新規貸付枠8名に対し、7名に貸し付けることができ、ほぼ目標どおりの実績となった。 ○制度開始時に貸与した医学生が、平成23年度から医師として県内病院に就業しており、徐々に成果が表れつつある。 ○一層の県内定着に向け、平成26年度から返還免除条件の緩和や借入者の義務不履行時のペナルティー設定等の制度見直しを行うとともに、貸与医学生や研修医に対する面談を行った。					

事業名	事業内容		上段：年次計画 下段：年次実績				所管課																						
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6																							
発達障害児者への支援の充実	A 障害者医療福祉相談モール(H25～)を設置し、複雑困難な相談に高い専門性に対応し、県南部の相談体制を充実する。 また、発達障害者支援キーパーソンを養成し、学齢後期から成人期の発達障害に関する専門的相談支援を実施する圏域相談支援センターの機能を強化する。 B さらに、高機能自閉症等の知的障害を伴わない発達障害者に特化した宿泊型生活訓練と就労準備訓練を一体的に実施し、身近な地域で安心して生活できる体制を整備する。 A	○小児保健医療センター療育部における相談支援件数 261件(H21年度) →760件(H23年度～) ○発達障害者支援キーパーソンの養成数 9人(H21年度) →42人(H26年度までの累計) ○宿泊型生活訓練と就労準備訓練の一体的実施による地域生活移行支援対象者数 —(H23年度) →毎年10人(H24年度～H26年度)	●小児保健医療センター療育部での相談支援(H25.7～障害者医療福祉モール内) <table><tr><td>760件</td><td>760件</td><td>760件</td><td>760件</td></tr><tr><td>1,118件</td><td>916件</td><td>1,201件</td><td>3,482件</td></tr></table> ●発達障害者支援キーパーソンの養成 <table><tr><td>養成総数23人 (年間7人)</td><td>養成総数30人 (年間7人)</td><td>養成総数37人 (年間7人)</td><td>養成総数42人 (年間5人)</td></tr><tr><td>養成総数22人 (年間6人)</td><td>養成総数28人 (年間7人)</td><td>養成総数30人 (年間2人)</td><td>養成総数34人 (年間4人)</td></tr></table> ●宿泊型生活訓練と就労準備訓練の一体的実施による地域生活移行支援 <table><tr><td>10人</td><td>10人</td><td>10人</td></tr><tr><td>4人</td><td>8人</td><td>11人</td></tr></table>				760件	760件	760件	760件	1,118件	916件	1,201件	3,482件	養成総数23人 (年間7人)	養成総数30人 (年間7人)	養成総数37人 (年間7人)	養成総数42人 (年間5人)	養成総数22人 (年間6人)	養成総数28人 (年間7人)	養成総数30人 (年間2人)	養成総数34人 (年間4人)	10人	10人	10人	4人	8人	11人	障害福祉課
		760件	760件	760件	760件																								
		1,118件	916件	1,201件	3,482件																								
		養成総数23人 (年間7人)	養成総数30人 (年間7人)	養成総数37人 (年間7人)	養成総数42人 (年間5人)																								
養成総数22人 (年間6人)	養成総数28人 (年間7人)	養成総数30人 (年間2人)	養成総数34人 (年間4人)																										
10人	10人	10人																											
4人	8人	11人																											
(事業の評価) ○発達障害者への支援を充実するため、障害者医療福祉相談モール内に発達障害者支援センターの南部拠点を設置し(H25.7)、複雑困難な事例に対し、モール内の連携機能を生かし対応できるようにした。 ○発達障害者支援キーパーソン養成事業は養成定数をみたすことができなかった。今後は研修は研修対象事業所の拡大や、実施方法の工夫を行うことで養成者を増やし、引き続き専門性を有する人材の養成に努める。 ○宿泊型生活訓練と就労準備訓練を一体的に実施。また事業から得た発達障害の特性を踏まえた支援方法について、他の事業所において普及が図れるよう支援従事者用マニュアルとしてまとめた。																													
児童虐待防止対策の充実	B 育児疲れや育児不安を抱えた保護者が無料利用券を活用して、保育所が実施する一時預かりを必要ときに利用できるよう、市町の取組を支援する。また、乳幼児揺さぶられ症候群の予防など、妊娠期からの虐待防止の促進を図る。	○一時預かり事業年間延べ利用児童数 37,000人(H21年度) →66,000人(H26年度)	●一時預かり事業利用券の配布 (利用券活用に伴う負担助成) ●一時預かり事業を行う民間保育所の体制強化			健康医療課 子ども・青少年局																							
		<table><tr><td>一時預かり事業 年間延べ利用児童数 45,000人</td><td>一時預かり事業 年間延べ利用児童数 52,000人</td><td>一時預かり事業 年間延べ利用児童数 59,000人</td><td>一時預かり事業 年間延べ利用児童数 66,000人</td></tr><tr><td>46,736人</td><td>50,455人</td><td>53,763人</td><td>54,407人</td></tr></table>	一時預かり事業 年間延べ利用児童数 45,000人	一時預かり事業 年間延べ利用児童数 52,000人	一時預かり事業 年間延べ利用児童数 59,000人		一時預かり事業 年間延べ利用児童数 66,000人	46,736人	50,455人	53,763人	54,407人																		
一時預かり事業 年間延べ利用児童数 45,000人	一時預かり事業 年間延べ利用児童数 52,000人	一時預かり事業 年間延べ利用児童数 59,000人	一時預かり事業 年間延べ利用児童数 66,000人																										
46,736人	50,455人	53,763人	54,407人																										
		(事業の評価) ○モデル事業として、ほっと安心子育て支援事業を実施。市町は3市4町に留まったが、実施市町においては、一時預かり事業の利用促進が図られた。 ○今後は、子ども・子育て支援新制度のもと、一時預かり事業実施施設が増えるよう支援するとともに、利用促進を図る。																											

施策1-2

自然や文化・芸術についての子どもの体験を量的・質的に充実します。

○近年、子どもの様々な遊びや体験の機会が減少している中、滋賀の強みである自然や文化・芸術に直接触れ合うなど、地域との連携も図りながら体験学習等の充実を図ることで、豊かな人間性や思いやりの心、好ましい人間関係を築く力、滋賀の自然や地域と共生する力など、子どもたちの生きる力を育成するとともに、環境教育の在り方について研究実践等を行う。

(施策の評価)

学校が取り組む環境学習や文化・芸術体験を県や地域が支援するとともに、学習船「うみのこ」の体験学習や「やまのこ」の森林環境学習、「たんぼのこ」の農業体験学習、「ホールの子」の舞台芸術体験などを通して、子どもの豊かな人間性や滋賀の自然や地域と共生する力などを育むことができた。

今後も、子どもの豊かな人間性や人間関係を築く力を培うため、感動、本物、仲間などが実感できる体験活動を意図的、計画的に推進する必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
低炭素社会づくり 学習支援事業	温暖化防止活動推進員等が学校や地域に出向き学習を進める。	○学校・地域団体における低炭素社会づくり学習の実施回数 － (H22年度) →420回 (H23～26年度累計)	●低炭素社会づくり学習の実施				温暖化対策課
		学習の実施 学校 50回 地域 50回 学校59回 地域46回	学習の実施 学校 40回 地域 60回 学校48回 地域49回	学習の実施 学校 50回 地域 70回 学校71回 地域52回	学習の実施 学校 50回 地域 50回 学校58回 地域45回 (累計 428回)		
		(事業の評価) 平成26年度は、学校や地域において、低炭素社会づくり学習を103回実施した。 今後とも地域自治会や学校などと連携を深め、ニーズに対応した学習内容やアドバイザーの派遣に努め、温暖化対策や低炭素社会づくりの必要性についての知識と理解の向上に取り組む必要がある。					

7

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「うみのこ・やまのこ・たんぼのこ」体験学習の推進	学習船「うみのこ」による航海学習や、「やまのこ」森林環境学習、農業体験学習を実施し、子どもたちの環境に主体的にかかわる力や、人と豊かにかかわる力を育成するとともに、びわ湖や森林、農業への理解を深める。	○びわ湖フローティングスクール事業実施学校数(小学5年生対象) 全小学校(244校)(H21年度) →全小学校(H26年度) ※全小学校には特別支援学校等を含む	●学習船「うみのこ」による航海学習の実施				びわ湖フローティングスクール
		全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施		
		○森林環境学習やまのこ事業実施学校数(小学4年生対象) 241校(H21年度) →全小学校(H26年度) ※全小学校には特別支援学校等を含む	●「やまのこ」森林環境学習の実施				
全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施				
○たんぼのこ体験事業実施学校数(小学生対象) 198校(H21年度) →全小学校(H26年度)	●農業体験学習の実施				食のブランド推進課		
全小学校で実施 204校(実績)	全小学校で実施 203校(実績)	全小学校で実施 208校(実績)	全小学校で実施 207校(申請分)				
(事業の評価) (うみのこ) 県内の小学5年生を対象に1泊2日の児童学習航海をすべての小学校で実施した。全航海において、びわ湖環境学習に取り組み、まとめの学習を実施することにより体験学習の深まりにつながった。今後も新船建造を見据えたびわ湖環境学習の活動の充実を図る。 (やまのこ) 県内すべての小学校において、森林環境学習やまのこ事業が実施され、森林への理解と関心を深めることができた。今後も継続して事業に取り組んでいく。 (たんぼのこ) 平成26年度実績は207校と、91%の小学校で農業体験学習に取り組みられ、児童の農業や食への関心を高めることができたが、一部、田畑が近くに無いなどの理由により未実施となった。今後も実施事例を紹介するなど継続して関係市町、学校に対して普及啓発を行う。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
次世代文化芸術推進事業	学校等と文化施設・芸術家等との連携により、子どもたちが本物の文化・芸術を体験する取組を推進する。	○小・中・高校等において文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数 8,949人(H21年度) →14,000人(H26年度) ○びわ湖ホールにおいてびわ湖ホール舞台芸術体験事業（「ホールの子」事業）に参加した児童生徒数 －（H22年度） →10,400人（H26年度）	●学校等と文化施設・芸術家等との連携による文化・芸術体験学習の実施				文化振興課
			児童生徒数 10,250人 11,060人	児童生徒数 11,500人 11,651人	児童生徒数 12,750人 11,901人	児童生徒数 14,000人 10,230人	
			●びわ湖ホールにおけるびわ湖ホール舞台芸術体験事業(「ホールの子」事業)の実施				
			2公演 3,000人 2,611人	4公演 5,200人 4,222人	6公演 7,800人 5,181人	8公演 10,400人 6,755人	
		(事業の評価) 事業に参加した子どもたちの表情、内面の変化、それを喜ぶ学校、家庭からの声が多く寄せられたものの、参加した児童生徒の数は減少し、目標数に達することはできなかった。 体験学習については、次世代文化芸術センターが学校と文化施設、芸術家をつなぐ中間支援組織として関わることにより、事業を拡大することができたが、他事業との兼ね合いもあり、参加者数自体は減少することとなったため、適切な目標設定など取組に対する効果を検証していきたい。 今後も、引き続き、子どもたちのために優れた文化芸術体験の取組を推進していく。					
しがこども体験学校	琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や身近な社会環境をフィールドとした、しがこども体験学校の体験プログラムを県内小学生に配布し、さまざまな体験活動の機会を提供する。	○しがこども体験学校の子ども体験プログラム提供団体数 80団体(H21年度) →100団体(H26年度)	●しがこども体験学校・体験プログラムの配布(県内全小学生対象)				子ども・青少年局
			●しがこども体験学校・子ども体験プログラム提供団体の募集				
			しがこども体験プログラム提供団体数 85団体 105団体	しがこども体験プログラム提供団体数 90団体 117団体	しがこども体験プログラム提供団体数 95団体 127団体	しがこども体験プログラム提供団体数 100団体 134団体	
		(事業の評価) 全小学生にパンフレットを配布するとともに、ホームページ等を通じて協力者向け広報を充実することによりプログラム提供団体数を増加させ、目標を達成することができた。引き続きプログラム提供団体数の増加を図るとともに、より使いやすいものとなるようパンフレットの充実を図り、その活用を一層促進していく。					
「地域の力を学校へ」推進事業	「しが学校支援センター」に学校支援ディレクター等を設置し、豊富な知識や経験を持つ地域の人々や企業・団体・NPO等の力を子どもの教育に生かす仕組みづくりを推進する。	○学校支援ディレクターがコーディネートして、連携授業を実施した学校数 39校(H21年度) →55校(H26年度)	●学校支援ディレクター等による連携授業のコーディネート				生涯学習課
			43校で実施 実績 71校	46校で実施 実績 93校	50校で実施 実績 80校	55校で実施 実績103校	
			(事業の評価) 豊富な知識や経験を持つ企業・団体等の支援により、目標を大幅に上回る103校において連携授業を実施することができ子どもたちの理解を深めることができた。今後も、「学校支援メニュー」の活用を更に促進するため、管理職研修や教科主任会等の機会を利用して周知・啓発する。				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「文化芸術の力を教育に」推進モデル事業 A	文化芸術の力で、子どもたちの心を豊かにし、コミュニケーション能力の育成や、一体感・連帯感を得ることを通じ、いじめが起これないよう心の育成につなげるプログラムをモデル的に実施する。	○芸術表現活動を取り入れたグループ・ワークショップ型の授業プログラムを行う学校数 － (H24年度) →延べ6校 (H26年度)]			●芸術表現活動を取り入れたグループ・ワークショップ型の授業プログラムの実施 3校で実施 2校＋守山市教育研究所	3校で実施 2校＋大津市教育相談センター (延べ6箇所)	文化振興課
		(事業の評価) 子どもたちの内面の課題解決に向けて、文化芸術の力を活かし、芸術表現活動を取り入れた体験型プログラムを開発し、モデル事業として実施。別室登校者や適応指導教室で年間計17回開催した。プログラムへの参加を通して、徐々に心を開き、最終的には通常学級に戻る児童もあり、一定の成果が得られた。					
学校いきいき体験活動プロジェクト A	話し合い活動と体験活動の充実をととして望ましい人間関係を築く実践研究を行い、その成果をいじめの未然防止に生かすとともに、学力の向上、自己有用感の育成につなげる。	○実践研究に取り組む学校数(小・中学校) － (H25年度) →5校 (H26年度)				●実践研究の実施 5校で実施 小3校、中2校で実施	学校教育課
		(事業の評価) 校内の指導体制を整え、話し合い活動を中心とした体験活動を実施することにより、支持的風土のある集団が育ち、友だち同士のトラブルを自分たちで進んで解決しようとする等主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成することができた。					
高校生読書率向上プロジェクトの推進 B	高校生による「ビブリオバトル」(書評合戦)の普及・啓発を行い、高校生の読書率向上を図る。	○1か月に1冊以上本を読む高校生の割合 56% (H23年度) →59% (H26年度)			●1か月に1冊以上本を読む高校生の割合 58% 56.8%	59% 55.5%	生涯学習課
		(事業の評価) これまでの読書啓発冊子の配布などの取組に加え、平成25年度より高校生読書率向上プロジェクトとして、県内高校へのビブリオバトル(本の書評合戦)の普及活動を展開しており、目標には達しないものの全国平均(H25:55.0%、H26:51.3%)を上回っており、一定成果はみられる。今後も、その効果をより一層高めるため、同プロジェクトを継続して取り組む必要がある。					
地域住民と連携したいじめ対応への支援 A	学校支援地域本部事業の制度を活用し、いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携を行う市町に対して支援する。	○いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携に取り組む学校支援地域本部数 － (H24年度) →15本部 (H26年度)			●いじめ対応の視点をもって取り組む本部数 15本部で実施 17本部	15本部で実施 17本部	生涯学習課
		(事業の評価) 17本部で学校や地域の実態に応じた取組が推進され、平素の子どもの人間関係の変化に気付いたり、孤立しやすい子どもの早期発見につながったりするなどの成果が見られた。今後は、合同研修会や実践事例集の活用をととして、いじめ対応の視点を持った取組を共有し、事業成果を発信する。(平成26年度で事業終了)					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
親子冒険遊び場推進事業	子どもたちが野外での遊びのなかで自然に触れ、さまざまな人と関わりながら育つことができる「冒険遊び場づくり」を推進するため、核となる人材（冒険遊び場リーダー）を育成する。	○冒険遊び場リーダー研修修了者数 — (H22年度) →50人(H23～24年度累計)	●冒険遊び場リーダー研修会等の開催				子ども・青少年局
		(事業の評価) 研修会の実施等により、県内の冒険遊び場の実施団体が3団体増加した。平成24年度は研修内容を変更し、幅広く参加を呼びかけることにより、さらなる普及促進を図った。冒険遊び場の実施箇所の拡大には、研修の参加者等が各地域での活動に結びついていくことが必要であり、研修の中に実施団体における実践を取り入れる他、情報交換の場としても活用することによって、冒険遊び場の実施箇所数の増を図った。(平成24年度で事業終了)	冒険遊び場リーダー研修修了者 25名(延べ25名) 24名(延べ24名)	冒険遊び場リーダー研修修了者 25名(延べ50名) 92名(延べ116名)			

施策1-3 特色ある学科を設置するなど魅力と活力ある県立学校づくりを進めます。

○生徒の多様なニーズに応えるとともに、高校教育の活性化を図るため、再編計画に基づき高校再編の取組を進めるとともに、教育活動の充実を図るなど、魅力と活力ある学校づくりを進めます。

○学校だけでは解決が困難な事案に対して、学校へ弁護士、医師、臨床心理士等の専門家の緊急派遣を行います。

○厳しい就職状況の中で、特別支援学校等の職業教育の充実を図り、企業就労を進めます。

○学校においてこれまでから積み上げてきた教育力を基盤に、専門家との連携を強化し、地域・家庭・学校が一体となって、いじめから子どもを守る環境づくりを進めます。

(施策の評価)

県立高校において、再編計画を着実に実施するとともに、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばす取組など、各学校の特色を生かした学校づくりを推進できた。
小中学校において、きめ細かな指導に向け、少人数学級編制の拡大および少人数指導を実施するとともに、「学ぶ力向上 滋賀プラン」を策定し、学力・体力の向上に向けた実践的な取組を行った。

滋賀ならではの特別支援教育の構築を推進するため、基本ビジョンを策定するとともに、障害のある生徒の職業的自立、社会参加を図る支援を行った。
子ども自身がいじめを行わない学校づくりに取り組むとともに、学校が関係機関と連携し総合的に取り組むことにより、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を促進できた。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
県立高等学校の再編の推進 A	県立高等学校の魅力と活力を一層高め、滋賀の子どもたちに将来にわたって豊かな教育環境を提供するため、平成24年12月に策定した再編計画に基づき高校再編の取組を推進する。	○計画に基づき再編する学校数 ・総合単位制高校の設置 →1校(H26年度) (・統合新校の設置→2校(H28年度)) ・地域に根ざした学校づくり →1校(H26年度) ・職業系専門学科の改編等 →7校(H26年度) ・総合学科の充実→1校(H26年度) ・定時制課程の見直し →2校(H26年度)			●再編計画に基づく新校開設や学科改編等		学校支援課
		(事業の評価) 再編計画に基づき、再編対象校への指導・助言を行い、総合単位制高校の設置をはじめ、課程・学科の改編等を確実に進めることができた。 また、平成28年度の統合新校(彦根、長浜)設置に向けて、条例改正により新校校名等を決定するなど、開設に向けて準備を着実に進めることができた。				総合単位制高校の設置、学科改編等 12校 12校	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
確かな自己実現支援事業 A	継続的な高大連携や高校間の連携を進めることなどにより、体験的・問題解決的な教育活動等を展開し、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし自己実現を図る。	○体験的・問題解決的な教育活動や高度な技能を習得する活動、地域に貢献する活動等に取り組む各年度の学校数 － (H21年度) →15校 (H26年度)	●体験的・問題解決的な教育活動や高度な技能を習得する活動等の実施				学校教育課
		(事業の評価) 体験的・問題解決的な教育活動、外部講師による講座や技能講習、地域への拡大と地域貢献等において、指定校それぞれの強みを生かした意欲的な取組が展開された。 事業の満足度は、指定校20校の平均で92.6%であり、各校において魅力と活力ある学校づくりが着実に進められている。	15校で実施 16校で実施	15校で実施 17校で実施	15校で実施 20校で実施	15校で実施 20校で実施	
子どもの学び改善プロジェクト A A	小中学校児童生徒の学力向上を図るため、言語活動の充実を通して基礎学力の定着に取り組む実践研究、放課後を活用した補充学習の体制づくりの支援、評価問題の活用による記述する力の育成を推進する。	○言語活動スタートアップ事業研究指定校数 － (H25年度) →小学校11校・中学校11校 (H26年度) ○放課後を利用した補充学習を、5年生児童に対して週1回以上実施する学校の割合 － (H25年度) →全小学校の30% (H26年度) ○記述式の問題を活用して授業改善に取り組む学校数 － (H25年度) →全小・中学校 (H26年度)				●実践研究の実施 研究指定校 22校 ●補充学習の実施 5年生児童に対して週1回以上実施 全小学校の30% 31% ●記述式問題活用 全小・中学校 全小・中学校	学校教育課
		(事業の評価) 言語活動スタートアップ事業の指定校をはじめ、各学校で記述式の評価問題の活用を推進することにより、児童生徒が自分の考えを話したり、書いたりして伝えるなど表現(記述)する力や学習意欲の向上が見られた。また、放課後を活用した補充学習の実施により、児童のつまずきにに応じたきめ細かな指導を推進することができた。					
子どもの体力向上に向けた実践的取組事業 B	小学生の体力向上に向けて、各市町に拠点となる小学校を設定し、先進県での取組を参考に10分間運動の導入等、体力向上に向けた実践的な取組を行う。	○朝や業間、放課後を利用し、全校児童を対象とした10分間の運動を実践している小学校数 － (H25年度) →19校 (H26年度)				●10分間運動等の実践 19校で実施 18校で実施	スポーツ健康課
		(事業の評価) 県内19市町のうち18市町において1校ずつ拠点校を設け、朝休み、長休み、昼休み、放課後などに「10分間運動」を実践し、全校児童が様々な運動を実施した。 このことにより、子どもたちが様々な運動を経験し、運動(遊び)に興味・関心を持ち、楽しんで取り組めるようになった。また、拠点校の実情や課題に応じた運動(遊び)プログラムを工夫し、実践的取組事例を作成することができた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「ともに学び、ともにめざす」滋賀の特別支援教育推進事業 A A A A	障害のある子とない子がともに学ぶモデル事業や、望ましい就学指導を進める研究会議、県民等を対象とした全体フォーラムを開催するとともに、インクルーシブ教育システムの構築をめざした滋賀のめざす特別支援のあり方について検討する。 ※インクルーシブ教育 障害者権利条約（24条）や障害者基本法（16条）の各条で、共生社会（ノーマライゼーション社会）形成のための教育分野における取組として示されたもの。 「可能な限り障害者である児童および生徒が障害者でない児童および生徒と共に教育を受ける教育」と訳される。	○今後の滋賀の特別支援教育の方向性を示す。 (H25)内部検討 → (H26～)外部識者等の意見を交え、本県特別支援教育のあり方を抜本的に見直し、インクルーシブ教育の構築に向けた基本的な考え方を明らかにする。 ・ともに学ぶモデル事業や県民フォーラムによりインクルーシブ教育構築の取組を進める。 ・市町教委とともに適正な就学指導について検討する。（就学の手引書の作成）				●インクルーシブ教育システム構築に向けた ・滋賀の特別支援教育のあり方の検討 基本ビジョンの策定 ・モデル事業を実施（2地域） 2地域 ・全体フォーラムの開催（1回） 1回 ・就学の手引書の作成 手引書の作成	学校支援課
		（事業の評価） 障害のある児童生徒の自立と社会参加をめざしたこれからの滋賀のめざす特別支援教育のあり方の検討を進め、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」を取りまとめることができた。 また、障害のある子とない子が、本物の芸術に触れる共通体験や共同創作活動を通して、自己表現や他者受容の力を高める学習プログラムを実施（2地域）し、その成果を県民フォーラム（1回）で報告するとともに、市町教育委員会等と就学指導の基準の統一的理解（手引書の作成）を図るなど、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を着実に進めることができた。					
小中学校における少人数学級編制の拡大 A	子どもと向き合う時間を確保し、より一層きめ細かな指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着や、児童生徒一人ひとりの個性や能力をのばすため、少人数学級編制を実施する。	○小中学校における少人数学級編制の実施・拡大 小1（国標準）、小2（国加配）、小3および中1、小4～6のいずれか1学年（H24年度） →小1（国標準）、小2（国加配）、小3および中1、小5・6のどちらか1学年、小4、中2、中3（H26年度）				●少人数学級編制の実施・拡大 小1（国標準） 小2（国加配） 小3および中1 小4～6のいずれか1学年 中2、3 実績 小1（国標準）、小2（国加配）、小3および中1、小4～6のいずれか1学年、中2・3 小1（国標準） 小2（国加配） 小3および中1 小5・6のどちらか1学年 小4、中2、3 実績 小1（国標準）、小2（国加配）、小3および小4、小5・6のどちらか1学年、中1～3	教職員課
		（事業の評価） 少人数学級編制を小学校4年生にも拡大し、全体で小学校で190人、中学校で173人の教員配置を行った。これにより、教員の児童生徒への関わりが増え、児童生徒間の良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
生徒指導緊急サポート事業 A	子どもの命に関わる重大事案が発生した場合、弁護士等の専門家が専門的知見による助言・支援を行い、警察等司法に加え、福祉や医療機関とも一体となった危機対応を実施する。また、いじめで悩む子ども支援事業との合同ケース会議を実施し、いじめ問題への対応支援を行う。	○相談体制を整備し学校を支援 －（H24年度） →いじめで悩む子ども支援事業との合同ケース会議 月2回実施（H26年度）		●相談体制を整備し、学校を支援			学校教育課
				●複数の関係機関が一体となった具体的な連携推進	いじめ問題対応専門員との連絡会議 12回	相談支援員（いじめで悩む子ども支援事業）とのケース会議 月2回	
				相談体制を整備し学校を支援	いじめ問題対応専門員との連絡会議18回	相談支援員とのケース会議 月2回以上（25回）	
		（事業の評価） 弁護士による相談会は12回開催して33件の相談を受け、緊急支援では大学教授9回、臨床心理士49回、弁護士10回、精神保健福祉士1回、社会福祉士1回の合計70件の派遣を行い、生徒の精神的動揺を和らげ、日常の回復を迅速に図ることができた。					
いじめで悩む子ども支援事業 （旧いじめ問題対応専門員配置事業） A	「相談支援員」を各地域に配置し、子どもや保護者からの相談対応を行うとともに、解決に向けての支援を図る。 また、市町との連携が必要な場合には「相談調整員」が連携を図るとともに、定期的な情報交換を行う。	○第三者的な立場から子どもに寄り添いながら、いじめ解決に向けた支援を実施（H25年度まで） －（H24年度）→本部（県立含む）・県内4地域に専門員配置（H25年度）→本部（県立を含む）・県内4地域に相談員配置（H26年度）			●第三者的な立場から子どもに寄り添いながら、いじめ解決に向けた支援を実施		学校教育課
					本部（県立含む）・県内4地域に専門員配置	本部（県立含む）・県内4地域に相談支援員配置	
					本部（県立含む）・県内4地域に専門員配置	本部（県立含む）・県内4地域に相談支援員配置	
		（事業の評価） 専門員が直接学校に出向いて、紙芝居や寸劇等により、いじめの相談について子どもたちに呼びかけたり、周知のチラシを手渡しで配布するなどした結果、延べ500件を超える相談があった。26年度においては、いじめの未然防止教室やネット上のいじめ防止教室を相談員が行うなど、さらに一歩進んだ取組ができた。 また、専門員に対する研修を計画的に行うとともに、月2回のケース会議を開催し、有識者からの助言を得て相談者に直接出会い、「子どもの思い」に寄り添った対応を行ったケースが増え、より第三者的な立場から関わる事ができた。					
いじめ対策調査研究事業 A	学識経験者からなる「いじめ対策研究チーム会議」を開催し、いじめ問題の原因と背景について分析・研究を行うとともに、恒久的な対策の策定に向け、専門的な見地からの意見を求める。また、教職員に対する研修会等を開催し、教員の資質向上を図る。	○恒久的ないじめ対策の策定（H26年度）			●恒久的ないじめ対策の策定に向け、専門的な見地から報告を求める。	当事業の成果も踏まえH25年度に策定したいじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策を推進する。	学校教育課
					研究チーム会議、研修会等23回実施	学校いじめ基本方針に基づき、実効的な取組を実施した。	
					研究チーム会議、研修会等16回実施		
		（事業の評価） いじめ対策研究チーム会議の最終報告およびいじめ防止対策推進法を踏まえて条例に基づき設置した滋賀県いじめ問題対策連絡協議会を年間2回、滋賀県立いじめ問題調査委員会を年間4回開催し、いじめ対策について意見をいただき、実効的な対策につなげることができた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀県いじめ問題 対策連絡協議会 B	いじめ防止対策推進法の規定に基づき、 県の関係部局と関係機関・団体が連携して いじめから子どもを守るための対策を推進 するために、「滋賀県いじめ問題対策連絡 協議会」を設置する。	いじめの現状をはじめ、それぞれの機 関・団体における対策の実施状況やその 効果、課題等について意見・情報交換を 年間3回実施し、対策の方針や方向性 について検討する。				●協議会の設置 年間3回開催 年間2回開催	学校教育課
		(事業の評価) 平成26年5月と11月に計2回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会を実施し、関係機関との情報共有を行うとともに、現場の 対応スキルの向上や加害者への対応について議論をし、いじめ問題の実効的な取組につなげた。					
滋賀県「絆をつむ ぐ学校づくり」研 究事業 A	いじめ問題の対応として、児童生徒が生 徒会活動等により「自己有用感」や絆を感 じることができる学校づくりを推進すると ともに、校内組織の役割分担や連携につい て具体的なモデルを開発し、その成果の普 及を図る。	○小・中・高等学校それぞれの校種に調 査研究校を指定 － (H25年度) →5校 (H26年度)				●調査研究校の指定 と研究成果の普及啓 発 調査研究校 5校 研究校 小2 中2 高 1校 リーフレットの作 成配布	学校教育課
		(事業の評価) 平成26年度は、小中高5校を研究指定校とし、児童生徒によるいじめ防止のための自主的・自立的な活動の充実を図り、 自己有用感や絆を感じられる学校づくりを行うとともに、学校組織体制の充実と教職員の指導力の向上をはかる取組を実施 し、リーフレットにまとめ県内各学校に普及啓発した。					
スクールカウンセラー 等活用事業 A	いじめの未然防止、早期対応を促進するた め、「いじめから子どもを守るための相談 活動推進事業」とあわせて、スクールカウ ンセラーの相談体制の充実を図る。また、 子どもいじめ夜間相談電話を開設し、いじ め等の悩みの相談を受け付ける。	○スクールカウンセラーを県内全ての公 立中学校および県立高校に毎月派遣し、 相談体制の充実を図る。 － (H21年度) →いじめから子どもを守る相談活動推進 事業と合わせて1校あたり訪問回数月 1.5～8.9回 (H26年度)			●いじめ、不登校等の未然防止、早期対応を 促進 1校あたり1.5～5回訪 問 1校あたり1～6回訪 問	1校あたり1.5～8.9回 訪問 1校あたり1.3～10.1 回訪問	学校教育課
		(事業の評価) 24時間電話相談の相談件数は3,688件に、スクールカウンセラーによる相談は24,599件となり、いじめの深刻化を防ぐ ための早期対応が促進された。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
スクールソーシャル ワーカー活用事業 A	社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置することにより、子どもの支援の充実を図るとともに、教職員に福祉的な視点を定着させる。	○スクールソーシャルワーカーを困難な課題を抱える小学校へ配置することにより、児童を取り巻く環境の改善・調整を図る。 － (H22年度) →11市11小学校に配置 (H26年度)			●いじめ、学校不適応等の未然防止、早期対応を促進	スクールソーシャルワーカー 11市11小学校に配置 11市 11小学校に配置	学校教育課
		(事業の評価) 10名のスクールソーシャルワーカーを11小学校に配置するとともに、県内公立小学校の約3分の1、県内公立中学校の約5分の1の学校でスクールソーシャルワーカーがケース会議や研修会に参加するなどして、子どもや教職員への支援が図れた。本事業によるケース会議は372回開催された。					
県立特別支援学校 キャリア教育総合 推進事業	障害のある生徒の社会参加と職業的自立を促進するため、キャリア教育アドバイザーを配置し新たな実習・就職先企業の開拓を行う。また、就業体験や就職先企業のフォローアップの充実を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握したキャリア教育を行う。	○高等養護学校各年度卒業者の企業就職者数 19人 (H21年度) →30人 (H26年度)	●教育内容の充実、新たな就労先や就労体験企業の開拓				学校支援課
		高等養護企業就職者 22人 実績23人	高等養護企業就職者 24人 実績24人	高等養護企業就職者 28人 実績 37人	平成26年度は施策2-1に新規設定した「企業の知見を生かした就労支援強化事業」において目標に向けた取り組みを行う。		
		(事業の評価) 平成26年度に県立高等養護学校を卒業した45名のうち、企業就職者は37名であり、年次計画は順調に進捗している。今後さらに、個々の生徒の希望と実態に応じて職業的自立が図られるよう、キャリア教育の充実や就労先になる企業の開拓等を進めていく。					

2 働く場への橋架けプロジェクト

(総合政策部、健康医療福祉部、商工観光労働部、教育委員会)

【目指す方向】

人のつながりや地域のつながりを強化することなどにより、若者、女性、障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが多様な働く場に参加でき、力を発揮できる環境を整備し、地域社会での安定した生活の糧を確保します。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H26年度 (目標)	H26達成率 (達成度)	H26 進捗度
○就業人口の継続的な増加	735,000人 (平成27年2月公表 労働力調査参考資 料 都道府県別モデル 推計値)	728,000人	732,000人	748,000人	741,000人	741,000人	→ 継続的 な増加	100%	★★★★
○職業訓練受講者の就職率	65%	61%	71.6%	71.9%	74.2%	71.7% (速報値)	→ 70%	100%	★★★★
○男女共同参画センターの支援 を受けて活躍する女性の数	18人	34人	65人	88人	103人	121人	→ 100人	100%	★★★★
○平日の昼間に保育を利用でき る児童の数	26,897人	28,772人	29,839人	30,850人	33,108人	34,611人	→ 29,000人	100%	★★★★
○放課後児童クラブの受入人数	8,232人	8,393人	8,451人	8,919人	9,556人	集計中	→ 10,000人	-	-
○働き・暮らし応援センターを 利用して就業する人の数	287人	369人	407人	378人	410人	407人	→ 500人	56.3%	★★

【目標】

○子どもたちの勤労観・職業観が育まれていること。
○男女を問わず、若者が能力と適性にあった職業を選択し、職業人として自立できていること。
○失業や転職による離職者を働く場につないでいく職業訓練や職業紹介の環境が整備されていること。
○子どもを生み育てながら働く場とつながりを続けるための環境が整備されていること。
○高齢者や障害のある人が自らの力に応じて働き、自立した生活が続けられることができる環境が整備されていること。

【プロジェクトの評価】

【教育の橋】

- ・早期から職業体験に取り組むことで、勤労観や職業観が育成され、社会に役立つ人材づくりに努めた。
- ・小学生と中学1年生を対象とした「おうみごと体験事業」を実施し、職業体験機会の充実が図れた。

【失業者の橋】

- ・若年求職者に対する各支援機関が一体となり、ハローワーク機能を併設し、ワンストップで支援が行える「おうみ若者未来サポートセンター」の運営により、若者求職者への支援の充実を図った。
- ・「求職者総合支援センター」は、国の制度終了後も国との「一体的実施施設」として国のハローワークを併設して継続設置することとした。
- ・平成27年度までの5年間を計画期間とした「第9次滋賀県職業能力開発計画」をもとに、積極的に職業能力開発に取り組んでいる。

【家族・地域の橋】

- ・「CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト」や滋賀マザーズジョブステーションの運営、多様な女性の社会参画意欲に対する男女共同参画センターの総合的な支援により、女性のニーズに対応しながら、女性の再就職支援や仕事と子育ての両立支援、様々な活動への参画支援など、女性の潜在的な能力と意欲を活かせる社会に向けた取組を重点的に進めることができた。今後は、女性の活躍推進に向けた支援が、県下各地域に一層浸透するよう取り組む必要がある。
- ・県に中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員を設置し、中小企業関係団体と協働し、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組促進を図った。

【障害のある方の橋】

- ・「働き・暮らし応援センター」において、関係機関と連携し、就労支援を行っている中、雇用情勢の回復のきざしや法定雇用率の上昇による雇用促進の進展もあり、目標のほぼ8割を達成した。また、造形活動については、アール・ブリュットの魅力を県民に広め、定着と推進を図った。
- ・重度障害者の地域生活支援について、新・障害者福祉しがプランに沿って必要な支援がしっかりと確保できるよう、市町と連携しながら進めることができた。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）】

- ・厚生労働省の労働政策審議会の答申を受け、民間企業の障害者の法定雇用率を平成25年度から0.2%引き上げ2.0%とする政令の改正が行われた。
- ・子ども・子育て関連3法の成立により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月1日から施行された。
- ・現在、地方分権改革推進本部の中に設置された地方分権改革有識者会議の雇用対策部会において、無料職業紹介事業に関する事務・権限の見直し等について検討されている。
- ・国においては、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは喫緊の課題であるとして、成長戦略の柱に「女性の活躍推進」を位置づけ、女性の活躍推進に向けた様々な取組を進めている。
- ・国の「好循環実現のための経済対策」で「地域人づくり事業」が(平成25年度補正予算)が創設され、これまで実施してきた「起業支援型地域雇用創造事業」に加えて、若者や女性等の雇用機会を創出するとともに、賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する取組を推進することとされた。

施策2-1 地域や企業など現場の人による子どもの多様な職業教育を進めます。

○学校から社会・職業へのスムーズな移行や社会人・職業人として自立を図るため、小学生から大学生まで、それぞれの段階に応じた職業体験等の取組を進めることにより、働くことの意義など、しっかりした勤労観・職業観を育成します。

(施策の評価)

・早期から職業体験に取り組むことで、勤労観や職業観が育成され、社会に役立つ人材づくりができた。
・中学2年生の「中学生チャレンジウィーク事業」につながるよう、小学生と中学1年生を対象とした「おうみしごと体験事業」を実施し、職業体験機会の充実が図れた。今後も体験ブースの追加や定員増などを検討し、フェスタの充実を図る必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
おうみしごと体験事業 A	小学生から中学1年生の児童・生徒を対象に、様々な職業を紹介するとともに、実際のしごとを体験する場として、「おうみしごと体験フェスタ」を開催し、職業観・勤労観を育むきっかけ作りを行う。	○おうみしごと体験フェスタでのしごと体験参加者数 － (H22年度) →4,000人 (H23年度～)	●おうみしごと体験フェスタの開催				労働雇用政策課
			参加者 4,000人 参加者 4,000人	参加者 4,000人 参加者 4,000人	参加者 4,000人 参加者 4,300人	参加者 4,000人 参加者 4,500人	
		(事業の評価) ・2日間にわたり「おうみしごと体験フェスタ」を開催し、多くの子どもたちがしごとを体験することにより、職業観、勤労観を育むきっかけづくりを行うことができ、目標を達成した。 ・今後も本事業に、より多くの子どもたちが参加されるよう事業内容の充実を図り、事業効果を高めていく。					
中学生チャレンジウィーク事業 B	子どもたちの勤労観・職業観を育み、自らの将来の生き方を見出ししていく力を養うため、中学2年生に対し5日間の職場体験を実施する。	○5日間以上の職場体験を実施した公立中学校数 87/100校 (H21年度) →全公立中学校 (H23年度～)	●5日間以上の職場体験の実施				学校教育課
			全公立中学校で実施 100校で実施	全公立中学校で実施 98校で実施	全公立中学校で実施 100 校で実施	全公立中学校で実施 98校で実施	
		(事業の評価) ・5日間の職場体験を実施することにより子どもたちの勤労観・職業観を育むことができた。各市町の推進体制の確立、受入事業所や他校種との連携を深める取組が必要である。					
普通科におけるキャリア教育推進事業	高等学校普通科におけるキャリア教育を進めるため、外部講師を積極的に活用し、学習内容の充実を図る。また、指定校を設け、1、2年生を対象に就業体験を実施する。	○普通科高校就業体験実施校数 － (H21年度) →6校 (H25年度)	●普通科高校における就業体験の実施				学校教育課
			2校 2校	4校 4校	6校 6校		
		(事業の評価) ・普通科のある全ての全日制高校33校において、外部講師を積極的に活用し、教育活動全体を通じてキャリア教育の充実を図った。 ・堅田、水口、伊香、愛知、北大津、野洲の6校を就業体験実施校として指定し、生徒に勤労観・職業観を身に付けさせる機会を設けることができた。 ・なお、本事業については25年度で終了し、26年度から、県立高等学校キャリア形成支援事業に移行した。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	20 上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
県立高等学校キャリア形成支援事業 A	社会人基礎力の育成や就業体験を効果的に活用しながらキャリア教育の実践研究に取り組み、社会的・職業的自立を目指す効果的なカリキュラムの研究・開発を行う。	○キャリア形成支援研究指定校 － (H25年度) →8校 (H26年度)				●効果的なカリキュラム 8校で実施 8校で実施	学校教育課
		(事業の評価) ・各校が各教科、総合的な学習の時間、特別活動をキャリア教育の観点から見直して整理し、キャリア教育のカリキュラムを作成した。 ・各校が大学関係者や地域人材等を招いての演習やボランティアなどの体験活動により、社会人基礎力の育成を図った。 ・今後各校が作成したカリキュラムに基づき、キャリア教育を実施することを通して、検証や評価を行っていく必要がある。					
職の担い手育成事業 A	「職の担い手育成推進校」を指定し、地域産業と高校との連携により、インターンシップ等の就業体験など、実践的な体験学習を実施する。	○就業体験の実施校数 － (H21年度) →9校 (H26年度)	●地域産業と高校との連携により実施 8校で実施 8校で実施 8校で実施 9校で実施 8校で実施 8校で実施 9校で実施 9校で実施				学校教育課
		(事業の評価) ・事業を通じて各校が地域産業との連携を密に取ることにより協力体制が進み、インターンシップや企業技術者等による学校での実践的指導、専門高校と企業の共同研究などが確立でき、実際の・実践的な学習活動が定着した。その結果、技能協議会での入賞や技能検定での上位級合格に結びついた。 ・事業実施校が出席する職の担い手連絡協議会を開催し、各校の実務担当者から取組内容、成果、課題等について発表を行ったことで、情報の共有が図られ、学校ごとに課題解決に向けた取組が進み、生徒に勤労観・職業観を育むことができた。					
伝統産業弟子入り体験推進事業 B	芸術系大学生や高校生等が、産地組合等の受け入れにより、伝統産業のものづくり体験と研修課題に取り組む。	○伝統産業弟子入り体験者数 － (H22年度) →200人 (H23～26年度累計)	●伝統産業のものづくり体験の実施 50人参加 50人参加 50人参加 50人参加 29人参加 5人参加 9人参加 25人参加 (累計 68人)				モノづくり振興課
		(事業の評価) ・体験者は目標を下回ったものの、本事業で学生が発案したコンセプトデザインを基に新商品開発が進められ、実際に店頭で販売される事例が現れてきた。受け入れ側の組合にとっても、事業成果が出てきたものと言える。					
企業の知見を生かした就労支援強化事業	企業就労を進めるため、企業の知見を生かした作業学習の見直しと授業改善を行うとともに、働くことに必要な基礎的な態度や技能を身につけるための新たな仕組みづくりを進める。	○高等養護学校各年度卒業者の企業就職者数 19人 (H21年度) →30人 (H26年度)				●企業の知見を生かした教育内容の充実 高等養護企業就職者 30人 37人	学校支援課 (※施策 1－3「県立特別支援学校キャリア教育総合推進事業」で取り組んできた目標を当該事業に新規設定

A	(事業の評価) 平成26年度に県立高等養護学校を卒業した45名のうち、企業就職者は37名であり、年次計画は順調に進捗している。今後さらに、個々の生徒の希望と実態に応じて職業的自立が図られるよう、キャリア教育の充実や就労先になる企業の開拓等を進めていく。	(事業の評価) 平成26年度に県立高等養護学校を卒業した45名のうち、企業就職者は37名であり、年次計画は順調に進捗している。今後さらに、個々の生徒の希望と実態に応じて職業的自立が図られるよう、キャリア教育の充実や就労先になる企業の開拓等を進めていく。
----------------	--	--

施策2-2 高等学校・大学・企業などとの連携による若者の就職支援と、失業者や離職者への職業訓練を充実します。	○高校や大学などの新規卒業者を含め多くの若者が就職できなかったり、失業した人が再就職できないという大変厳しい状況が続いています。 そのため、支援を必要とする若年求職者に対して、学校や企業、ハローワークが一体になり、相談から就職まで一貫した支援を行うとともに、失業者に対し職業訓練の機会を提供し、再就職を支援します。
--	---

(施策の評価) ・若年求職者に対する各支援機関が、それぞれの強みを活かしながら、関係機関と連携し、就職の促進を図った。これらの支援機関が一体となり、ハローワーク機能を併設し、ワンストップで支援が行える「おうみ若者未来サポートセンター」を運営することにより支援体制の充実を図った。今後、それぞれの強みを活かし、経済団体等を含む関係機関と連携を強め、職業訓練を活用した、一層効果的な支援を展開する必要がある。 ・「求職者総合支援センター」については、国の制度終了後の平成24年度以降においても国と県がハローワークと併設する一体的実施施設として継続設置した。これにより、一層の周知が図られ、就職の促進を図ることができた。 ・職業訓練については、平成27年度までの5年間を計画期間とした「第9次滋賀県職業能力開発計画」を策定し、積極的に職業能力開発に取り組んでいる。引き続き雇用の見込まれる訓練コースの拡充を図るとともに、企業と訓練受講生とのマッチングが図れるよう就職支援していく必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H23	H24	H25	H26	
おうみ若者未来サポートセンターの設置 A	若年求職者に対する支援機関を一体化したおうみ若者未来サポートセンターを設置するとともに、カウンセリング機能を強化するなど、支援策の充実を図る。 併せて、サポーター企業の組織化を進め、安定的な雇用の受け皿を確保する。	○おうみ若者未来サポートセンター(ヤングジョブセンター、滋賀の三方よし人づくりセンター等)を通じた就職者数 1,672人(H21年度) →1,600人(H26年度) (事業の評価) ・若年者に対する就業支援の一層の充実を図るため、各支援機関(ヤングジョブセンター滋賀、滋賀の“三方よし”人づくり推進センター、滋賀県地域若者サポートステーション等)を一体化した「おうみ若者未来サポートセンター」を平成24年3月に開設した。 ・「おうみ若者未来サポートセンター」を構成するヤングジョブセンター滋賀、滋賀の“三方よし”人づくり推進センター、滋賀県地域若者サポートステーションを通じた支援による就職者数は、目標の1,600人に対して、平成26年度は1,916人と目標を上回り就職の促進を図ることができた。 ・若年者の失業率は依然として高水準で推移し、平成22年3月の大学卒業者における就職後3年目までの離職率が3割を超えているなど、依然として厳しい状況にあることから、引き続き「おうみ若者未来サポートセンター」を構成する各機関が持つそれぞれの強みを活かしながら、相談から就職までの一貫したサービスを漏れなくワンストップで提供していく。	●おうみ若者未来サポートセンターによる就職支援				労働雇用政策課
就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	就職者数 1,740人	就職者数 2,131人	就職者数 1,812人	就職者数 1,916人

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	22 上段：年次計画 下段：年次実績				所管課	
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6		
求職者総合支援センター事業 A	中高年齢者および外国人等の離職を余儀なくされた者等求職者の生活の安定および再就職を図るため、求職者総合支援センターを国の制度終了後も国との「一体的実施施設」として引き続き設置し、生活・就労に関する総合的な相談支援を実施する。	○求職者総合支援センターを通じた就職者数 205人(H22年度) →220人(H26年度)	—	●求職者総合支援センターによる就職支援			労働雇用政策課	
				就職者数 220人	就職者数 220人	就職者数 220人		
				就職者数 567人	就職者数 553人	就職者数 520人		
	(事業の評価) ・平成20年度以降の急速な経済雇用情勢の悪化により、離職を余儀なくされた者等、求職者の生活および就労に関する総合窓口として、平成21年3月に当センターを開設し就職促進を図ってきた。 ・当センターを利用した就職者数は目標220人に対し、H26年度実績520人と大幅に目標を上回ったところである。しかしながら、有効求人倍率が上昇し雇用情勢が回復していること、生活相談者数が減少していること、またH27.4月から、生活困窮者自立支援法により各市の福祉事務所等に生活・就労相談窓口が設置され業務が重複すること等から、当センターをH27.3月に廃止する一方、中高年齢者を対象とした新たな就労支援の拠点を設置して、キャリアカウンセリング等の幅広い相談を支援していく。							
職業訓練の実施による就職支援 A	高等技術専門学校（米原・草津校舎）において、新規高卒者および離転職者に対する職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した職業訓練を実施し、就職支援を行う。	○職業訓練受講者の就職率 65% (H21年度) →70% (H26年度)	●高等技術専門学校および民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実施				労働雇用政策課	
			就職率 68%	就職率 69%	就職率 70%	就職率 70%		
				就職率 71.6%	就職率 71.9%	就職率 74.2%	就職率 71.7%	
	(事業の評価) ・ものづくり分野の訓練の他に、雇用の見込まれる介護系分野などの訓練コースの拡充を図るとともに、就職支援アドバイザー等による就職支援の強化を図り、目標に達した。 ・引き続き雇用の見込まれる訓練コースの拡充を図るとともに、企業と訓練受講生とのマッチングが図れるよう就職支援を行う。							
生活困窮者自立支援事業 B	平成27年度から施行予定の生活困窮者自立支援制度を円滑に開始できるようモデル事業を実施するとともに、市町における相談支援事業等の立ち上げ支援を行う。	○相談窓口の設置 — (H25年度) →6箇所 (H26年度)				●相談窓口の設置	健康福祉政策課	
						6箇所		6箇所
		○就労場所の確保と開拓				●就労場所の確保と開拓		
		○被保護世帯の中学生学習支援 4箇所 (H25年度) →15箇所 (H26年度)				●学習支援		
						実施箇所数 15箇所		
						8箇所		
	(事業の評価) ・各町社会福祉協議会に相談窓口を設置するとともに、運営体制、関係機関との連携、支援のあり方等関係機関による検討会、学習会を繰り返し開催したことで、平成27年4月からの生活困窮者自立支援制度開始に向けた体制づくりを行うことができた。 ・貧困の連鎖を防ぐ学習支援の取り組みについては、平成26年度において8市が実施しており、平成27年度にはさらに2市が実施する予定である。残る3市と東近江および湖東健康福祉事務所管内においては、課題となっている対象者の範囲や関係機関との調整にむけた検討会議等を実施する予定である。							

施策2-3

女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援します。

28

○女性の労働力率が30歳代に大きく落ち込むM字カーブを描いており、また出産・子育てによる離職後の女性の再就職や継続した就労、社会へ一歩踏み出したい女性を支援するしくみが十分整備されていないことから、ワーク・ライフ・バランスの推進や保育所、放課後児童クラブなどの子育て環境の充実を図るとともに、一時預かりや就労相談、職業紹介など就労支援をワンストップで行う窓口を整備します。

(施策の評価)

・「CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト」や「滋賀マザーズジョブステーション」、「女性のチャレンジ支援事業」において、女性のニーズに対応しながら、女性の再就職支援や、仕事と子育ての両立支援、様々な活動への参画支援など、女性の多様な活躍への支援を重点的に進めることができた。今後は、女性の活躍推進に向けた支援が、県下各地域に一層浸透するよう取り組む必要がある。

・ワーク・ライフ・バランスの推進では、「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」を設置し、中小企業関係団体と協働でセミナーの開催や企業訪問指導、具体的な取組事例の発信を行ったが、今後も新たな団体との協働や取組企業への継続支援、モデル事例の発信により、「経営戦略」としてのワーク・ライフ・バランスの理解を推進していく必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
A 女性の活躍の場拡大応援事業 (旧女性活躍推進プロジェクト応援事業) B	滋賀の経済・地域の活性化の切り札として様々な分野で女性の能力や潜在的な力の活用を図る「CARAT(カラット) 滋賀・女性・元気プロジェクト」の一環として、県として取り組む施策を重点的かつ庁内横断的に展開するための検討を行うとともに、大学生等による普及啓発、女性のNPO活動等への支援など、女性の活躍の場の拡大に向けた総合的な情報発信を行う。	○女性活躍推進展開方策の決定（平成25年度） ○NPO法人の役員における女性比率 28%（平成24年度） →30%（平成26年度）			●展開方策の検討 展開方策の決定 展開方策の決定	●展開方策の事業化に向けた検討 展開方策に基づく事業の展開 CARAT滋賀・女性・元気プロジェクトの実施 NPO法人役員の女性比率 30% 27%	県民活動生活課 女性活躍推進課
		(事業の評価) ・男女共同参画推進本部において決定した展開方策に基づき、女性活躍推進に関する事業を部局横断で取りまとめ、平成26年度は「CARAT 滋賀・女性・元気プロジェクト」として22事業を実施した。 ・今後は、女性のライフステージ（進路選択、子育て、再就職、継続就労、起業、キャリアアップなど）に応じたきめ細かな支援を行えるよう、さらにプロジェクトの充実を図る必要がある。 ・NPO法人役員の女性比率については目標を下回ったが、法人向け説明会等における女性登用の呼びかけにより、平成26年度以降に設立認証した団体においては目標を上回る33%であった。					
滋賀の女性経営者 フォーラム開催事業 A	県内の各分野で活動している女性経営者が一堂に会し交流することにより、経営者としての女性の社会進出の促進と地域経済の活性化を図る。	○県内女性経営者の参加者数 －（H24年度） →200人（H25、H26年度）			●経営者としての女性の社会進出の促進 参加者数 200人 参加者数 232人	参加者数 200人 参加者数 209人	中小企業支援課
		(事業の評価) ・目標数を上回る参加者があり、女性経営者の活躍の機運醸成が図られるとともに、積極的な交流や意見交換により女性経営者のネットワークの促進が図られた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	24 上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
女性の就労トータルサポート事業 (マザーズジョブステーション) A A	出産や子育てによる離職後の女性の再就職や、社会へ一歩踏み出したい女性、自立をめざす母子家庭の母等を支援するため、就労相談や仕事と子育ての両立に向けたアドバイス、一時預かりの実施、求人情報の提供や職業紹介などの就労支援をワンストップでできるシステムを整備する。	○マザーズジョブステーションを通じた就職件数 ー（平成22年度） →400件（平成26年度）	●関係機関調整 開設準備	●マザーズジョブステーション(MJS)の開設・運営			女性活躍推進課 子ども・青少年局 労働雇用政策課
			年間就職件数 100件 年間就職件数 109件	年間就職件数 250件 年間就職件数 251件	年間就職件数 325件 年間就職件数 246件	●マザーズジョブステーションを南部地域に開設 (仮称)南部地域MJSの開設・運営 南部地域滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前を開設し、運営を開始 年間就職件数 400件 年間就職件数 550件	
			(事業の評価) ・男女共同参画課、子ども・青少年局、労働雇用政策課の部局横断による連携と、滋賀労働局の協力により、滋賀マザーズジョブステーション（近江八幡）、滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前（26年8月開設）の2カ所において、就労に至るまでの個別相談やアドバイス、保育情報の提供、一時保育の実施、職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで行った結果、就職件数は550件と目標を達成することができた。 ・今後は、滋賀マザーズジョブステーションではどのような支援を受けられるのか、わかりやすく伝えていく取組を通じて、さらに県下各地域への一層の浸透に努める必要がある。				
女性のチャレンジ支援事業 A	女性の新たなチャレンジへの支援として、起業やコミュニティビジネス等に向けて講座の実施などを行うとともに、相談の入り口から社会参画に結びつくまでの継続したサポートを行う。	○男女共同参画センターの支援を受けて起業や社会活動など活躍する女性の数 18人 (平成21年度までの累計) →120人 (平成26年度までの累計)	●女性のチャレンジ相談、チャレンジ支援講座等の実施				女性活躍推進課
			センターの支援を受けて活躍する女性の数 50人(累計) センターの支援を受けて活躍する女性の数 65人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 67人(累計) センターの支援を受けて活躍する女性の数 88人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 83人(累計) センターの支援を受けて活躍する女性の数 103人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 120人(累計) センターの支援を受けて活躍する女性の数 121人(累計)	
			(事業の評価) ・就労だけでなく、起業やコミュニティビジネス、まちづくり活動やNPO活動など多様な女性の社会参画意欲に対して、男女共同参画センターが総合的に支援することにより、社会で活躍する女性の数は着実に増加している。 ・チャレンジ相談やフォローアップカフェ等を実施することで、女性のチャレンジに対して継続的、かつ個別のニーズに対応した支援を行うことができた。 ・今後は、産業支援プラザや淡海ネットワークセンターなど関係機関との連携をより深めながら、意欲と能力のある女性が社会のあらゆる分野で活躍できるよう、さらに支援の充実を図る必要がある。				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	25 上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
ワーク・ライフ・バランス企業応援事業	中小企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組を進めるため、ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録等により、企業が行う次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定および実践活動を支援する。	○ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(累計) 480件(H22年度) →730件(H26年度)	●ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の推進(ワーク・ライフ・バランス企業応援事業) ●ワーク・ライフ・バランス推進コーディネーター設置(中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進事業)				労働雇用政策課
中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進事業	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発および実践を支援する「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」を設置し、中小企業関係団体とセミナーの開催や企業訪問指導によるモデル事例の発信を協働で行い、中小企業関係団体の主体的な取組を促進する。	(事業の評価) ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援や中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員によるセミナーの開催や企業訪問指導、取組事例の発信などの取組により、ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数は目標数には若干満たなかったが699社となった。今後はさらに、「経営戦略」としてのワーク・ライフ・バランスの理解を推進していく必要がある。	推進企業登録 500件(累計)	推進企業登録 645件(累計)	推進企業登録 690件(累計)	推進企業登録 730件(累計)	
			推進企業登録 597件(累計)	推進企業登録 635件(累計)	推進企業登録 669件(累計)	推進企業登録 699件(累計)	
保育サービスの充実	保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、市町による保育所等の計画的な整備や家庭的保育事業を促進し、子どもへの確実な保育の提供を図る。	○平日昼間の保育利用児童数 ()内は家庭的保育利用数 26,897人(0人)(H21年度) → 29,000人(170人)(H26年度)	●家庭的保育事業関連研修会の実施、啓発パンフレットの配布 ●民間保育所等の整備の支援				子ども・青少年局
			平日昼間保育利用児童数 28,200人(65人)	平日昼間保育利用児童数 28,700人(100人)	平日昼間保育利用児童数 28,900人(135人)	平日昼間保育利用児童数 29,000人(170人)	
			29,839人(80人)	30,850人(106人)	33,108人(131人)	34,611人(192人)	
		(事業の評価) ・民間保育所の整備を支援することにより、平成26年度は8市町28施設の整備を行った。 ・家庭的保育事業について、家庭的保育者研修などにより、人材の確保を図った。 ・今後も引き続き、市町が実施する保育に対して支援を行うことで、子どもを安心・安全に育てられる環境づくりを進める必要がある。	●3歳児保育における保育士特別配置への支援 (低年齢児保育における保育士加配支援の拡大)				

26

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
保育士確保対策の推進 A	保育人材バンクによる潜在保育士の再就職支援、保育士養成校新卒者の県内保育所への就職促進、現任保育士の就労継続支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を運営するとともに、保育士資格取得に必要な修学資金の貸付けを行う。また、保育士の処遇の改善を図る。さらに保育士への感謝のメッセージを募集・発信することにより、保育士を応援する気運を醸成する。	○保育士従事者数 H25年4月…6,130人 → H27年4月…6,790人 (うち保育人材バンク活用による採用決定者数100人)	●保育人材バンクの運営支援、職場復帰のための研修会の開催、無料職業紹介事業の実施		●保育士・保育所支援センターの運営		子ども・青少年局
					●保育士修学資金の貸付		
					●保育士の処遇改善		
			保育人材バンク活用による採用決定者(延べ人数) 20人(延べ40人)	保育人材バンク活用による採用決定者(延べ人数) 20人(延べ60人)	保育士従事者数 対前年 330人増 うち保育人材バンク活用による採用決定者数(延べ人数) 20人(延べ80人)	保育士従事者数 対前年 330人増 うち保育人材バンク活用による採用決定者数(延べ人数) 20人(延べ100人)	
			25人(延べ53人)	33人(延べ86人)	37人(延べ123人)	29人(延べ151人)	
(事業の評価) ・保育人材バンクによる就労実績は着実に増加しているが、保育士の求人に対し、求職者が少ない現状が続いている。 ・引き続き、潜在保育士の再就職支援とともに、保育士養成校新卒者の県内保育所への就職促進、現任保育士に対する就労継続支援など、総合的に保育士の確保対策を進める必要がある。							
放課後児童指導員等資質向上事業 A	放課後児童クラブ指導員の資質・スキルの向上のために、基礎から専門まで学習できる研修を実施し、放課後児童クラブの質の確保および放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図る。	○研修会参加者数 600人(H26年度まで累計)			●研修会の実施		子ども・青少年局
					参加者数 600人		
					746人		
(事業の評価) ・想定以上の指導員の参加があった。 ・指導員の資質・スキル向上に資する事業を実施することが出来た。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	27 上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
放課後児童クラブの設置促進 N	放課後児童クラブの施設整備を支援するとともに、市町に対して運営費補助を行い、クラブの安定的な運営を図る。	○放課後児童クラブ 利用児童数(小学1～3年生) 8,232人(H21年度) →10,000人(H26年度)	●放課後児童クラブの整備、運営支援				子ども・青少年局
		利用児童数(1～3年生) 9,200人 8,451人	利用児童数(1～3年生) 9,450人 8,919人	利用児童数(1～3年生) 9,700人 9,556 人	利用児童数(1～3年生) 10,000人 集計中		
		(事業の評価) ・放課後児童クラブは、各市町の設置ニーズに対応して施設整備を行った。 ・質の向上を図るため、開設時間の延長、土日祝日の開設、障害児の受け入れ等、多様なニーズに対応できるよう運営支援を行った。 ・今後とも、国・各市町と連携しながら、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の遊びや生活の場の確保を図っていく必要がある。					
男性の育児休業取得の促進 B	育児休業を取得する男性を雇用する事業主に対して奨励金を支給し、民間企業における男性の育児休業取得を促進する。	○奨励金を支給する年間事業所数 －(H21年度) →15社(H23年度～)	●男性の育児休業取得を奨励する事業所への支援				女性活躍推進課
		事業所数 15社 13社	事業所数 15社 7社	事業所数 15社 6社	事業所数 15社 2社		
		(事業の評価) ・奨励金を受給した企業からは好評を得ているものの、支給した事業所数は目標を達成することができなかった。 ・今後は、対象となる男性従業員のいる企業が積極的に制度を活用されるよう、ホームページや関係機関へのチラシ配布等により企業への情報提供を行うとともに、企業への直接的な働きかけなどにより一層の利用の促進を図る。あわせて、研修等を通じて事業主や男性従業員の育児休業取得についての意識を高め、取得しやすい気運の醸成を進める。					

施策2-4
障害のある人が働く場や自立を目指した地域生活の場を充実します。

○雇用情勢の悪化に伴い相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化への対応の必要性が高まっていることから、働き・暮らし応援センターを中心に、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズをマッチングさせ、企業での職場定着や就労に伴う生活支援を一体的に実施します。

○障害のある人の造形活動を推進するため、作家や施設への相談支援を行う機関の運営経費を助成するとともに、企画展の開催や情報発信等を支援する。

○重度障害児者等の地域での生活を支えるため日中活動の場などの充実を図ります。

（施策の評価）

・障害のある人の就労支援については、「働き・暮らし応援センター」登録者の新規就業者数が目標には届かなかったが、目標の8割を超え、ほぼ順調に進めることができた。また、知的障害者の特性を活かした就労先として期待される介護事業所等への就労促進に向けた方策の検討の結果、一層の促進を図る仕組みの構築に繋がった。さらに、造形活動についても、「NOMA」の取組等を通じてアール・ブリュットの魅力を県民に広め、定着と推進が図れた。

・重度障害者の地域生活支援について、新・障害者福祉しがプランに沿って必要な支援がしっかりと確保できるよう、市町と連携しながら進めることができた。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：上段：年次計画 下段：年次実績 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
障害者の就労と生活を 応援する事業 B	障害者の職業面・生活面での相談支援を一体的に行う働き暮らし・応援センター等の体制を強化し、職場開拓、企業就労、職場定着等を促進する。	○働き・暮らし応援センターを利用して就業する人の数 287人(H21年度) →500人(H26年度)	●障害のある人の就労支援体制の充実、働き・暮らし応援センター運営の補助				障害福祉課 労働雇用政策課
			就業する人 370人 就業する人 407人	就業する人 420人 就業する人 378人	就業する人 460人 就業する人410人	就業する人 500人 就業する人 407人	
		(事業の評価) ・働き・暮らし応援センターにおいて、職場開拓や就労支援などにより、センターを活用して平成26年度に就業した人は407人と目標の500人のほぼ8割を達成できた。 ・今後においては、企業における障害者の一層の理解促進や障害者雇用に対する不安の払しょくが課題であることから、引き続き、実習先の確保や雇用の受け皿となる事業所の新規開拓を進めるとともに、的確な就労支援・きめ細やかな職場定着支援を並行して行うことで就労の更なる促進を図る。					
介護の場における知的 障害者就労促進検討事業 A	知的障害者の介護の場での就労を促進するため、知的障害者を対象とした介護職員養成研修、スキルアップ研修および知的障害者を雇用する介護事業所の職員を対象とした研修のプログラムの開発を行う。また、県内の介護事業所において当該研修を修了した知的障害者の雇用拡大を図っていくための方策について検討する。	○新たな研修カリキュラムによる研修の策定				●新たな研修カリキュラムの策定 研究委員会による研修カリキュラム等の研究開発 知的障害者の介護現場での就労を更に促進するための新規事業を構築	障害福祉課
		(事業の評価) ・知的障害者を対象とした介護職員養成研修カリキュラムを開発し県独自資格付与制度として構築した。また、雇用の受け皿となる介護事業所の職員を対象とした研修カリキュラムも開発するとともに人材バンク機能も設け、これらを一体的に実施する新たな仕組みの構築に繋がった。					

29

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課								
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6									
就労移行支援促進事業 N	一般企業等への就職を希望する障害者に就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業所職員に対し、企業の協力を得て企業ニーズをふまえた実習を行い、就労移行をより促進するとともに、制度改定に対応した「就労アセスメント手法に関する研修」を実施し、障害者一人ひとりに応じたきめ細やかな就労アセスメント体制を構築し、一般就労する障害者の拡大に資する。	○福祉施設から一般就労への人数 72人(H24年度) →121人(H26年度)				●企業等就労現場実習・就労アセスメント手法研修の実施 福祉施設から一般就労への人数 121人 調査中	障害福祉課								
		(事業の評価) ・的確な職業能力把握のための就労アセスメント手法研修と企業ニーズを踏まえた事業所での訓練実施のための企業現場実習により職員の支援能力の向上のための効果的な研修が実施できた。また、企業現場実習時には、研修で得た知識を活かした企業側への提案も行い、複数の企業から、障害者雇用に向けた事業所との繋がり構築にも結びついた。													
障害者の造形活動の推進 A B	障害のある人の造形活動を推進するため、作家や施設への相談支援を行う「(仮称)障害者造形活動支援センター」の運営経費を助成するとともに、企画展の開催や情報発信の取組等を支援する。	○県が支援する公募展 －(H22年度) →1回(H23年度～)	●地域における芸術活動の場づくりの支援 <table><tr><td>公募展 1回</td><td>公募展 1回</td><td>公募展 1回</td><td>公募展 1回</td></tr><tr><td>公募展 1回</td><td>公募展 1回</td><td>公募展 1回</td><td>公募展 1回</td></tr></table>				公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	障害福祉課
		公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回										
公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回												
○NO-MAホームページ閲覧数 42,069回(H21年度) →84,000回(H26年度)	●アール・ブリュット作品の調査・保管、情報発信、企画展開催等の支援 <table><tr><td>NO-MAホームページ 閲覧数 52,000回</td><td>NO-MAホームページ 閲覧数 62,500回</td><td>NO-MAホームページ 閲覧数 73,000回</td><td>NO-MAホームページ 閲覧数 84,000回</td></tr><tr><td>NO-MAホームページ 閲覧数 47,459回</td><td>NO-MAホームページ 閲覧数 49,971回</td><td>NO-MAホームページ 閲覧数 68,048回</td><td>NO-MAホームページ 閲覧数 72,199回</td></tr></table>			NO-MAホームページ 閲覧数 52,000回	NO-MAホームページ 閲覧数 62,500回	NO-MAホームページ 閲覧数 73,000回	NO-MAホームページ 閲覧数 84,000回	NO-MAホームページ 閲覧数 47,459回	NO-MAホームページ 閲覧数 49,971回	NO-MAホームページ 閲覧数 68,048回	NO-MAホームページ 閲覧数 72,199回				
NO-MAホームページ 閲覧数 52,000回	NO-MAホームページ 閲覧数 62,500回	NO-MAホームページ 閲覧数 73,000回	NO-MAホームページ 閲覧数 84,000回												
NO-MAホームページ 閲覧数 47,459回	NO-MAホームページ 閲覧数 49,971回	NO-MAホームページ 閲覧数 68,048回	NO-MAホームページ 閲覧数 72,199回												
		(事業の評価) ・在宅の知的障害者など従来作品出展の機会が少なかった県内の障害者の造形作品を広く公募し展示する機会が提供できた。(応募作品260点、展示作品97点、入場者数2,778人) ・ボーダレスアート・ミュージアムNO-MAでの企画展の開催などアール・ブリュットの魅力を県民に広め、定着を図る取組を通じ、障害者の造形活動の推進が図れた。 ・今後は、HP閲覧数の拡大に向け、SNS(TwitterやFacebook)との連携により、本HPへの誘導を促し新規閲覧者の確保に努める。													
重度障害児等々の地域移行の促進 A	重度障害児等々の社会参加を地域で支えるため、日中活動の場となる生活介護事業所の整備を支援する。 また、重度障害者等の入所支援と地域生活支援を一体的に推進し、その地域移行を促進するため、県と市町の協働により事業所の支援レベルの向上を図る。	○生活介護事業所(重心対応事業所含む)の利用定員 1,670人(H22年度) →1,875人(H26年度)	●重度障害児等々の日中活動の場の整備 <table><tr><td>利用定員1,755人 (新規 85人)</td><td colspan="3">利用定員1,875人 (新規 120人)</td></tr><tr><td>利用定員 1,891人</td><td>利用定員 2,368人</td><td>利用定員2,467人</td><td>利用定員人2,491人</td></tr></table>				利用定員1,755人 (新規 85人)	利用定員1,875人 (新規 120人)			利用定員 1,891人	利用定員 2,368人	利用定員2,467人	利用定員人2,491人	障害福祉課
		利用定員1,755人 (新規 85人)	利用定員1,875人 (新規 120人)												
利用定員 1,891人	利用定員 2,368人	利用定員2,467人	利用定員人2,491人												
(事業の評価) ・生活介護事業所の平成25年度末の利用定員は、2,491人(大津市除く。以下同じ)に達し、当初の目標を上回り順調に整備が進み、重度障害者などの日中活動の場として、地域生活を支援することができた。 ・重度障害者の地域生活支援を総合的に進めるため、引き続き県と市町が一体となって地域移行等の取組を進めることが必要である。															

3 地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト

【目指す方向】

若い頃からの健康づくりを推進しながら医療を充実させるとともに、人のつながりや地域のつながりを強くすることにより、医療や介護の不安を安心に変え、幸せな最期を迎えることができる“終の住み処”づくりを進めます。
また、医療・福祉分野でのサービス拡大を経済成長につなげます。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H26年度 （目標）	H26達成率 （達成度）	H26 進捗度
○がん検診受診率	胃がん 45.8% 肺がん 50.2% 大腸がん44.7% 子宮がん37.2% 乳がん 36.3%	-	-	-	-	-	→ 各50%以上	-	-
○生活習慣病（がん、脳血管疾患、急性心筋梗塞）による年齢調整死亡率 ※人口10万人あたり。基準を昭和60年の年齢構成として調整したもの。	179.9 (H20)	176.5 (H21)	169.7 (H22)	167.0 (H23)	162.4 (H24)	164.9 (H25)	→ 160.0人	75.4% (H25)	★★★
○在宅療養を支援する機能の整備箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	3箇所	10箇所	10箇所	→ 8箇所	100%	★★★
○地域連携クリティカルパスの実施件数	31件	51件	53件	71件	96件	-	→ 90件	-	-

【プロジェクトの評価】

○地域の医師および看護師等の医療関係者の確保・定着については、目標に沿って順調に進めることができたが、喫緊の課題でもあり、引き続き重点的に進める。人材育成にあたっては、特に多職種協働・連携によるチーム支援を目指した人材育成を進める必要がある。
○健康づくりの推進については、介護予防を中心に多くの関係者の研鑽に努めることができたが、今後はこうした関係者による地域での実践が求められる。
○医療福祉・在宅看取りの体制づくりについては、地域連携クリティカルパスの導入や、在宅療養を支援する拠点機能の整備、さらには病理・画像遠隔診断の病院間におけるネットワーク構築など、在宅療養の環境整備を順調に進めることができた。

★プロジェクト推進のために行った重点的取り組み

●民間の取組支援

地域で支える医療福祉・在宅看取りの実現を目指して、医師や看護師、薬剤師、介護福祉士等の医療福祉関係者による、自覚者の自発的な集まりとして立ち上げられた「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」（平成23年8月30日設立）を支援し、民間の取組を促進した。

●各圏域の取組支援

各圏域で策定された「医療福祉圏域ビジョン」に基づき、医療福祉関係者や住民等からなる「医療福祉圏域協議会」の取組を支援し、それぞれの地域での取組を促進した。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）】

●社会の状況

- 高齢者世帯 … 平成42年(2030年)には、一般世帯の約35%(約183,000世帯)が高齢者世帯と推計。【平成22年(2010年)約137,000世帯(約1.3倍)】
- 在宅看取り者数 … 平成42年(2030年)には、病院以外での看取りが必要な人が約8,000人と推計。【平成24年(2012年)約2,800人の約2.9倍】
- 認知症高齢者 … 平成42年(2030年)には、認知症高齢者は約59,200人と推計(認知症有病率により推計)。【平成24年(2012年)約43,800人(約1.35倍)】

●国の動向

○社会保障と税の一体改革

平成25年に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に沿って、医療・介護サービスの提供体制改革等のための「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が平成26年6月に成立し、「地域医療介護総合確保基金」の創設と医療・介護の連携強化のための制度化が講じられた。

○地域医療構想について

「医療介護総合確保推進法」（H26.6公布）により、県は、病床の機能分化・連携を進めるために、2025年の医療需要と病床の必要量を定めた「地域医療構想（ビジョン）」を策定し、地域の医療提供体制の総合的な確保を目指すこととなった。

（健康医療福祉部、病院事業庁）

【目標】

- 県民が予防の重要性を理解し、健康的な生活習慣を身につけていること。
- どこでも誰でも納得のいく医療を享受でき、地域で安心して生活のできる在宅介護・在宅看取りの体制が整備されていること。
- 医療・福祉・情報ネットワークでの経済的な成長を同時に図ること。

施策3-1

地域医療を担う医師・医療専門職を育成します。

○厳しい医療専門職の不足に対応し、奨学金制度の活用や大学、医療関係者、地域住民等が一体となった医学生の支援などにより、地域医療を担う医師・看護職員の確保と定着を進めます。

また、各医療専門職がそれぞれの分野で自立しながらチームで一体となった地域の医療を支えることができるよう、臨床能力の高い医療専門職の育成を進めます。

(施策の評価)

・医師養成のための奨学金を目標の10人に新規貸付するとともに、看護師養成所への支援、看護学生への修学資金の貸付などにより、医師、看護職員の確保・定着を順調に進めることができた。
・今後は、潜在的有資格者をはじめとした医療・福祉人材の一層の確保・定着を進めるとともに、在宅医療を進めるための多職種協働・連携によるチーム支援を目指した人材育成を進める必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H23	H24	H25	H26	
医師確保対策の推進 A	医師養成奨学金貸与者のキャリア形成や女性医師の継続就労支援などの医師確保対策の実施拠点としての「医師キャリアサポートしが」の設置運営、魅力ある病院づくり、女性医師の働きやすい環境づくり、働く意欲を引き出す職場環境整備など、医師確保のための対策を総合的に行う。 また、寄附講座の設置、臨床研修医確保・定着プログラム等支援、医師養成奨学金の貸与などにより、学生・臨床研修医等の県内定着を促進する。	○県内定着を条件とした滋賀医科大学奨学金の新規貸与者数 15人(H21～22年度の累計) →40人(H23～26年度の累計)	●医師養成奨学金の貸与				健康医療課
			奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	
			奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	
		(事業の評価) ○新規貸与者は目標(10人)を達成することができた。 ○今後も新規貸付による人材の確保に努めるとともに、制度見直しより貸与した医学生の卒業後のキャリア支援の充実を検討し、一層の県内定着を図る。					
看護職員確保等対策の推進 N	看護職員を増やすとともに、地域医療を担う高度な専門的知識と技能を有する看護職員を確保するため、看護職員の養成、確保定着、潜在看護力の活用、資質向上を柱として総合的な対策を実施する。	○看護職員数(常勤換算) 12,249人(H20年) →14,029人(H26年)	●看護職員確保対策の推進				健康医療課
			看護職員数 13,143人	看護職員数 13,453人	看護職員数 13,744人	看護職員数 14,029人	
			看護職員数 12,941人(H22年)	看護職員数 13,212人(H24年)	看護職員数 13,212人(H24年) ※調査:2年に1回	看護職員数 (集計中)	
		(事業の評価) ○看護師養成所への支援や看護学生への修学資金の貸与等により県内への就業を促進できた。 ○病院内保育所への支援やワークライフバランスの推進、精神保健サポート事業等を実施し、看護職員の確保定着に努めた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
在宅医療福祉を担う 看護職員確保対策の 推進 B	在宅医療福祉を担う訪問看護ステーション等の看護職員の確保・養成を図るため、職場復帰に向けた研修や子育て支援などにより、潜在看護職員の再就業を支援する。	○訪問看護ステーション等への再就業看護職員数 一人 (H23年) →135人 (H24～26年度の累計)		●在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成 再就業看護職員数 45人 11人	再就業看護職員数 45人 17人	再就業看護職員数 45人 35人 (累計 63人)	健康医療課
		(事業の評価) ○専門のコーディネーターによる出張相談や訪問看護ステーション等への再就業に必要な研修の実施、さらには病院内保育所の整備を進め、人材の掘り起こしと再就業の場の確保に努め、徐々に増加しているが、目標には及ばなかった。					
在宅医療福祉を担う 看護職員養成事業 B	訪問看護ステーション実習を通して看護学生に訪問看護の意義・魅力を重点的に啓発し、卒後訪問看護師を志す人材を養成するとともに、就労後も必要な技術の強化を図り、専門性を高めるための研修体制を整備することにより、在宅医療推進の要となる訪問看護師の確保・資質向上を一体的に進める。 医療機関の看護職員が在宅医療を支えるための知識等を習得する研修および在宅医療を支える施設に勤務する看護職員の研修機会を確保することにより、資質向上を図る。	○訪問看護実習における訪問看護の意義・魅力の啓発実施数 192グループ (H25年度) → 240グループ (H26年度) ○在宅医療福祉施設・医療機関看護職員の研修受講者数 一人 (H25年度) → 20人 (H26年度)				●訪問看護実習環境整備事業(訪問看護の意義・魅力啓発) 実習指導グループ数 240グループ 210グループ ●在宅医療福祉施設・医療機関の看護職員 相互研修事業 研修受講看護職員数 20人 15人	医療福祉推進課 健康医療課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】 ○訪問看護ステーションにおいて看護実習生の受け入れを行い、訪問看護の魅力等の発信を行った。 ○相互研修はモデル的に南部圏域で開催し、ほぼ目標としている参加者が得られた。今後実施圏域数を増やしなが研修機会を確保していく。					
地域を支えつなく医療専門職育成事業 A	各医療専門職がそれぞれの分野で自立しながらチームで一体となって地域の医療を支えることができるよう、臨床能力の高い医療専門職の育成を進める。	○地域医療を支える医療専門職育成研修の対象職種数 — (H22年度) → 7 職種 (H26年度)		●研修プログラムの検討、研修の実施 3プログラム実施 1プログラム実施 (5職種9名修了)	5職種(20名以上修了) 9職種27名修了	7職種(20名以上修了) 8職種 34名修了	病院事業庁
		(事業の評価) ○26年度は、25名の募集(目標)に対して49名の応募があり、8職種34名が修了することができた。 ○研修プログラムは、各分野で自立しながらチームで一体となり対応できる臨床能力の高い医療専門職を育成するという目的に沿って、多職種協働・連携の観点を重視し、多職種の受講生に対し一つのカリキュラムのもとで研修を実施した。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
福祉人材バンク運営事業 A	福祉の人材不足が深刻な状況にある県北部に、地域のニーズに応じたきめ細かな相談・助言、情報提供、啓発・広報を行う拠点として既設の福祉人材センター（草津）の支所である「福祉人材バンク」を設置し、福祉人材の確保を促進する。	○紹介件数における就職件数の割合 －（H22年度） → 33%（H26年度）				●バンク開設 紹介件数における就職件数の割合 33% 39.1%	健康福祉政策課
		（事業の評価） ○湖北介護・福祉人材センターを26年6月に開設。26年度は422件の求人、167件の求職があり、紹介・応募数64件に対し採用数は25件とマッチング率は39.1%であった。 ○湖北の県立高校8校への学校訪問に合わせ、近隣県の大学や専門学校にも積極的に訪問を行い、地の利を生かした事業強化に取り組むことができた。国、地元自治体との連携強化も図りながら、引き続き人材確保に取り組んでいく。					
地域リハビリテーション人材養成事業 A	2025年を展望し、高齢者をはじめとした地域で暮らす人たちの生活と支援の変化に対応するため、がんや血管病、認知症になっても地域で健康的に生活できるよう、地域リハビリテーションの中核を担う理学療法士・作業療法士の養成のための調査・検討と、卒後人材の研修システムを構築する。	○H25～ 地域リハビリテーション人材養成のための計画の策定 ○H25 卒後の研修システムの構築			●人材養成のための調査・検討 および計画の策定 卒後の研修システムの構築 研修システムの運用 人材養成基本計画の策定 計画をもとに関係機関との意見交換		健康医療課
		（事業の評価） ○2025年問題を見据え、今後需要の増加が見込まれるリハビリテーション支援の提供体制を充実するため、有識者等による検討を行い、「滋賀県地域リハビリテーションの中核を担う人材養成基本計画」を策定した。 ○H26年度は「滋賀県リハビリテーション推進計画」の策定に合わせて、人材養成計画の推進について関係機関との意見交換を行った。					

施策3-2

県民の健康づくりや疾病の早期発見・早期治療を支援します。

○壮年期の肥満者の割合が増加し、メタボリックシンドロームへと進行する人の増加が懸念されることから、生活習慣病である糖尿病やがんを重点に、必要な健康情報等の発信や予防対策の正しい理解についての啓発などにより健康づくりを進めます。

○全県域でがんの的確、迅速な診断を可能とする病理・画像遠隔診断体制を整備し、がんの早期発見、早期治療をします。

○高齢者ができる限り、介護を必要としない、あるいは重度化しないよう介護予防を推進します。

(施策の評価)

- ・代表的な生活習慣病である糖尿病については、「滋賀県糖尿病地域医療連携指針」に基づき、各圏域における連携体制の構築を着実に進めることができた。
- ・介護予防従事者の研修会については概ね目標どおりの多くの参加を得ることができ、健康づくりを各地域で広めることができた。
- ・病理・画像遠隔診断については、13医療機関の参加を得ることができ、全県的なネットワーク構築を着実に進めることができた。
- ・県民の健康づくりに向け、引き続き、検診の受診率向上をはじめとする早期発見・早期治療の推進を図ることが必要である。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
健康いきいき21重点化事業 (糖尿病対策、がん計画推進)	糖尿病のおそれがある人や治療中の患者、医療従事者に健康情報等を発信するとともに、医師の生涯教育を支援する。また、糖尿病に関する医療連携を強化し、一般診療所において適切な生活指導が行われるよう体制を整備する。	○糖尿病地域医療連携体制（クリティカルパス等）が機能している二次医療圏 － (H22年度) →全圏域（7圏域）(H26年度)	●糖尿病地域連携クリティカルパスによる医療連携体制の構築				健康医療課
	※クリティカルパス 入院から退院までの計画であり、検査の予定や治療の内容、リハビリテーションの計画、いつ頃どの様な状態になれば退院することができるかなどをわかりやすく一覧表にしたもの。	○がん検診受診率 H21年度→H24年度以降 胃がん 45.8%→50%以上 肺がん 50.2%→50%以上 大腸がん44.7%→50%以上 子宮がん37.2%→50%以上 乳がん 36.3%→50%以上	二次医療圏の整備数 3圏域	二次医療圏の整備数 4圏域	二次医療圏の整備数 6圏域	二次医療圏の整備数 7圏域	
	※二次医療圏 特殊または高度専門医療に属する部分を除き、原則として圏域において入院医療までが充足される一般的な保健医療サービスが完結的に提供される地域単位。本県では、7つの福祉圏域と同じ圏域	○がん患者の就労支援研修会の開催 － (H25年度) →2回（H26年度）	二次医療圏の整備数 5圏域	二次医療圏の整備数 6圏域	二次医療圏の整備数 7圏域	二次医療圏の整備数 7圏域	
	「滋賀県がん対策推進計画」に基づき、がんの予防、早期発見やがん診療連携拠点病院による医療連携体制の整備などによる質の高いがん医療の提供を行い総合的ながん対策を推進。		●がん予防事業、がんの早期発見事業の実施				
			胃がん 50%以上 肺がん 50%以上 大腸がん50%以上 子宮がん50%以上				
			-	-	-	-	
						がん患者就労に関する研修会の開催	
						1回開催	

事業名	事業内容	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課									
		H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6										
健康いきいき 2 1 重点化事業 (糖尿病対策、がん計画推進)		(事業の評価) ●糖尿病について ○「滋賀県糖尿病地域医療連携指針」(H23年策定)に沿って、圏域の連携体制の構築を進めることができた。 ○I Tを活用した県民への情報発信や、eラーニングシステムを活用した医師に対する糖尿病治療の学習支援を進めた。 ●がんについて ○「滋賀県がん対策推進計画」(H25.3)において、「がん患者と家族の安心を支える社会の構築」を目標に定め、生活と治療の両立にわたった支援を進めた。 ○早期発見に向けて、無料クーポン、検診手帳の配布、受診率向上のキャンペーン等の取り組みを市町とともに進めた。 ○がん条例の制定(H25.12)やがん対策基金の造成(H26.4)を契機として、働き盛り世代の受診率向上を目指した取組などのがん対策を重点的に進める。				健康医療課									
介護予防対策の推進	高齢者ができる限り、介護を必要としない、あるいは重度化しないよう、県民の介護予防意識の醸成、介護予防に携わる人材の育成、介護予防を地域で取り組むための仕組みづくりを進める。	○介護予防従事者研修参加人数 141人(H21年度) →220人(H26年度)	●介護予防事業従事者を対象にした研修会の開催			健康医療課									
	○介護予防サポーターの養成数 — (H23年度) →300人(H26年度)	<table><tr><td>研修会の開催 3回 参加人数 150人</td><td>研修会の開催 3回 参加人数 165人</td><td>研修会の開催 4回 参加人数 180人</td><td>研修会の開催 4回 参加人数 220人</td></tr><tr><td>研修会の開催 2回 参加人数 323人</td><td>研修会の開催 3回 参加人数 356</td><td>研修会の開催 10回 参加人数 282人</td><td>研修会の開催3回 参加人数 200人</td></tr></table> ●介護予防サポーターの養成 <table><tr><td>介護予防サポーター数 100人</td><td>介護予防サポーター数 200人(累計)</td><td>介護予防サポーター数 300人(累計)</td></tr><tr><td>研修会 参加者数 106人</td><td>研修会 参加者数 29人</td><td>研修会 参加者数 70人 (累計 205人)</td></tr></table>	研修会の開催 3回 参加人数 150人	研修会の開催 3回 参加人数 165人	研修会の開催 4回 参加人数 180人		研修会の開催 4回 参加人数 220人	研修会の開催 2回 参加人数 323人	研修会の開催 3回 参加人数 356	研修会の開催 10回 参加人数 282人	研修会の開催3回 参加人数 200人	介護予防サポーター数 100人	介護予防サポーター数 200人(累計)	介護予防サポーター数 300人(累計)	研修会 参加者数 106人
研修会の開催 3回 参加人数 150人	研修会の開催 3回 参加人数 165人	研修会の開催 4回 参加人数 180人	研修会の開催 4回 参加人数 220人												
研修会の開催 2回 参加人数 323人	研修会の開催 3回 参加人数 356	研修会の開催 10回 参加人数 282人	研修会の開催3回 参加人数 200人												
介護予防サポーター数 100人	介護予防サポーター数 200人(累計)	介護予防サポーター数 300人(累計)													
研修会 参加者数 106人	研修会 参加者数 29人	研修会 参加者数 70人 (累計 205人)													
		(事業の評価) ○研修会では、介護予防従事者を対象に多くの参加を得ることができ、講演に加え具体的な実践報告を取り入れるなど、効果的な研修を行うことができた。 ○介護予防サポーターの養成については、研修会への十分な参加が得られず目標に達しなかった。 ○今後はプログラム内容を見直し、より参加しやすいプログラムに見直すとともに周知・啓発に努める。													
健康情報提供事業	県民に対し、信頼度が高く有用な健康情報をI T等を活用して提供し、県民がいきいきとした生活を送ることができるよう支援を行う。	○県民がI T等を活用してアクセスできる健康情報のコンテンツ数 — (H22年度) →4シリーズ(H26年度)	●IT等を活用した健康情報の提供			病院事業庁									
		<table><tr><td>コンテンツ 1シリーズ (新規 1)</td><td>コンテンツ 2シリーズ (新規 1)</td><td>コンテンツ 3シリーズ (新規 1)</td><td>コンテンツ 4シリーズ (新規 1)</td></tr><tr><td>新規1</td><td>新規1</td><td>新規1</td><td>新規1</td></tr></table>	コンテンツ 1シリーズ (新規 1)	コンテンツ 2シリーズ (新規 1)	コンテンツ 3シリーズ (新規 1)		コンテンツ 4シリーズ (新規 1)	新規1	新規1	新規1	新規1				
コンテンツ 1シリーズ (新規 1)	コンテンツ 2シリーズ (新規 1)	コンテンツ 3シリーズ (新規 1)	コンテンツ 4シリーズ (新規 1)												
新規1	新規1	新規1	新規1												
		(事業の評価) ○計画どおり新しいシリーズのコンテンツを製作、放映し、県民へ健康に関する情報提供を行うことができた。													

事業名	事業内容		上段：年次計画 下段：年次実績				所管課								
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6									
健康寿命をのばそう！プロジェクト A	運動・食生活・禁煙・介護予防の4つを重点項目とし、健康情報の分析と市町等への提供を行うとともに、地域で健康づくりを実践する企業・NPO等の発掘と活動紹介、表彰等を行い、企業等の民間活力を活用した「健康なまちづくり」を推進する。	○健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数 754団体（H24年度） → 839団体（H26年度）				●健康づくりを実践する企業の発掘 健康づくりを実践する企業、団体等の数 85団体 240団体 （累計 1096団体）	健康医療課								
		（事業の評価） ○健康情報見える化事業として、健康づくりおよび疾病対策に寄与する情報を収集し分析を行った。また、資料化したものを市町等に提供した。 ○健康を支援する社会環境づくりの一環として健康づくりに関する活動に取り組んでいる企業や団体等の実態把握を行った。 ○健康資源として把握（発掘）した企業・団体取材し、県民に情報提供できる媒体を作成し関係機関に配布した。													
遠隔病理診断体制整備事業 A	病理遠隔診断ネットワークと病理診断教育支援体制を構築し、がんに対する全県的な病理・画像遠隔診断を可能にする。	○病理遠隔診断ネットワークへの参加病院数 －（H22年度） →13病院（H26年度）	●病理診断ネットワークの整備、病理診断教育体制の構築 <table><tr><td>3病院（累計）</td><td>5病院（累計）</td><td>12病院（累計）</td><td>13病院（累計）</td></tr><tr><td>1病院</td><td>8病院1大学1診療所</td><td>10病院、1大学、1診療所、1検査所</td><td>10病院、1大学、1診療所、1検査所</td></tr></table>				3病院（累計）	5病院（累計）	12病院（累計）	13病院（累計）	1病院	8病院1大学1診療所	10病院、1大学、1診療所、1検査所	10病院、1大学、1診療所、1検査所	病院事業庁
		3病院（累計）	5病院（累計）	12病院（累計）	13病院（累計）										
1病院	8病院1大学1診療所	10病院、1大学、1診療所、1検査所	10病院、1大学、1診療所、1検査所												
（事業の評価） ○遠隔病理診断ネットワークへの参加機関数は現状維持だが、うち1機関が診断依頼機関としても参加することになった。 ○システムは平成25年7月から本格稼働。平成26年度診断件数：187件。 ○技師への教育支援を行うとともに、事業普及啓発のため、チュートリアル・病理技術向上講座・地域ICT活用連携シンポジウムを実施した。															
滋賀県放射線治療推進事業 B	県内で放射線治療に従事している放射線技師等の技術向上のための教育・研修等を実施し、滋賀県における放射線治療の質の向上を図り、県民に安全な放射線治療を提供する。	○教育・研修のための技師等派遣先 －（H25年度） →5病院（H26年度）				●技師等の派遣 5病院 3病院	病院事業庁								
		（事業の評価） 【平成26年度新規掲載事業】 ○県内の医療機関に技師等を派遣し、放射線治療の品質管理に関する支援業務等を実施した。 ○26年度については、当事業で利用する放射線量測定機器の精度調整に時間を要し派遣開始が遅れ実績は3病院にとどまった。（なお、次年度以降は、通年で実施できるため5病院の派遣の見通しである。） ○現場経験のない者に現場経験を積ませることを目的として、医学物理士1名を雇用した。													

事業名	事業内容		上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
自殺予防の推進 A	精神保健福祉センターに「自殺予防情報センター」を設置し、相談体制の強化等、総合的な支援体制を整備する。	○H25 精神保健福祉センター内に「自殺予防情報センター」を設置			●自殺対策コーディネーターの配置		障害福祉課
		(事業の評価) ○精神保健福祉センター内に「自殺予防情報センター」を設置し、自殺対策の推進拠点として、相談事業やゲートキーパー養成研修、自殺に関する実態把握、県民意識調査などの取組を進めることができた。 ※ゲートキーパーの養成：H26： 6,693人			センター設置 センター運用 センターの設置・運用開始 センター運用		

施策3-3

医療と福祉が連携し、在宅で療養できる体制の整備や地域でのかかりつけ医を確保します。また、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みづくりを進めます。

○急速な高齢化の進展に対応するため、地域の病院や診療所、医療福祉機関が効果的に連携し、質の高い在宅医療を提供する体制整備や在宅ホスピスケアの推進、在宅医療に携わる診療所の整備を進め、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

○難病患者の医療・福祉ニーズが多様化・高度化しているため、地域において重症難病患者を受け入れるための病院間のネットワークの形成やレスパイト入院体制の整備を進め、介護負担の軽減を図ります。

○認知症高齢者が増加するなか、身近な地域で認知症疾患の診断や専門医療相談を受けられる体制等を整備します。

(施策の評価)

- ・地域連携クリティカルパスの導入や、県下の在宅療養を支援する機能整備など、在宅療養・在宅看取りの体制づくりを順調にすすめることができた。
- ・重症難病患者の介護負担軽減を図るため、レスパイト入院の受入病院を順調に確保することができた。
- ・認知症相談医の育成や、もの忘れサポートセンターでの相談など、認知症対策を順調に進めることができた。
- ・知的障害、発達障害、ひきこもり、高次脳機能障害など複雑困難な事例に対して、高い専門性によるワンストップでの相談体制や、リハビリテーションに関する総合的な相談体制を整備することができた。
- ・今後はこうした地域における体制をもとに、医療と福祉が一体となったチーム支援を進めることが必要である。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課	
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6		
在宅医療等の推進	病院から在宅まで切れ目のない医療を提供するための仕組みをつくるとともに、医療福祉関係者の情報共有と連携機能を備えた拠点を整備し、住み慣れた地域で最期までその人らしい生活を支えるための在宅医療を推進する。 在宅療養・在宅看取り体制づくりに向けて、住民の理解の増進と民間の主体的な取組を支援するとともに、圏域ごとに、ビジョンを実践し、圏域が核となる、地域での医療福祉体制の構築を図る。 在宅医療と介護を切れ目なく連携させる仕組みづくりには、市町の積極的な関与が必要であることから、在宅医療推進に積極的に取り組む市町をモデル的に支援する。 ※クリティカルパス 入院から退院までの計画であり、検査の予定や治療の内容、リハビリテーションの計画、いつ頃どの様な状態になれば退院することができるかなどをわかりやすく一覧表にしたもの。	○地域連携クリティカルパスに取り組んでいる病院数を疾患毎（がん、脳卒中、糖尿病、心筋梗塞、大腿骨頸部骨折）に合計した数 31件(H21年度) →90件(H26年度) ○在宅療養を支援する機能の整備箇所数 0箇所(H21年度) →8箇所(H25年度) ○在宅医療推進に取り組む市町支援 0箇所(H24年度) →累計3市町(H26年度)	●地域連携クリティカルパスの導入				医療福祉推進課	
			クリティカルパスの件数 50件	クリティカルパスの件数 72件	クリティカルパスの件数 81件	クリティカルパスの件数 90件		
			53件	71件	96件	(調査中)件		
			●情報共有・連携の拠点機能の整備					●機能の維持
					整備箇所 8箇所	8箇所		
				3箇所	10箇所	10箇所		
					●在宅医療推進に取り組む市町支援			
					3市町支援	3市町支援		
					3市町支援	3市町支援		
			(事業の評価) ○地域連携クリティカルパスの導入や、県下の情報共有・連携のための拠点整備を進め、在宅療養・在宅看取り体制づくりを着実に進めることができた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀県リハビリテーション推進計画 A	2025年問題を見据え、地域リハビリテーションや疾患等による専門的リハビリテーションについて、施策の方向と具体的数値目標を明らかにした推進計画を作成する。	○滋賀県リハビリテーション推進計画策定（H26年度）				●地域リハビリテーションにかかる施策の方向と数値目標の検討 滋賀県リハビリテーション推進計画作成 滋賀県リハビリテーション推進計画の策定	健康医療課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】 ○県リハビリテーション協議会や関係機関へのヒアリングを通じて、滋賀県リハビリテーション推進計画を策定した。 ○27年度は、計画に基づいて、関係機関との調整を進める。					
ICTリハビリテーション推進事業 A	超高齢社会に適切に対応し、急性期から生活期に至る生活状況に呼応したリハビリテーションの普及・拡大を図り、日常生活の自立、健康の維持・向上を図るため、ICTを活用した遠隔集中リハビリテーションシステムの構築を図る。	○ICTリハビリ対象病床数 0床(H24年度) →20床(H26年度)		●ICTリハビリテーションシステムの構築・運用 システム検討 コンテンツ作製、試行的実施	病床数 20床 病床数 0床 実証モデルの作成	病床数 20床 病床数 20床 実証モデルの試行	病院事業庁
		(事業の評価) ○24年度に作成した嚥下リハビリなどの映像コンテンツを病室の床頭台設置のテレビ（20台）で視聴できるようにし、患者が自主的にリハビリを行える環境を整えた。 ○25年度に作成したリハビリ支援装置（実証モデル（※））について、患者への本格導入に向けた試行を行った。 ※実証モデル：遠隔から訓練中の映像や生体情報・運動情報を把握し、セラピストによる指導が行える装置					
県民共生会議（仮称）あり方検討事業 A	障害の有無にかかわらず安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けて、地域における先駆的な取り組みを支援するとともに、「県民共生会議（仮称）あり方検討会」を設置し、共生社会づくりについて県民間で継続的に意見交換する会議のあり方について検討を進める。	○県民共生会議（仮称）の基本的な考え方のとりまとめ			36病院で実施	●県民共生会議（仮称）のあり方検討 県民共生会議（仮称）あり方検討会での検討と基本的な考え方のとりまとめ 県民共生会議（仮称）を県下を広げるための具体的方策の検討	障害福祉課
		(事業の評価) ○県民共生会議（仮称）あり方検討会を開催し、障害のあるなしに関わらず、継続的に意見交換ができる場を広げるための具体的な方策の検討を行い考え方の取りまとめを行った。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
認知症者対策の推進	B 認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関の紹介、行動・心理症状への対応についての相談等を行う専門医療機関である認知症疾患医療センターを、概ね医療圏域単位に指定する。 A 認知症の早期発見、早期診断への対応により、発症初期から適切な対応を受けることができるよう、認知症相談医の養成研修を実施し、かかりつけ医の認知症対応力の向上を図る。このことにより、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の整備を図る。 B 介護現場における認知症ケアについてスーパーバイズできる人材を育成し、認知症介護現地相談研修を強化する。 A 若年認知症の特性に配慮したケアについてのモデル事業を実施し、若年認知症の方とその家族の支援を行う。	○認知症疾患医療センターの設置数 4箇所 (H21年度) →6箇所 (H26年度)	●認知症疾患医療センターの整備				医療福祉推進課
		認知症疾患医療センター数 4箇所 4箇所	認知症疾患医療センター数 5箇所 4箇所	認知症疾患医療センター数 5箇所 4箇所	認知症疾患医療センター数 6箇所 5箇所		
		○認知症相談医数 256人 (H21年度) →300人 (H26年度)	●認知症相談医の育成				
		認知症相談医数 271人 276人	認知症相談医数 280人 305人	認知症相談医数 290人 315 人	認知症相談医数 300人 340人		
		○認知症介護指導者等による認知症介護現地相談の実施回数 － (H23年度) →15回 (H26年度)	●認知症介護指導者および介護実践者リーダー等による認知症介護現地相談の実施				
		相談回数 6回 3回	相談回数 12回 12回	相談回数 15回 10回			
		○若年認知症に関する相談件数（もの忘れサポートセンター・しが） 47件 (H21年度) →150件 (H26年度) (事業の評価)	●啓発活動の実施、若年認知症の人などへの支援 ※1				
			相談件数 56件 80件	相談件数 60件 135件	相談件数 65件 134 件	相談件数 150件 158件	
		○認知症相談医の認定者数は、目標を大幅に達成することができた。 ○もの忘れサポートセンター・しがでの相談の内、若年認知症に関する相談件数割合は、H23年度21.0%、H24年度33.6%、 H25年度37.1%、H26年度40.2%と年々増加しており、早期相談を着実に進めることができた。 ○認知症疾患医療センターの整備については、診療所型を1か所指定することができた。 ○残る医療圏域については、平成27年度の指定に向けて国と協議を行っているところ。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
難病医療連携推進事業 A	重症難病患者のレスパイト入院を受け入れる体制の整備など患者の療養環境の向上を図る。	○県内病院におけるレスパイト入院受入病院数 18病院 (H21年度) →34病院 (H26年度)	●入院受入病院に対する環境整備費用を支援、レスパイト入院制度の周知啓発				障害福祉課
			23病院で実施 29病院で実施	30病院で実施 33病院で実施	32病院で実施 36病院で実施	34病院で実施 39病院で実施	
		(事業の評価) ○レスパイト入院の受入委託病院は、平成2年度に新たに3病院を追加することができた。 ○今後は、平成26年度目標以上の病院の確保を目指し、重症難病患者の療養環境の向上に努める。					
障害者医療福祉・リハビリ相談支援体制の充実 A	知的障害、発達障害、ひきこもり、高次脳機能障害など、複雑困難な相談に高い専門性で一貫した対応を行うワンストップによる相談体制の強化を図ります。また、リハビリテーションにかかる相談サービスを一元的に提供できる環境整備を行います。	○H25(仮称) 滋賀県障害者医療福祉相談モール設置 ○H25(仮称) リハビリテーション相談プラザ設置	●専門相談機関の再構築によるワンストップによる相談支援の強化 モール設置 プラザ設置 モール・プラザの設置・運用				障害福祉課 健康医療課
			モール運用 プラザ運用 モール・プラザの設置・運用				
		(事業の評価) ○障害者医療福祉相談モール (H25. 7) および福祉用具相談プラザ (H25. 6) をそれぞれ設置した。 ○モール内の相談機関による連携会議を定例開催し、支援に関する情報共有図るとともに、スーパーバイザーを配置し相談対応の専門性の向上に努めた。H27年度からは障害の確定していない対象者からの相談窓口としても認識されるよう「障害者」を削除した。					

4 低炭素社会実現プロジェクト

(知事直轄組織、琵琶湖環境部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部)

【目指す方向】
化石燃料にできるだけ依存しない社会構造、産業構造への転換を図り、持続可能な低炭素社会を築くとともに地球温暖化防止関連ビジネスの集積や技術革新を通して経済成長を図ります。

【目標】
○低炭素型の交通体系が整備されていること。
○家庭での地球温暖化防止が進んでいること。
○事業活動の低炭素化が進んでいること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】								
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		H26目標	H26達成率 (達成度)
								H26 進捗度
○滋賀県域の温室効果ガス排出量 (平成2年度比)	△2.6% (H19年度)	△8.0% (H20年度)	△17.7% (H21年度)	△13.8% (H22年度)	△1.5% (H23年度)	6.0%	→ △9%以上 (△50%) (H42)	0% (H24)

【プロジェクトの評価】

＜プロジェクトの評価＞

- 平成24年度の県域での温室効果ガス排出量は、平成2年度比6.0%の増加であった。東日本大震災以降の火力発電へのシフトに起因する電気のCO2排出係数の上昇(対前年比14.0%増加)が大きな要因となっている。
- ◆鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換
- 電気自動車等の普及については、メーカー企業との連携により展示会などの取組を実施した。また、平成25年6月に「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定するとともに、国の補助金を活用した民間等での充電器の設置拡大の
- た
- 平成25年12月に策定した「滋賀交通ビジョン」の具体的な取組として、県職員が率先してエコ通勤を実践するため県庁本庁舎を「エコ通勤優良事業所」として認証・登録申請を行い、平成27年2月に認証を取得した。
- 環境にやさしい低炭素型交通体系の構築等を目指し、「大津・湖南地域新交通システム導入検討推進協議会」において、LRT等の導入可能性の検討を進めるとともにモビリティ・マネジメントの手法により公共交通への利用転換を促進
- し
- 「自転車がかえる湖国の暮らし～プラス・サイクル推進プラン～」の策定を受けた「滋賀プラス・サイクル推進協議会」において、自転車利用啓発や情報発信を目的としてワーキングチームを立ち上げて具体的な事業を推進した。
- ◆住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進
- 個人用住宅太陽光発電システムの導入支援などにより、住宅用太陽光発電(10kW未満)の設備導入量は平成23年度の約2倍の水準の13.7kW(H27.3末)まで拡大した。
- グリーンニューディール基金を活用して防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー導入を推進した。
- 県内の土地改良区における農業用水利施設を活用した小水力発電・太陽光発電の導入について、可能性地点調査(平成24年度実施)を経て、小水力発電施設や太陽光発電施設の工事に着手することができた。また、農村地域に
- お
- 省エネ診断フェア、セミナーを開催するなど、県内家庭での省エネを促進した。
- ◆経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO2排出削減への支援
- 平成25年3月に策定した「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」に基づき、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進と本県に集積する関連産業の振興に取り組んでいる。
- 企業等による事業用太陽光発電(10kW以上)の設備導入量は平成23年度の約33倍の水準の23.6万Kw(H27.3末)まで拡大した。平成27年度には、県有地の矢橋婦帆島において県内最大のメガソーラー発電事業が稼働する予定であ
- る
- 平成24年度に策定した「滋賀県産業等を通じた気候変動対策」の普及啓発を図る。県内事業所から平成20年度に提出された事業所行動報告書の中に、世帯の温室効果ガス排出量の削減に貢献したと報告
- した結果、貢献量は150万トン(県域の温室効果ガス排出量の10%相当)であった。
- 中小企業者等の省エネ設備整備への補助や省エネ診断への支援などにより、経済界と協働した節電、省エネ行動の取組を進めた。また、「滋賀エコ・エコミープロジェクト」については、平成26年度に推進体制を見直すとともに、引き続き
- 経済界と連携してプロジェクトの展開を推進した。
- 低炭素化技術の開発や実証化への補助により、企業の積極的な低炭素化への取組を支援するとともに関連産業の振興に努めた。

＜プロジェクトの今後の課題＞

- 平成25年3月に策定した「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」に基づき、更なる再生可能エネルギーの導入を加速度的に推進する必要がある。
- 今後、国が示すエネルギーミックスや、国の長期的な温室効果ガス排出量の削減目標やこれらに基づいて策定される「地球温暖化対策計画」について、プロジェクトに対する影響を注視していく必要がある。
- 引き続き、電気自動車や燃料電池車など次世代自動車の普及を推進する必要がある。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）】

- 国連のIPCCの第5次評価報告書では、「平均気温を2℃未満に抑えるためには、今後数十年にわたり温室効果ガスを大幅に排出を削減し、21世紀末までには排出をほぼゼロにする必要がある」との指摘がなされている。
- 平成26年12月にペルー・リマで開催された国連気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)において、2015年のCOP21(パリで開催)に十分先立って(準備できる国は2015年第1四半期までに)、2020年以降の約束草案(削減目
- 標
- 平成27年4月30日に開催された中央環境審議会(環境省)と産業構造審議会(経済産業省)の合同会合において、国の温室効果ガス削減目標を「2030年度に2013年度比▲26.0%」とする案が示された。
- 東日本大震災以降、火力発電への依存が増加し、電力需給の問題が発生するとともに電気のCO2排出係数が上昇している。
- メガソーラーをはじめとする太陽光発電の導入が進み、再生可能エネルギーの導入が全国的に進んでいる。
- 「第4次エネルギー基本計画」(平成20年4月に閣議決定)に「再生可能エネルギーの導入加速」などが盛り込まれた。記載のなかでエネルギーミックスについては、平成21年4月に経済産業省の有識者会議で2030年の再生可能エネ
- ル
- ー22～24%、原子力20～22%が公表された。

施策4-1

鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換を進めます。

○環境負荷低減につながる交通体系を構築するための新たな交通ビジョンを策定するとともに、マイカー中心の交通体系から自転車利用へのシフトを図るため、推進体制の構築や普及啓発を進めます。

○電気自動車の普及促進のため、官民一体の推進体制のもと初期需要の創出策を進めます。

(施策の評価)

・東日本大震災以降の節電などにより電気自動車（EV）等の普及に対する機運の低迷などを踏まえ、各メーカー企業との連携により展示会など普及に向けた取組を実施した。

・民間主導での充電器整備を推進するため「次世代型充電インフラ整備ビジョン」を策定（平成25年6月）した。今後は、電気自動車や燃料電池自動車など次世代自動車の普及を推進する必要がある。

・環境にやさしい低炭素型交通体系の構築等を目指し、平成25年12月に新しい「滋賀交通ビジョン」を策定した。具体的な取組のひとつとして、県職員が率先してエコ通勤を実践するため県庁本庁舎を「エコ通勤優良事業所」として認証・登録申請を行い平成27年2月に認証を取得した。

・「大津・湖南地域新交通システム導入検討推進協議会」（平成24年設置）において、LRT等の新交通システムの導入可能性の検討を進めるとともに、公共交通利用をテーマにした企業従業員アンケートや、市民フォーラム、学生政策コンベンなどモビリティマネジメント手法を用いて自動車利用から公共交通利用への利用転換を促進した。

・「自転車がかえる湖国の暮らし～プラス・サイクル推進プラン～」の提言を受けて、「滋賀プラス・サイクル推進協議会」を設置し、自転車関係団体等が連携して啓発や情報発信に取り組むことができた。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
電気自動車の普及促進	官民一体となった推進体制のもと、充電インフラの整備や初期需要の創出に向けた取組を推進し、電気自動車の普及を促進する。	○電気自動車用充電インフラの整備数(県の支援によるもの)	●滋賀県電気自動車等普及推進ネットワークによる取組の推進		●民間取組への側面的な支援		温暖化対策課
		・200V 充電設備 17基 (H22年度) →177基 (H23年度)	200V整備数160基 200V整備数 8基	●民間での取組拡大			
		・急速充電器 0基 (H22年度) → 3基 (H23年度)	急速整備数 3基 急速整備数 3基	●民間での取組拡大			
		○電気自動車の導入支援台数 － (H22年度) →20台 (H23～24年度累計)	支援台数 10台 支援台数 1台	支援台数 10台 支援台数 0台	●民間での取組拡大		
(事業の評価)							
・東日本大震災以降の節電などによりEV等の普及に対する機運の低迷などを踏まえ、各メーカー企業との連携により展示会など普及に向けた取組を実施した。 ・平成25年6月に、新たに「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定し、国の補助金を活用した民間での充電器設置の拡大のための環境整備を図っていくこととしており、平成25年度以降の新たな目標174箇所に対し平成26年度末では累計で104箇所(131基)を認定している。 ・今後は、電気自動車のほか燃料電池自動車の普及を図る必要がある。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
魅力ある滋賀交通 ネットワークの構築 A	高速交通網と生活交通とのネットワーク化や新たな交通システムの導入可能性検討など、環境負荷低減につながる持続可能な交通ネットワークづくりを進める。	○滋賀交通ビジョンの策定 (H24年度)	●滋賀交通ビジョンの検討、懇話会の開催、データの収集				交通戦略課
				滋賀交通ビジョンの策定 有識者懇話会による 滋賀交通ビジョン案答申	滋賀交通ビジョンに基づく事業の展開 滋賀交通ビジョンの策定	滋賀交通ビジョンの推進	
(事業の評価) ・滋賀交通ビジョンの推進に向けて、エコ交通の推進、北びわ湖エリア地域交通活性化の検討、湖西線の利便性の向上など様々な取組を実施した。 ・「大津・湖南地域新交通システム導入検討推進協議会」（平成24年設置）において、L R T等の新交通システムの導入可能性の検討を進めるとともに、公共交通利用をテーマにした企業従業員アンケートや、市民フォーラム、学生政策コンペなどモビリティマネジメント手法を用いて自動車利用から公共交通利用への利用転換を促進した。							
滋賀交通ビジョン推進事業 A A A A	○エコ交通推進啓発事業 鉄道やバスなどの公共交通機関と自転車や徒歩等を組み合わせた人と環境にやさしい魅力と利便性の高い「エコ交通」を推進する第一歩として、県庁職員自らがエコ通勤に取り組む。 ○新たな高速鉄道を見据えた北びわこエリアの地域交通活性化検討事業 北陸新幹線等の新たな高速鉄道ネットワーク整備の進展を見据え、北びわこ地域での公共交通利用活性化に向けた新たな取り組みを検討するとともに、開業記念を契機とした利用促進イベントを実施する。	○県内駅の1日あたり乗車数 352,601人 (H24) →366,700人 (H26)				●県庁職員によるエコ通勤、エコ出張の実践 県庁エコ通勤三方よし宣言の作成と公表 平成27年3月に知事による滋賀県庁「エコ通勤」宣言を実施 エコ通勤優良事業所認証の取得(本庁舎) 平成27年2月27日に本庁舎においてエコ通勤優良事業所の認証を取得 ●北びわこエリアの公共交通活性化に向けた方策検討 記念市民フォーラムの開催 12/14 鉄道を活かした北びわこ活性化フォーラム実施 湖西線開業40周年記念事業 7/20近江今津駅等で歓迎イベント、記念式典実施 東海道新幹線米原駅開業50周年記念事業 10/11記念式典、ぽっぽフェス等記念イベントを開催	交通戦略課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀交通ビジョン推進事業	○新交通システム推進事業 低炭素化社会実現に向けた取り組みとして、L R T等の新システムや湖上交通の導入検討を進めていくとともに、モビリティ・マネジメントの手法により過度な自動車利用から公共交通への利用転換となる取り組みを進める。 ※モビリティ・マネジメント 一人ひとりの行動が社会にも個人にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策	○県内駅の1日あたり乗車数 352,601人 (H24) →366,700人 (H26)				●新交通システム導入可能性検討	交通戦略課
						●モビリティ・マネジメントによる公共交通需要喚起	
A					学生政策コンペの実施		
					検討協議会開催(1回)。学生政策コンペ実施(11月29日審査・発表会)		
					●湖上交通活性化に係る施策検討		
					湖上交通活性化に係る取組		
A					琵琶湖・浜大津へ行こうキャンペーンの実施		
		(事業の評価) ・新交通システム検討協議会において、LRT等都市型の新たな交通システム等の導入可能性についての検討を行い、検討地域における地域課題とその解決方法について、その提言をとりまとめた。 ・「大津・湖南地域新交通システム導入検討推進協議会」を設置し、L R T等の導入に係る実現可能性に向けた検討をさらに進めるとともに、公共交通利用をテーマにした企業従業員アンケートや、市民フォーラム、学生政策コンペなどモビリティマネジメント手法を用いて過度な自動車利用から公共交通利用への転換を図る取組を行った。 ・県職員が率先してエコ通勤を実践するため、県庁本庁舎を「エコ通勤優良事業所」として認証・登録申請を行い、平成27年2月27日に認証を取得した。 ・湖上交通の活性化に向けて、大津港周辺の賑わい創出のためのキャンペーンを実施した。 ・なお、平成26年度の乗車数は平成27年夏頃に数値が確定した段階であらためて評価を行う。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
自転車利用の促進	マイカー中心の交通体系から、人にも環境にもやさしい自転車の魅力を高め、利用しやすい体制の構築、普及啓発を進める。 ※コミュニティサイクル 共用の自転車を通常のレンタサイクルのように借りた場所に返すだけでなく、他の複数の駐輪場(サイクルポート)でも貸出・返却ができるシステム	○電動補助自転車の率先導入台数 － (H22年度) →54台 (H23～25年度累計)	●電動補助自転車の率先導入・活用				温暖化対策課 交通戦略課
		○自転車の利用促進のモデル事業実施地域数 － (H22年度) →4地域 (H24～25年度累計) ※平成23年度に前倒しで8地域実施済み ○コミュニティサイクルの社会実験 － (H22年度) →1箇所 (H26年度) ※滋賀県自転車利用促進協議会での議論により実施を見送り (事業の評価) ・平成23年に設置した滋賀県自転車利用促進協議会から「自転車がかえる湖国の暮らし～プラス・サイクル推進プラン～」の提言を受け、平成24年度に県、市町や、自転車関係団体、NPO団体、事業者、利用者等の有識者による「滋賀プラス・サイクル推進協議会」を設置し、自転車利用啓発や情報発信を目的に、4つのワーキング（情報発信・安全利用・自転車ツーリズム・サイクルママ構想）を立ち上げて、具体的な事業を推進した。 ・自転車利用促進のモデル事業については、平成24年・25年度の計画を前倒しして、平成23年度に8市町にて、鉄道沿線レンタサイクル推進モデル事業としてレンタサイクルを整備し、市町にて運用。車から、公共交通と自転車を利用した周遊観光への転換を図った。	導入台数 18台 導入台数 20台	導入台数 18台 導入台数 0台	導入台数 18台 導入台数 0台	●自転車利用の啓発・情報発信 ●自転車利用促進モデル事業 ※平成23年度に前倒しで8地域実施済 モデルとして実施する 草津市自転車利用啓発イベントへの補助 草津市自転車安全安心利用教室に対して補助	

A

施策4-2

住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進します。

○家庭部門での温室効果ガスの排出が増加しており、個人の住宅に太陽光発電システムの設置推進を図るとともに、公共的施設等への再生可能エネルギーの導入を推進します。

また、各家庭にあった温暖化対策に取り組むことができるよう省エネ診断の場づくり、機会の提供を行うとともに、地域における低炭素社会づくりに関する活動を支援します。

(施策の評価)

・家庭部門での温室効果ガスの排出削減に向け、個人用住宅太陽光発電システムの導入および住宅の省エネルギー化を行う個人に対して支援を実施したことにより、住宅用太陽光発電(10kW未満)の導入量は平成23年度と比較して2倍の水準の13.7万kW(H27.3末)まで導入が進んでいる。今後、公共的施設等や農村地域での再生可能エネルギーの導入推進に継続的に取り組む必要がある。

・市町の所有する公共施設9施設に再生可能エネルギーシステムを設置した。

・県内の土地改良区における農業用水利施設を活用した小水力発電・太陽光発電の導入について、可能性地点調査(平成24年度実施)を経て、小水力発電施設や太陽光発電施設の工事に着手することができた。農村地域における身近で小規模な小水力発電によるエネルギーの地産地消の活動は、地域の防犯灯や住民への環境学習に活用されるなどの効果が認められることから、今後も広く普及啓発を行っていく。

・省エネ診断フェア・セミナーを開催するなど、県内家庭での省エネを促しているが、一層の取組効果をあげるために、市町、県内企業との連携が必要である。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課	
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6		
太陽光発電システム導入の推進 B	太陽光発電システムの導入および節電・省エネ行動を行う個人に対して支援を行う。	○住宅への太陽光発電システム導入累計件数(県の支援によるもの) 2,717件(H17～H21) →6,867件(H25年度末までの累計)	●住宅への太陽光発電システム等導入支援 導入累計 3,967件 (新規 250件) 導入累計 4,526件 (新規 1,086件)	●太陽光発電システムの普及啓発 ●既築住宅への太陽光発電システム導入支援 導入件数 1,000件 導入累計 5,478件 (新規 952件)		導入件数 1,000件 導入累計6,442件 (新規 964件)	導入件数 900件 導入累計7,209件 (新規 767件)	エネルギー政策課
		(事業の評価) ○平成26年度補助実績 導入件数：767件 設置容量：3,711kW 年間CO2削減量：460世帯分相当 ○累計補助実績 導入件数：7,209件 設置容量：30,058kW 年間CO2削減量：3,731世帯分相当 ※年間CO2削減量は平成23年度関西電力実排出係数、平成23年度滋賀県における温室効果ガス排出実態調査を基に算定						
個人用住宅太陽光発電・コージェネ普及促進事業 A	家庭部門でのエネルギー効率を向上するため、個人住宅への太陽光発電システムの設置と併せて、コージェネシステムを設置する個人に対して支援を行う。	○住宅への太陽光発電システムと併せてコージェネシステム導入件数(県の支援によるもの) 140件(H26)				●住宅へのコージェネシステム導入支援 導入件数 140件 導入件数 149件	エネルギー政策課	
		(事業の評価) ○平成26年度補助実績 導入件数：149件 設置容量：602kW 年間CO2削減量：74世帯分相当 ※年間CO2削減量は平成23年度関西電力実排出係数、平成23年度滋賀県における温室効果ガス排出実態調査を基に算定						

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
公共的施設等への再生可能エネルギーの導入推進 B	再生可能エネルギーの普及のため、防災拠点となる県内の施設に太陽光や風力等の再生可能エネルギーシステムを設置する事業に対して支援を行う。	○再生可能エネルギーシステム導入累計件数(県の支援によるもの) －(H23) →50件(H26年度末までの累計)		●公共施設の導入拡大、再生可能エネルギー導入気運の醸成 導入件数 15件 導入累計 0件	導入件数 15件 導入累計 10件	導入件数 20件 導入累計 19件 (累計 29件)	エネルギー政策課
		(事業の評価) ・平成26年度は、市町の所有する公共施設9施設に再生可能エネルギーシステムを設置した。 ・平成24年度・25年度共に民間施設の実績がなかったため、平成26年度に、平成28年度末までに市町の所有する公共施設30施設(H24～28累計)に再生可能エネルギーシステムを設置する方針に変更した。 ・平成27年度以降は、市町の避難所等における整備促進を図る。					
低炭素社会づくり先端的取組普及事業 A	滋賀県低炭素づくり推進計画の「まちと建物」分野等における県内の先端的な取組事例を収集・広報する。	○「まちと建物」分野等における県内の先端的取組事例の収集・広報(見学会等の開催) →10件(H26)				●先端的取組事例の収集・広報 収集件数(見学会等の開催) 10件 収集件数(見学会開催4件) 11件	温暖化対策課
		(事業の評価) ・低炭素な「まちと建物」コンテスト(募集期間 平成26年9月1日～10月15日)を実施したところ11件の応募があり、うち5件を優秀賞として知事表彰を行った。また5件のうち4件については現地見学会を開催し、広く県民に低炭素な「まち、建物」を紹介した。 ・表彰事例を中心に作成した事例集により、今後、低炭素な「まちや建物」を広報していく。					
農村地域再生可能エネルギー活用推進 A	農村の活性化と農業の低コスト化、低炭素社会の実現に向け、地域ぐるみで農業水利施設を利用した身近な再生可能エネルギーを作り、活用する事業モデルを検討し、国への支援制度提案と併せて滋賀らしい地産地消システムの構築に繋げる。	○可能性の調査、検討(H24年度) ○実証調査・検証、再エネ導入促進に向けた普及・支援(H25～26) 実証調査・検証 6箇所 ○国へ支援制度の提案		●可能性地点調査 ●モデル地区での検討	●再エネ導入促進に向けた普及・支援 実証調査・検証 6箇所 実証調査支援 6箇所 実証調査支援 6箇所 ●国への政策提案		農村振興課
		(事業の評価) ・県内の土地改良区における農業用水利施設を活用した小水力発電・太陽光発電導入についての可能性地点調査(平成24年度実施)を経て、小水力発電施設1地区・太陽光発電施設5地区の工事に着手することができた。引き続き導入促進に向けた普及啓発を行っていく。 ・発電施設を導入する土地改良区職員を対象とした研修会等を開催し、発電施設運営にかかる技術力向上への支援を行った。 ・小水力発電によるエネルギーの地産地消活動の実証調査について6箇所支援し、調査結果について検証を行った。ゴミの除去等定期的な管理が必要となるが、防犯灯や地域住民への環境学習教材に活用されるなどの効果が認められた。 ・今後は、実証調査結果をパンフレット等にまとめ、身近で小規模な小水力発電の普及啓発を図っていく。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
水利用の合理化に向けた農業水利システム検討事業 A	琵琶湖からの逆水と河川やため池を水源とする土地改良区を対象として、水利用の合理化に向けた農業水利システムを検討・提案し、土地改良区運営の負担軽減を図るとともに、省エネ型水利用の定着により低炭素化社会の構築を目指す。	○モデル地区で検討 1地区				●モデル地区で検討 1地区 1地区	耕地課
		(事業の評価) ・地域の営農形態や農業用水の利用形態等について、モデル地区内の農家と実施した意見交換会をもとに、ハード・ソフトの両面から節電・省エネにつながる水利用の合理化のための検討を行った。 ・今後、検討結果を活用して、他の土地改良区の合理的な水利用の参考になる方法等について情報提供を行っていく。					
省エネ診断等地域支援活動の推進 B B	「省エネ診断」を県内各地で開催するとともに、民間団体の地域における低炭素社会づくりに関する活動の推進など、節電対策も含めた地球温暖化防止に向けた取組を推進する。	○「省エネ診断フェア・セミナー」の県内での開催回数 － (H22年度) →81回 (H23～26年度累計)	●「省エネ診断フェア・セミナー」の開催				温暖化対策課
		○「低炭素地域づくり活動計画」を作成する団体数 － (H22年度) →80団体 (H23～26年度累計)	開催回数 7回 開催回数 7回	開催回数 22回 開催回数 21回	開催回数 22回 開催回数 21回	開催回数 30回 開催回数 30回 (累計 79回)	
			●低炭素社会づくり活動への支援、交流・発表会の開催				
			20団体で計画作成 4団体で計画作成	20団体で計画作成 7団体で計画作成	20団体で計画作成 7団体で計画作成	20団体で計画作成 3団体で計画作成 (累計 21団体)	
住宅や公共建築物等の木造化・木質化の推進	県産の原木や製材品が容易に調達できる流通体制の確立に向け、流通調整機能の強化や流通コーディネーターの設置の取り組みへの支援を行う。	○県産材の素材生産量 42,000m3 (H21) →59,000m3 (H26)			●関係機関による流通体制運営の検討 ●流通コーディネーターの配置 県産材の素材生産量 59,000m3		森林政策課
		(事業の評価) 施策7-1へ移動					

施策4-3

経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO₂排出削減への支援などを行います。

○県内企業、産業界では低炭素社会実現に向けて積極的な活動も行われていますが、厳しい経済環境の中で一層の促進策が望まれています。

このため、低炭素社会実現に貢献する事業者を評価する手法を検討し、企業の温暖化対策に向けた取組を支援します。

また、化石燃料（有限資源）への依存の低減や関連産業の振興の観点から再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、県内中小企業の省エネに向けた取組に対して支援を行います。さらに、滋賀の経済界と県が協働で、低炭素経済の実現に向けた取組や事業革新を牽引するプロジェクトを推進します。

（施策の評価）

- ・再生可能エネルギーについては、2030年度を展望し、長期的な視点から滋賀の将来の姿や再生可能エネルギーの導入促進などを図るための基本方針を掲げた『長期ビジョン編』と5年間に重点的に取り組むべき県の施策の展開方向を掲げた『戦略プロジェクト編』で構成する「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を平成25年3月に策定し、本戦略プランに基づき地域や事業者レベルでの再生可能エネルギーの導入促進に取り組んだ。
- ・平成24年7月の固定価格買取制度のスタートを契機として、県内においてもメガソーラーをはじめとする太陽光発電を中心とした導入拡大が進んでおり、事業用太陽光発電（10kW以上）の導入量は平成23年度と比較して約33倍の水準の23.6万kW（H27.3末）となっている。
- ・低炭素社会実現に貢献する事業者評価手法については、製品等を通じた貢献量を評価する上で必要となる考え方を整理した「滋賀県製品等を通じた貢献量評価手法 算定の手引き」により普及啓発を図った。県内事業所から平成26年度に提出された事業者行動報告書をもとに試算した貢献量は、約150万トン（県域の温室効果ガス排出量の10%に相当）であった。
- ・県内中小企業等が行う省エネ設備整備に対して補助することなどにより、企業等の省エネ行動や事業の効率化を支援した。
- ・滋賀エコ・エコノミープロジェクトについては、平成26年度から「エコ・エコノミー推進事業」として推進体制を見直すとともに、引き続き経済界と連携してプロジェクトの展開を推進した。
- ・低炭素化へとつながる有望な技術開発や実証化に対して補助を実施し、県内の中小企業者等の低炭素化技術発展への支援を行った。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
再生可能エネルギーの振興	再生可能エネルギーの導入や関連産業の振興を図るため、滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン（H25.3策定）に基づき着実な振興を図る。	○（仮称）再生可能エネルギー振興戦略プランの策定（H24年度） ○地域協議会による再生可能エネルギーの導入検討数→6地域（H25年度～） ○事業所の再生可能エネルギー等の設備導入団体数→40団体（H25年度～）	●「戦略プラン」の策定		●普及、啓発の充実、相談体制の強化、人材育成		エネルギー政策課
			●様々なエネルギー源や電力系統の調査研究		●地域協議会による導入検討等支援		
A					3地域	3地域	
					4地域	4地域 (累計8地域)	
			「戦略プラン」策定		●事業所における設備導入支援		
B			「戦略プラン」を策定		20団体	20団体	
					2 団体	9 団体 (累計11団体)	
(事業の評価)							
・平成24年度は、有識者で構成する「検討委員会」での議論を基に、県民、企業、市町の意見を聴取しながら、滋賀県のポテンシャルや地域特性を踏まえた戦略プランを策定した。							
・平成25年度および平成26年度は、本戦略プランに基づき地域や事業所レベルでの再生可能エネルギーの導入促進に取り組んだ。なお、地域協議会による導入検討は計画以上に進んだものの、事業所における設備導入については、ニーズを考慮して創エネ設備導入枠の一部を「民間事業者等による節電・省エネの取組支援」事業における省エネ設備導入枠に振り替え、省エネ枠と一体で計画通りの導入支援を行った。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
低炭素社会実現に貢献する事業者評価手法の検討調査	A 条例に基づく計画書制度に位置づけている、創エネ・省エネ製品の生産等を通じて温室効果ガス排出削減に貢献する事業活動の支援や、事業者の事業活動における自社の温室効果ガス排出削減の推進を図る。	○事業者評価手法の確立 (H24年度)	●評価手法の開発、立入調査マニュアル作成 事業者評価手法の確立 貢献量算定の手法を構築(事業者向け手引きの作成・公表) ●データ等調査、技術アドバイス 評価手法の様々な業種への展開 貢献量(県内事業所が、県外の温室効果ガス排出量の削減に貢献した量)を試算:約120万トン 貢献量(県内事業所が、県外の温室効果ガス排出量の削減に貢献した量)を試算:約150万トン				温暖化対策課
(事業の評価) ・平成26年度は、「手引き」の広報(セミナー、パンフ)や「手引き」を用いた貢献量の算定支援(4事業者)等、事業者による貢献量評価の取組の普及を進めるとともに、事業者行動計画書から県内の製品等を通じた貢献量を試算した。(18事業所の合計 約150万トン) ・事業者行動計画書制度に基づく報告書提出事業者(329事業所)のうち貢献取組の記載は約4割程度(59事業所)であり、更に多くの事業所での取組が進むよう、事業者が必要とする情報の充実・提供をする必要がある。							
民間事業者等による節電・省エネの取組支援	B A 県内の中小企業者等に対して、省エネ診断の支援や省エネ設備整備への補助を行うことにより、節電・省エネ行動を支援するとともに、その普及啓発を進める。	○県内の中小企業者等の省エネ診断を受けた団体数→40団体(H25～26年度) ○県内の中小企業者等の省エネ設備整備団体数→20団体(H25～26年度)	●県内中小企業のCO2削減に向けた普及啓発 ●省エネ診断支援 15団体 20団体 20団体 20団体 12団体 17団体 (H25～26年度累計29件) ●設備整備支援 8団体で整備 15団体で整備 10団体で整備 10団体で整備 16団体で整備 20団体で整備 12団体で整備 21団体で整備 (H25～26年度累計33団体)				エネルギー政策課
(事業の評価) ・平成24年度は電力需給の逼迫が大変深刻な状況下、説明会や各経済団体を通じた積極的な制度の周知等に努めた結果、希望する企業等に対して省エネ行動を支援することができた。 ・平成25年度は、助成制度を活用した省エネ診断や設備整備支援により企業等における節電、省エネ行動を促進した。 ・平成26年度は、「再生可能エネルギーの振興」事業の創エネ設備導入の助成枠の一部を省エネ枠に振替を行い、電力コストへの対応等、経営改善メリットをセミナー等で訴求しながら省エネ行動を支援した。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀エコ・エコノミープロジェクトの推進 A	経済界と協働で「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」を推進し、低炭素経済の実現に向けた取組を進める。	○しが低炭素リーダー賞の実施回数 1回(H22年度) →1回(H23年度～)	●「しが低炭素リーダー賞」などの実施				温暖化対策課
		○「低炭素化技術開発・実証化」支援制度の構築(H23年度)	1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	
			1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	
			●制度の検討	●制度の推進			
			制度の構築				
			制度の構築				
(事業の評価)							
・滋賀エコ・エコノミープロジェクトはプロジェクトの理念をより発展的に実現することを目指し、平成26年度に淡海環境保全財団に引き継がれた。							
・平成26年度は、これまでの「しが低炭素リーダー賞」を県の低炭素社会づくり賞「低炭素化事業部門」として実施した。(応募件数 7件、表彰件数 4件)							
・引き続き経済界、財団、県が連携してエコ・エコノミー推進事業に取り組んでいく。							
低炭素化技術開発・実証化の補助支援 A	低炭素化への取り組みに積極的な県内中小事業者等が行う、低炭素社会の実現につながる新製品、新技術に関する研究・試作開発や実証化の支援を進める。		●「低炭素化技術開発・実証化補助」の実施				モノづくり振興課
		●補助制度の検討	補助件数 3件	補助件数 3件	補助件数 3件		
			補助制度の検討	補助件数 4件	補助件数 3件	補助件数 5件	
(事業の評価)							
・平成25年度当初から低炭素化技術開発や実証化試験を対象に補助計画の募集を行い、県内の中小企業者等が5件（技術開発 2テーマ、実証化 3テーマ）の補助事業に取り組んだ。							

5琵琶湖の再生プロジェクト

(琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部、教育委員会)

【目指す方向】

森林からつながる集水域も含めた琵琶湖環境の再生に向けた取組を、国や下流府県等と連携して進めるとともに、琵琶湖淀川流域での広域的課題に対応し、水質、生態、文化を含めて、総体として健全な琵琶湖を次世代に引き継ぎます。
また、これらの取組により環境関連産業などを振興させ、経済成長を図るとともに、琵琶湖を地域の誇りとしてよみがえらせます。

【目標】

○健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されていること。
○琵琶湖が保全・再生され、遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生し、県民の誇りとなっていること。
○統合的な視点から琵琶湖淀川流域の管理を行う流域自治の仕組みが構築され、関西圏での琵琶湖の存在感が高まっていること。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		H26年度(目標)	H26達成率 (達成度)	H26 進捗度
○琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）	1,368トン (H20年)	1,186トン (H21年)	1,299トン (H22年)	976トン (H23年)	959トン (H24年)	871トン (H25年)	→	2,100トン (H26年)	0% (H25)	(H25)
○内湖再生に関する全体ビジョンの作成		—	検討会2回開催	検討会3回開催 内湖再生全体ビジョン策定	—	—	→	「内湖再生全体ビジョン (仮称)」の作成(H24年度)	目標達成	★★★
○流域自治会議の設立と運営		流域自治会議 の設立に向け、関係府県 等と協議	流域自治会議 の設立に向け、関係府県 等と協議	流域自治会議 の設立に向け、関係府県 等と協議	流域自治会議 の設立に向け、関係府県 等と協議	関西広域連合において、琵琶湖 淀川流域の課題整理を行う研究会を設置	→	流域自治会議の設立と 運営	目標の半ば程度まで達成	★

<プロジェクトの評価>

◆琵琶湖の在来魚を増やし、漁獲量を拡大

○ヨシ帯造成や砂地回復などの漁場環境の改善を進めるとともに、ニゴロブナ、ホンモロコでは計画以上に稚魚放流した。ニゴロブナやホンモロコなどの漁獲量に増加の兆しがみられるものの、資源変動の大きいアユなどの漁獲量が大幅に減少したため、指標としている琵琶湖漁業の漁獲量は減少した。

◆水質汚濁メカニズムの解明など、琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生

○平成26年4月25日に琵琶湖環境研究推進機構を設置し、取組テーマを「在来魚分類のにぎわい復活」とした。

○琵琶湖の有機汚濁を現指標のCOD(化学的酸素要求量)より実態に即して把握することができるTOC(全有機炭素)等の導入および生態系を考慮した水質管理の方向性について、全国に先駆けて検討を行った。

○水草対策については、部局を横断した水草対策チームを設置し、関係課が連携して効果的・効率的な対策を進めた。また、「南湖生態系の順応的管理方法の検討」における調査結果をもとに、南湖生態系の管理の方向性を「南湖生態系の順応的管理に関する提案集」としてとりまとめ、関係機関と共有した。

○平成24年度に「内湖再生全体ビジョン」を策定し、早崎内湖再生に向けては、平成25年度に試験湛水区域の用地買収を完了し、平成26年度は具体の工事にに向けた取組を行うなど、恒久的な内湖化に向けて大きく前進した。

○「オオバナミズキンバイ」については、平成26年3月に「琵琶湖外来水生植物対策協議会」を設置するとともに、国の直轄事業や交付金等の活用により関係機関が連携して駆除・監視の取組を進めた。

○水源林保全のために、県民や市町等と広く意見交換を行い、「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定した。

○急増したシカの食害による森林の表土流出や山腹崩壊等の状況に対処するため、森林土壌保全対策指針を策定し、具体的な対策実施の手引きとなる対策マニュアルを作成した。

○カワウについては、関西広域連合による生息動向調査等に基づき、国交付金等の活用による集中的な捕獲等の取組により、生息数を減少させることができた。

◆環境保全活動を支援し、人の暮らしと琵琶湖の関わり再生

○マザーレイクフォーラムにおいて、NPO、研究者、企業等との協働による運営委員会が企画・運営する「びわコミ会議」を開催することができた。平成26年5月には、みんなの情報交流サイトに加え、フェイスブック

○展示交流空間の再構築に向けた「新琵琶湖博物館創造基本計画一湖をめぐる博物館の『森』構想一」を県民ワークショップや有識者からの意見・提案等を踏まえて策定し、平成26年度は第1期リニューアルに係る展示・

○湖南省友好提携30周年を契機に、琵琶湖博物館において、平成25年11月に湖南省博物館と学術的相互協力に関する協定を結び、湖南省の博物館等との研究交流や洞庭湖にかかわる資料・情報の収集を行った。

○平成26年9月に開催された第15回世界湖沼会議(イタリア)の開会式において、30周年を迎え、知事からその歴史的意義や本県の貢献等について発信した。

◆琵琶湖淀川流域の関係者の参画と連携による流域自治を進め、上下流の枠組みを超えた流域全体の統合的な管理

○琵琶湖淀川流域の統合的管理を目指し、流域自治会議の設立に向け関係府県等との協議を進め、関西広域連合の関西防災・減災プランにおいて、琵琶湖淀川流域の課題や今後の取組の方向性等について有識者による研究

<プロジェクトの今後の課題>

○複雑化・多様化した琵琶湖環境の課題を解明するため、平成26年4月に行政部局および県立試験研究機関による「琵琶湖環境研究推進機構」を設置した。当機構を中心に部局横断的に連携・協力を進めることとし、まず

○琵琶湖漁業の主要魚種であるアユ資源が減少した場合に即座に対策を講じられるようにするため、資源状況を的確に把握する技術開発を進める。ホンモロコやニゴロブナなどは増加の兆しがみられることから、現在の

○水草の大量繁茂については、琵琶湖の南湖が抱える課題と密接に関連しており、適正な状態に管理していくことが必要である。

○急増したニホンジカの食害による森林の表土流出や山腹崩壊等の状況に対処するため、植生および土壌保全の対策手法を体系化し、被害に応じた森林土壌保全対策を進める必要がある。

○「オオハナミズキンバイ」等の侵略的外来水生植物を駆除した区域での、再生状況等について巡回監視し、再生が見られた場合にたたらに駆除できる体制の整備と、他の水草やヨシ等に入り込んで生育している小規模な

○群落の効率的な駆除手法を確立する必要がある。

○琵琶湖の再生を図るうえで最も重要な水源林を健全に維持保全し、将来世代に引き継ぐ必要があることから、水源林保全等のための取組を進めていく必要がある。

○環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」として捉え、実践行動へつなげるため、県民、NPO等様々な主体の連携のもと、ライフステージに応じた環境学習の取組を進める必要がある。

○琵琶湖の経験を世界に発信し、世界の湖沼問題の解決に向けて国際貢献を行うとともに、世界の湖沼関係者との交流や情報収集を図りながら施策に結び付けていく必要がある。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）】

○琵琶湖の再生に関する新法制定に向けた動きをされており、今後の動きを注視していく必要がある。

○水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することなどを目的として、平成26年3月に「水循環基本法」が制定され、平成27年度には「水循環基本計画」が策定される予定である。

施策5-1 琵琶湖の在来魚を増やし、漁獲量を拡大します。

○ニゴロブナ、ホンモロコ、セタシジミなど外来魚介類の漁獲量は減少傾向にあるため、ヨシ帯の造成、砂地の回復など琵琶湖の漁場環境の改善を図るとともに、稚魚の放流や外来魚に悪影響を及ぼす外来魚の捕獲等を進め、漁獲量を拡大します。

(施策の評価)

- ・ヨシ帯の造成、ヨシ群落の再生、砂地の回復など、琵琶湖の漁場環境については、目標に向けた改善を進めた。
- ・在来種の稚魚放流については、ニゴロブナ、ホンモロコなどで計画以上の放流ができたほか、漁場環境学習会については、計画を上回る参加者があった。
- ・外来魚の駆除については、梅雨期の少雨により湖流が抑制されたこと、外来魚生息量の減少に伴う捕獲効率の低下や水草の異常繁茂により作業が困難になったことなどの影響で計画を達成できなかった。
- ・南湖事業での水草の刈取りは計画通りに実施し、ホンモロコ増産のための放流は計画数を上回った。放流魚が北湖、南湖などで捕獲確認されるなど、一定の事業効果が認められた。
- ・漁獲量を増加させるため、引き続き琵琶湖の漁場環境の改善、外来魚の駆除等の各施策を着実に実施する必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
ヨシ群落造成・再生事業 A	ニゴロブナ等コイ科魚類の産卵をはじめ様々な生きものの生息・繁殖の場として重要なヨシ群落を造成・再生する。	○ヨシ帯造成面積 24.1ha (H21年度までの累計) →26.7ha (H23年度までの累計) →36.7ha (H31年度までの累計)	●ヨシ帯の造成	H24年度～H31年度に約10haを造成			水産課 琵琶湖政策課
		○ヨシ群落再生面積 8.7ha (H21年度までの累計) →9.9ha (H24年度までの累計) →10.3ha (H26年度までの累計)	●H24年度以降のヨシ帯造成計画の策定	造成面積 1.0ha	造成面積 1.3ha	造成面積 1.2ha	
			造成面積 1.4ha	造成面積 1.2ha	造成面積 1.3ha	造成面積 1.2ha	
			●失われたヨシ群落の再生 ●環境調査(新規箇所)	●測量・施設設計	再生面積 0.18ha	再生面積 0.18ha	
			再生面積 0.08ha	再生面積 0.16ha	再生面積 0.13ha	再生面積 0.23ha (累積 10.3ha)	
		(事業の評価) ・ヨシ帯の造成については、平成26年度までに累計で30.4haを造成した。 ・昭和49年頃のヨシ帯面積まで回復させるには、まだ26haほどの造成が必要であるため、引き続き造成する。 ・ヨシ群落再生については、平成25年度より新規地区の再生工事に着手し、計画通りの面積を再生できた。今後も引き続きヨシ群落の再生を進めていく。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
砂地造成事業	南湖において覆砂により砂地造成を行いセ タシジミ漁場の再生を進めるとともに、稚貝 を放流してセタシジミの生息量の増大に努め る。	○覆砂による砂地造成面積 13.5ha(H21年度までの累計) →46.5ha(H26年度までの累計)	●覆砂による砂地の造成				水産課 流域政策局
		造成面積 5.5ha 造成面積 5.5ha	造成面積 5.5ha 造成面積 5.5ha	造成面積 5.5ha 造成面積 10.0ha	造成面積 5.5ha 造成面積 5.2ha (累計 51.0ha)		
		○セタシジミ稚貝の放流数 10.1億個(H21年度) → 育成稚貝の放流数 24百万個(H26年度)	●セタシジミ稚貝の放流、稚貝生産の効率化				
			稚貝10億個 稚貝11億個	育成稚貝 12～24百万個 育成稚貝10百万個	育成稚貝 12～24百万個 育成稚貝 9百万個	育成稚貝 24百万個 育成稚貝11.8百万個	
		(事業の評価) ・覆砂による砂地の造成については、平成26年度までに累計で51.0haを造成した。 ・セタシジミ稚貝の放流については、放流量が11.8百万個と計画量を下回ったが、昨年よりは約3百万個増加した。 ・覆砂区域のシジミの生息状況については、今後も継続して調査していく。 ・平成29年度までに、12.3haの砂地造成をする予定であり、引き続いて造成を行う。					
セタシジミ資源の回復・向上試験事業	琵琶湖の北湖漁場に設置や撤去が容易な ポールなどの構造物を設置し、湖底の流れに 変化を生じさせて、稚貝の生残や成長に好適 な環境を作り出す技術を開発する。	○構造物周辺の生息環境と稚 貝生息状況の把握				●構造物による資源 回復状況、最適な構 造物設置条件の把握 構造物周辺の生息環境 と稚貝生息状況の把握 設置した構造物の周辺 では、構造物そのもの の影響ではなく、北西風 の影響により最大流速 40cm/sで湖底の水が動 いており、放流したD型 仔貝が拡散した。	水産課
		(事業の評価) ・測定した流速結果、および湖底の地形と気象台の風のデータから、稚貝の生息に適した環境は水深6.5m以深である可能性が示唆された。 ・構造物としてポールの設置のみでは湖底の状態や流れに変化は生じなかったため、今後はポールに網を設置するなど最適な構造物の形状を検討する。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
セタシジミ親貝放流 技術開発事業 A	近江八幡市の西の湖などで一定期間飼育して太らせたセタシジミの親貝を放流することによる資源造成技術を開発する。	○親貝の肥育状況と産卵状況の把握				●肥育方法の検討、 親貝の放流方法の検討、 効果調査の実施 親貝の肥育状況と産卵 状況の把握 11月に西の湖に垂下した シジミの肥満度は2.9～ 3.0%であったものが、5月 には5.2～6.7%に増加した。	水産課
		(事業の評価) ・西の湖で肥育し、琵琶湖に放流したセタシジミは、その後産卵したことが確認された。 ・琵琶湖での放流場所付近では、200個体/m ² の稚貝が確認され、類似条件の比較対照区よりも高い密度であり、肥育したセタシジミの放流効果がみられた。 ・産卵されたシジミの成長や生残を把握する必要があるため、追跡調査を実施する。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
多様で豊かな在来魚回復事業	水田等を利用したニゴロブナ、ホンモロコ等の稚魚育成技術を開発し、その技術も活用して、各種稚魚の育成技術の一層の安定化、平易化および効率化に努め、水産業界へも支援して、これら魚種やビワマス、アユ、ワタカ、ウナギ等、琵琶湖の在来種の稚魚放流を推進する。	○水田を利用した稚魚生産の基礎的知見の把握(H21年度) →水田を利用したホンモロコ等7魚種の琵琶湖における生息量増加の確認(H26年度) ○琵琶湖在来種の稚魚放流数 ・ニゴロブナ(20mm) 1,154万尾(H21年度) →1,200万尾(H26年度) ・ニゴロブナ(120mm) 91万尾(H21年度) →120万尾(H26年度) ・ホンモロコ ふ化仔魚 1億尾(H21年度) 13～20mm 355万尾(H21年度) →20mm 800万尾(H26年度) ・ビワマス 69万尾(H21年度) →70万尾(H26年度) ・アユ 46億尾(H21年度) →24億尾(26年度) ○漁場環境学習会参加人数の累計 ー (H21年度) →560人(H23～26年度累計)	●実験圃場および農家圃場を活用した各魚種の稚魚生産試験				水田を用いた在来魚資源回復の確認 ニゴロブナとホンモロコの水田育成稚魚が琵琶湖北湖の広い範囲に分布していることを確認
			●琵琶湖在来種の稚魚放流				
			ニゴロブナ 20mm800万尾 120mm90万尾 ホンモロコ ふ化仔魚1億尾 13～20mm稚魚350万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 800～1,200万尾 120mm 90～ 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 800～1,200万尾 120mm 90～ 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm1,200万尾 120mm 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	
			ニゴロブナ20mm1,283万尾 120mm 127万尾 ホンモロコふ化仔魚1.3億尾 13～20mm稚魚432万尾 ビワマス 75万尾 アユ 20億尾	ニゴロブナ20mm1,322万尾 120mm 124万尾 ホンモロコ20mm稚魚 1,059万尾 ビワマス 53.9万尾 アユ 34億尾	ニゴロブナ20mm1,204万尾 120mm 140万尾 ホンモロコ20mm稚魚 1,029万尾 ビワマス 26万尾 アユ 38億尾	ニゴロブナ20mm1,218万尾 120mm 124万尾 ホンモロコ20mm稚魚 947万尾 ビワマス 59万尾 アユ 18.3 億尾	
			●ワタカおよびゲンゴロウブナの稚魚放流と漁場環境学習会の開催				
			ワタカ稚魚:30万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	ワタカ稚魚:40万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	ワタカ稚魚:45万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	ワタカ稚魚:50万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	
			ワタカ稚魚:32万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:11万尾 学習会参加:155人	ワタカ稚魚:50万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:26万尾 学習会参加:165人	ワタカ稚魚: 45万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:177人	ワタカ稚魚: 18万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:10.5万尾 学習会参加:159人	
		(事業の評価) ・稚魚放流については、ニゴロブナ、ホンモロコで計画以上に放流されたが、計画どおりの種苗を放流できない魚種があるため、今後は、より一層の注意を払って飼育管理を行う必要がある。 ・漁場環境学習会については計画を上回る参加があった。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
外来魚駆除事業	外来魚の駆除技術の開発、捕獲や有効利用、発生抑制に取り組むとともに、琵琶湖ルールに基づくリリース（再放流）の禁止徹底、啓発に取り組む。	○外来魚駆除量 358t (H21年度) →350t (H23年度～)	●外来魚撲滅対策研究の実施、外来魚駆除、回収事業の実施				水産課
		外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t		
		外来魚駆除量 302t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 174t	外来魚駆除量 179t	琵琶湖政策課	
		●外来魚の産卵環境攪乱					
B	○外来魚の釣り上げ回収量 18.2トン (H21年度) → 20トン (H23年度～)		●オオクチバスの成魚、産卵親魚の集中捕獲の実施 ●効果的なオオクチバス稚魚発生抑制技術の開発				
			●回収ボックス、いけすによる外来魚の釣り上げ回収				
			外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	
			外来魚回収量 15.3t	外来魚回収量 18.9t	外来魚回収量 14.2t	外来魚回収量 13.3t	
			(事業の評価) ・外来魚駆除については、梅雨期の少雨により湖流が抑制されたこと、外来魚生息量の減少に伴う捕獲効率の低下、水草の異常繁茂により作業が困難になったことなどの影響で計画を達成できなかったが、依然として多くの外来魚が生息することから、今後も、計画を達成できるよう駆除を進める。 ・外来魚回収量は、月によっては前年度の回収量を上回ったが、全体の回収量は昨年度に比べ減少した。これは、回収ボックス、回収いけすのみに限らず、全体的な傾向と思われる。しかし、民間団体による外来魚釣り上げ隊による参加団体が前年度よりさらに増え、リリース（再放流）禁止の啓発効果があった。				
世代をつなぐビワマスプロジェクト	天野川をモデル地域とし、米原市のビワスを軸にしたまちづくりを支援するとともに、様々な世代の住民参加のもと、ビワスが遡上しやすい環境を整備し、ビワマス資源の増殖を図る。	○天野川ビワマス遡上プロジェクトの推進	●ビワマスが遡上しやすい川づくり				流域政策局
			●住民参加による川づくり支援				
			河川環境整備 2カ所	河川環境整備 3カ所			水産課
			河川環境整備 2カ所	河川環境整備 3カ所			
ふ化槽の設置 1小学校							
ふ化槽の設置 1小学校							
			●ビワマスの産卵環境調査				
			(事業の評価) ・「ビワマスが遡上しやすい川づくり」として、魚道を1箇所設置した。 ・住民参加による「河川環境整備」によってビワマスの遡上範囲が拡大し、ビワマスなどの自然繁殖力の向上を図ることができた。 ・ふ化実習の参加者に、ビワマスをはじめとした様々な生物や河川環境などに関心を持っていただくことができた。 ・この取り組みを定着させる必要があるため、引き続き支援を行う。				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
南湖のホンモロコに ぎわい復活事業	A <						

施策5-2

水質汚濁メカニズムの解明など、琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生を進めます。

○琵琶湖の水質保全について、既存の水質指標から対策を講じるアプローチでは限界があるため、難分解性有機物の水環境に与える影響や湖底の低酸素状況と生物相の関係を究明することなどによって、必要な対策につなげます。

○琵琶湖本来の種の多様性を確保するために、南湖の管理に関するガイドラインや内湖再生全体ビジョンの策定をはじめ、過剰な水草やカワウに対する施策を進め、生きものの産卵・生息環境の回復を図ります。

(施策の評価)

- ・平成26年4月25日に琵琶湖環境研究推進機構を設置し、最初の取組テーマを「在来魚介類のにぎわい復活」とした。
- ・全国に先駆けて、琵琶湖の有機汚濁の実態を精度良く把握することのできるTOC（全有機炭素）等の指標を検討し、その必要性など今後の方向性を示すことができた。今後は、有機物の由来や湖内での動きを把握する調査を実施し、陸域と湖内の有機物収支をTOCにより把握することで、生態系保全に向けて必要な対策に繋げるとともに、この取り組みが国の環境基準設定の議論や、全国の湖沼生態系保全のモデルとなるよう積極的に情報発信を行う。
- ・「南湖生態系の順応的管理方法の検討」による調査結果をもとに、効果的な水草除去方法を除去事業に反映することができた。また、水草管理、魚介類の資源回復、生物多様性保全、外来生物防除等、南湖生態系の管理の方向性を「南湖生態系の順応的管理に関する提案集」としてとりまとめ、関係機関と共有した。
- ・水草対策については、部局を横断した水草対策チームを設置し関係課が連携して、効果的・効率的な対策を進めた。南湖での表層刈取、根こそぎ除去は、おおむね計画通りに進めることができた。
- ・内湖再生全体の道筋を示す内湖再生全体ビジョンを平成24年度に策定した。また、早崎内湖再生については、平成25年度に試験湛水区域の用地買収を完了し、恒久的な内湖化に向けて大きく前進した。
- ・オオバナミズキンバイは、平成26年3月に「琵琶湖外来水生植物対策協議会」を設置するとともに、国の直轄事業や交付金等の活用により関係機関が連携して駆除・監視の取組を進めた。
- ・水源林保全のために、県民や市町等と広く意見交換を行い、「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定した。今後は条例に基づく水源林の土地取引等の事前届出制度を周知していく必要がある。
- ・急増したシカの食害による森林の表土流出や山腹崩壊等の状況に対処するため、森林土壌保全対策指針を策定し、具体的な対策実施の手引きとなる対策マニュアルを作成した。
- ・関西広域連合によるカワウの生息動向調査等の活用による集中的な捕獲等の取組により、カワウの生息数を減少させることができた。

	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
A (仮称)琵琶湖環境研究推進機構の運営	複雑化・多様化した琵琶湖環境の課題を解明するため、行政部局および県立試験研究機関が一堂に会し、部局横断的に連携・協力を一層進め、試験研究の成果を施策に反映していくための枠組みを設置し、運営する。	○開催1回以上(H26年度)				●部局横断的な連携・協力による試験研究成果を施策に反映する枠組み設置 機構の開催 琵琶湖環境研究推進機構の設置(H26.04.25) 機構本部会議開催(3回)	環境政策課
		(事業の評価) ・当初計画どおり、平成26年4月25日に琵琶湖環境研究推進機構の設置が実現し、最初に取り組むテーマを「在来魚介類のにぎわい復活」とした。 ・今後は、「在来魚介類のにぎわい復活」に向けて、複数機関の連携による連携研究を推進し、成果に基づく施策提案を目指す。					

	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
試験研究機関連携事業 水系・生物の「つながり」の再生に関する研究 A	琵琶湖流域における喫緊の課題である「在来魚介類の減少」に対して、県立試験研究機関が連携し、水系や餌環境のつながりの視点から、その減少要因の解明と在来魚介類の復活に向けた政策提案を行う。	○現況把握等調査と解析・評価による在来魚介類への影響要因の検討(H26年度)				●生息環境の現況把握 (底質、沿岸帯、河川の魚類生息分布など) ●餌環境の現況把握等 (動植物プランクトンの関係把握など) 在来魚介類への影響要因の検討 現況把握と合わせ、結果をセミナー等で発表	環境政策課 森林政策課 水産課
		(事業の評価) ・生息環境では、南湖湖岸の2地点で底質が砂質の地点に、より多くの底生生物が生息している現況などを把握した。河川では、砂礫の粒径が小さいほどアユの産卵がより多く行われている状況を把握した。伊庭内湖では、ホンモロコが流入河川でも産卵することや、内湖から琵琶湖へ移動する体サイズ等を明らかにした。 ・餌環境では、水質とプランクトン(植物、動物)の関係を解析できるよう、プランクトン量の長期データを整理した。また、北湖沖帯のアユが、ミジンコなどを主な餌としていたことを確認した。 ・今後は、生息環境、餌環境ともに、季節変動などの追加調査を実施し、要因間の関係解析を進める必要がある。					
水質汚濁メカニズム解明調査 A	難分解性有機物の挙動の調査やシミュレーションモデルを用いた有機物収支の把握、難分解性有機物が水環境に与える影響を調査し必要な対策の検討につなげるとともに、新たな有機物管理のための指標の導入に向けた検討を進める。	○新たな有機物指標の導入(H26年度)	●水質汚濁メカニズム解明調査の実施			研究成果を「琵琶湖の総合保全に向けての総合的・学際的な調査検討」等に活用 「琵琶湖の総合保全に向けての総合的・学際的な調査検討」等に活用	琵琶湖政策課
		(事業の評価) ・全国に先駆けて、琵琶湖の有機汚濁の実態を精度良く把握することのできるTOC(全有機炭素)等の指標を検討した。 ・湖水中からの難分解性有機物の大量抽出に成功し、モニタリング手法の確立、生物への毒性評価、由来の推定等に役立てることができた。 平成26年度は、平成25年度までの結果を「琵琶湖の総合保全に向けての総合的・学際的な調査検討」等に活用した。					

	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
琵琶湖の総合保全に向けての総合的・学際的な調査検討	水質汚濁メカニズム解明調査の成果を活かし、懇話会等の議論を通じ、琵琶湖の有機物等に関する新たな指標の確立を行う。 また、琵琶湖では生態系の課題が顕著にあらわれていることを踏まえ、水質と生態系の関係解明に向けた評価手法の構築を目指す。	○新たな有機物指標の導入 (H26年度) ○水質・生態系評価手法構築 (H26年度)				●有識者懇話会での検討 新たな有機物指標の導入 新たな水質評価指標としてTOC等の必要性等、今後の方向性が示された ●物質の出入りの観点からの検証 水質・生態系評価手法の構築 水質・生態系評価手法の構築に向けて琵琶湖流域のC,N,Pの存在量、移入出量を把握した	琵琶湖政策課
		(事業の評価) ・懇話会において、生態系保全を目指した水質管理施策や新たな水質評価指標としてのTOC等の必要性、TOCを平成28年度に策定する次期湖沼水質保全計画に反映していくことや陸域対策へ繋げるための今後の方向性を示すことができた。 ・琵琶湖における健全性の評価手法の構築に向けて、文献調査やモデルの構築を通じ、琵琶湖流域のC(炭素)、N(窒素)、P(りん)の存在量、移入出量を把握することができた。 ・今後は、水質と餌環境の関係に注目し、有機物の由来や湖内での動きを把握する調査を実施し、陸域と湖内の有機物収支をTOCにより把握し、生態系保全に向けて必要な対策に繋げるとともに、この取組が国の環境基準設定の議論や、全国の湖沼生態系保全のモデルとなるよう積極的に情報発信を行う。					
琵琶湖深湖底低酸素化と生物の関係究明	琵琶湖深湖底の低酸素化と生物の関係を究明するため、湖底生物群集を対象に、低酸素化による生態系への影響予測と評価をめざす。	○低酸素化による生態系への影響予測と評価 (H25年度)	●琵琶湖深湖底低酸素化と生物の関係究明 (北湖深底部における湖底生物群集の生物量等の把握)		湖底のモニタリングの継続 ROVIによる底生生物モニタリング(5定点×6回)	環境政策課	
(事業の評価) ・琵琶湖湖底部における溶存酸素濃度の把握や採泥による湖底環境調査、水中有索ロボット (ROV) によるデータ収集、底生動物の低酸素耐性実験等の基礎調査を実施した。なお、平成24年9月には水深90mエリアが貧酸素状態となった。 ・平成24年度には大量のアナンデルヨコエビの死亡個体の集積を確認したが、同年から平成25年度にかけて行った昼夜観測の結果、成体は主に夏季に産卵すること、若齢体は湖底で密集せず浮遊生活するため、秋から冬にかけての湖底の低酸素化の影響は受けにくいことが判明した。 ・全循環が起らず深湖底が無酸素の場合を想定する等、観測データから底生動物の死亡量や影響を予測・評価した。 ・平成26年度からはROVIによるモニタリングを継続した。溶存酸素濃度が平年並みに推移し、H26年度は貧酸素状態にはならなかった。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
南湖生態系の順応的 管理方法の検討 A	南湖が抱える様々な問題に計画的に取り組むための評価指標や保全・管理目標を設定するとともに、長期的な視野に立って南湖全体を総合的に評価する順応的管理方法の構築をめざす。	○南湖管理のガイドライン提示 (H25年度)	●南湖生態系の順応的管理方法の検討		南湖管理のガイドライン提示 南湖生態系の順応的管理 ガイドライン(案)を策定	底質に関する検討成果は 水系・生物の「つながり」の 再生に関する研究に引き継ぎ 「南湖生態系の順応的管理に関する提案集」としてとりまとめ	環境政策課
		(事業の評価) ・南湖生態系の現況把握、水草除去の効果検証、および順応的管理に向けた制度検討のための基礎調査等を実施した。 ・水草除去の実施時期は夏季より冬季が効果的であることを確認したほか、水草除去により湖底の生息環境改善が期待されることを検証できた。現状では二枚貝等の生息密度が低く、生息基盤である底質の改善手法検討が課題である。 ・本研究の成果、過去の研究・知見等を総合解析し、水草管理、魚介類の資源回復、生物多様性保全、外来生物防除等、南湖生態系の管理の方向性を「南湖生態系の順応的管理に関する提案集」としてとりまとめ、関係機関と共有した。					
内湖再生検討事業 A	在来魚類や水鳥、貴重植物などの生息場所として、また琵琶湖の原風景としての内湖を復活させるため、内湖とその周辺のつながりの一体的な保全・再生に向けた「内湖再生全体ビジョン(仮称)」を作成する。 また、早崎内湖においては、再生に向けた検討を、西の湖においては、ニゴロブナやホンモロコの繁殖の場としての内湖の機能の評価する取組を実施する。	○「内湖再生全体ビジョン(仮称)」の作成 (H24年度) ○西の湖におけるニゴロブナ、ホンモロコの漁獲状況の把握と琵琶湖の資源への寄与状況の把握 (H26年度)	●内湖再生全体ビジョン(仮称)の検討	「内湖再生全体ビジョン」の策定			琵琶湖政策課
		●早崎内湖再生に向けた検討		早崎内湖干拓地(試験湛水区域)の恒久的な内湖化に着手 事業区域の用地買収を完了し、恒久的な内湖化に向け、大きく前進した。	●西の湖におけるニゴロブナ、ホンモロコの標識稚魚放流、外来魚の駆除、効果調査の実施		西の湖におけるニゴロブナ、ホンモロコの漁獲と琵琶湖の資源への寄与状況の把握 西の湖でのホンモロコ漁獲は増加傾向にあり、ニゴロブナ、ホンモロコの琵琶湖の資源への寄与率も把握した
(事業の評価) ・内湖再生全体ビジョンについては、平成24年度の策定に向けて、平成23、24年度に内湖再生ビジョン検討委員会を計5回開催し、平成25年3月に同ビジョンを策定した。 ・早崎内湖再生については、平成25年度に事業区域20haの用地買収を完了し、26年度は築堤のための測量を実施した。今後は、築堤の実施設計を行い、内湖化に向けた工事を進める。 ・西の湖に放流したホンモロコ、ニゴロブナが琵琶湖に出て、北湖の広い範囲で漁獲されていることを確認した。 ・琵琶湖に出たホンモロコ、ニゴロブナが琵琶湖に出た後、成熟して西の湖に産卵回帰することが確認された。 ・西の湖でのホンモロコ・ニゴロブナの産卵を維持するため、計画的に外来魚駆除を実施する。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
水草対策事業	琵琶湖における水草の異常繁茂は、生態系や生活環境に悪影響を及ぼしている。こうした状況を改善するため、沿岸部においては、表層刈り取りを中心に機動的に対処するほか、沖合部においては魚介類の産卵環境の改善など生態系の保全・回復を図るよう根こそぎ除去対策を実施する。	○南湖沿岸部 ・表層刈取量 約2,370t (H21年度) →約1,550t (H23年度～) ・根こそぎ除去面積 － (H21年度) →100ha (H23～26年度累計)	●南湖沿岸部での表層刈取				琵琶湖政策課
		刈取量 1,550t 1,547t	刈取量 1,550t 1,536t	刈取量 1,200t 1,200t	刈取量 1,200t 1,139t		
		●南湖沿岸部での根こそぎ除去					
		刈取面積 50ha 38ha	沿岸部 50ha (H23と同一箇所継続して実施) 50ha	沿岸部 50ha (同一箇所継続して実施) 52.5ha 52.5ha			
		●南湖沖合南部での根こそぎ除去					
		沖合部 750ha 797ha	沖合部 750ha (H23と同一箇所継続して実施) 759ha	沖合部 750ha (同一箇所継続して実施) 769ha 794ha (累計3,119ha)			
		○南湖沖合部 根こそぎ除去面積 ・南湖沖合北部・南部 40ha (H21年度) →40ha (H23年度～)	●南湖沖合北部での根こそぎ除去		●南湖沖合南部での根こそぎ除去		流域政策局
		40ha 60ha	40ha 0ha	40ha 40ha	40ha 40ha		
		○赤野井湾 － (H21年度) →3ha (H25～26年度累計)			●赤野井湾でのハスの根こそぎ除去		琵琶湖政策課
					1.5ha 1.5ha	1.5ha 1.2ha (累計2.7ha)	
○矢橋帰帆島中間水路 除去量 350t (H21年度) →350t (H23年度)	●矢橋帰帆島中間水路の水草除去				下水道課		
除去量 350t 表層刈取・根こそぎ除去 374t	除去量 350t 表層刈取・根こそぎ除去 309t	除去量 300t 表層刈取・根こそぎ除去 (刈取り時期の改善) 231t	除去量 300t 表層刈取・根こそぎ除去 (刈取り時期の改善) 90t				
(事業の評価) ・琵琶湖の水草対策については、部局を横断した水草対策チームを設置し各課が連携して効果的・効率的な対策を進めた。 ・表層刈取および根こそぎ除去は、概ね計画通りに進めることができた。 ・矢橋帰帆島中間水路での水草除去は、平成23～25年度実施の効果を検証し、表層刈取・根こそぎ除去について一部併せて実施する方法により効率的に対策を行うことができた。 ・水草の繁茂は年により変動が大きく、特に平成26年度は著しく水草が繁茂したことから、平成27年度は水草刈取船を新たに整備し、集中的かつ機動的な対応を行うとともに、引き続き、効果的・効率的な水草対策に取り組んでいく。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課								
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6									
カワウ対策の推進 A	漁場やアユの産卵場での食害を防止するとともに、竹生島など琵琶湖沿岸地域の生態系の保全を図るため、カワウを集中的に捕獲し、適正な生息数に導く。	○カワウ生息数（春） 32,063羽(H21年度) 8,429羽(H26年度) →管理しやすい程度まで生息数の速やかな削減	●営巣地対策の実施 ●漁場やアユ産卵場における被害防除対策の実施 <table><tr><td>1.5万羽を捕獲</td><td>1.2万羽を捕獲</td><td>0.8万羽を捕獲</td><td>0.8万羽を捕獲</td></tr><tr><td>1.5万羽を捕獲</td><td>1.1万羽を捕獲</td><td>1.1万羽を捕獲</td><td>1.0万羽を捕獲</td></tr></table>				1.5万羽を捕獲	1.2万羽を捕獲	0.8万羽を捕獲	0.8万羽を捕獲	1.5万羽を捕獲	1.1万羽を捕獲	1.1万羽を捕獲	1.0万羽を捕獲	水産課 自然環境保全課
		1.5万羽を捕獲	1.2万羽を捕獲	0.8万羽を捕獲	0.8万羽を捕獲										
1.5万羽を捕獲	1.1万羽を捕獲	1.1万羽を捕獲	1.0万羽を捕獲												
○竹生島の森林植生の維持・復元	●竹生島の植生の維持復元 (事業の評価) ・春の生息数は平成20年度以降減少傾向を示し、平成26年度には8,429羽であった。 ・このためカワウ総合対策協議会で平成26年度年間捕獲目標を春期飛来数の90%に相当する7600羽とし捕獲を実施した結果、実績は目標を上回る9,753羽となった。 ・漁業者からは、以前と比較して被害が減少したとの声が聞かれ、竹生島では、生息数の減少に伴い、裸地化していた多くの箇所下層植生の回復が顕著になり、枯れたと思われていたタブノキ等の広葉樹には、幹や枝から葉が再生していることが確認されている。 ・一方で、個体数が増加している小コロニーや、飛来が増加している漁場もある。今後も営巣地および飛来地で対策の継続が必要である。														
侵略的外来水生植物 徹底駆除事業 A	「オオバナミズキンバイ」等の外来水生植物は、琵琶湖の生態系への悪影響などを引き起こすことが懸念されることから、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の徹底的な駆除を行う。	○オオバナミズキンバイの生態説明 ○効率的・効果的な駆除方法の確立。	●関係機関と協議会を設立して、連携協力。 生態を解明して効率的・効果的な駆除方法確立し、駆除する 生態解明を進め、生育状況を調査し把握するとともに、建設機械や刈取り船を用いて徹底的な駆除を実施				自然環境保全課								
		(事業の評価) ・環境保全団体や関係市等と連携して侵略的外来水生植物の防除に取り組むため、平成26年3月に「琵琶湖外来水生植物対策協議会」を設置するとともに、国の直轄事業や交付金等の活用により関係機関が連携して駆除・監視の取組を進めた。 ・大規模群落については、建設機械や水草刈取り船を用いて、効果的かつ効率的に、徹底的な駆除を行うとともに、ヨシ群落などの中に分散している小規模群落については、人力による駆除を行った。 ・地域における自主的な防除活動に対しては、駆除にかかる資材を貸し出すなどの支援を行った。 (平成26年度駆除実績 約115千㎡)													

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
水源林保全等検討事業 A	琵琶湖の再生を図るうえで最も重要な水源林を健全に維持保全し、将来世代に引継ぐ必要があることから、県民フォーラムや市町との意見交換会を開催し、水源林保全等の検討に必要な専門知識や情報を収集する。	○県民フォーラムの開催 (1回) ○市町との意見交換会 (1回) ○森林審議会 (2回) ○先進地等調査 (1式) →水源林保全等の検討に必要な情報収集				●県民フォーラム・市町との意見交換会・森林審議会開催、先進地等調査 水源林保全等の検討に必要な情報収集 滋賀県水源森林地域保全条例の制定	森林政策課
(事業の評価) ・県民フォーラムや市町との意見交換会を開催し、広く県民と意見交換を行うとともに、水源林の保全に必要な専門知識や情報を収集し、滋賀県水源森林地域保全条例を制定した。 ・今後は条例に基づく水源林の土地取引等の事前届出制度を周知していく必要がある。							
ニホンジカ森林土壌保全対策指針策定事業 A	急増したシカの食害による森林の表土流出や山腹崩壊等の状況に対処するため、植生および土壌保全の対策手法を体系化し、被害に応じた森林土壌保全対策の指針を策定する。	○現地調査、類型化、対策手法の検討を行い森林土壌保全対策指針を策定する				●植生・土壌保全の対策手法を体系化 森林土壌保全対策指針策定 森林土壌保全対策指針策定および対策マニュアル作成	森林政策課
(事業の評価) ・急増したシカの食害による森林の表土流出や山腹崩壊等の状況に対処するため、森林土壌保全対策指針を策定し、具体的な対策実施の手引きとなる対策マニュアルを作成した。 ・平成27年度は、この対策マニュアルを用いて、市町関係機関、森林所有者に対して技術的助言・支援を行い、森林土壌保全対策を進めていく。							
鈴鹿生態系維持回復事業 B	鈴鹿国定公園内の北部域では、ニホンジカの食害の影響により貴重種が衰退し、嗜好性の低い植物のみが残る等、自然生態系への脅威となり、生物多様性が劣化する原因となっていることから、貴重種保全対策と有害鳥獣の捕獲を併せた効果的な対応策を実施する。	○貴重な植物群落の保全面積 →1ha(H26年度)				●失われた植生の維持回復(現況調査、植生保護対策、ニホンジカの捕獲、登山道の整備) 植物保全面積 1ha オオイタヤメイゲツ樹皮保護ネット 38株、防鹿柵 50m	自然環境保全課
(事業の評価) ・生態系維持回復事業については、鈴鹿国定公園の公園計画変更にかかる関係機関との調整に日時を要したことから、平成27年度へ繰越となった。そのため、応急対応として、地元自治会、国、県、関係市町等により鈴鹿山系の御池岳周辺で植生保全の取組を実施し、オオイタヤメイゲツ樹皮保護ネットや防鹿柵の設置を行った。							

施策5-3 環境保全活動を支援し、人の暮らしと琵琶湖の関わりの再生を進めます。

○暮らし（遊、食、住）の場面で琵琶湖と人との関わりが薄れてきている現在、琵琶湖の保全には、その関わりの再構築が求められています。そのため、環境保全活動に取り組んでいるNPOや団体にとって情報共有、交流の場となる「マザーレイクフォーラム」を通じて、多くの県民が琵琶湖や環境保全に関心と関わりを持てるようにします。

（施策の評価）

- ・マザーレイクフォーラムにおいて、NPO、研究者、企業等との協働による運営委員会が企画・運営する「びわコミ会議」を開催することができた。平成26年5月には、みんなの情報交流サイトに加え、フェイスブックページを開設し、各主体間の交流促進を図ることができた。
- ・琵琶湖博物館において、展示交流空間の再構築に向けた「新琵琶湖博物館創造基本計画一湖をめぐる博物館の『森』構想一」を策定し、第1期リニューアルにかかる展示・建築設計を実施した。
- ・参加型移動博物館事業により、琵琶湖・淀川流域の住民を中心に琵琶湖に関する自然・歴史・暮らしなどの情報を発信し、琵琶湖との関わりを深めていただく契機を提供するとともに、琵琶湖博物館のPRを図った。
- ・つながり再生モデル事業では、琵琶湖と内湖や河川のつながりおよび水環境と人とのつながりの再生に向け、地域が主体となって課題抽出や現地調査、実現可能な取り組みの検討を行い、地域におけるつながり再生の方針を示すことができた。
- ・琵琶湖博物館では、平成25年度から引き続き湖南省を訪問し、湖南省の博物館等との研究交流や洞庭湖にかかわる資料・情報の収集を行った。また、湖南省博物館と学術的相互協力に関する協定を結んだ。
- ・平成26年9月に開催された第15回世界湖沼会議（イタリア）の開会式において、30周年を迎え、知事からその歴史的意義や本県の貢献等について発信した。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
琵琶湖再発見事業 A	住民と琵琶湖との関わりを深めるため、琵琶湖博物館において、企業、団体等と協働して琵琶湖を感じ考える交流機会を創り出し、参加者に湖や暮らしに対する新しい気づきや発見を提供する。	○交流への参加者数(琵琶湖と新しいつながりが持てた人の数) — (H22年度) →4,000人(H23～26年度までの累計)	●琵琶湖を感じ考える交流機会の提供				環境政策課
			参加者 1,000人 9,844人	参加者 1,000人 6,611人	参加者 1,000人 4,064人	参加者 1,000人 3,520人 (累計24,039人)	
		(事業の評価) ・9月6日、7日に『発見！びわ博フェスティバル』を開催し、5,263人の来館者があった。そのうちアンケート調査で、琵琶湖との新しいつながりが持てた方は、3,520人となり、目標を上回った。 ・博物館の展示や36の様々な体験交流プログラム等を通して、身近な自然や自分たちの暮らしについて感じ考える機会を提供することができた。					
マザーレイクフォーラム推進事業 A	多様な主体が、思いと課題を共有し、団体・地域・分野を超えたつながりを育むとともに、マザーレイク21計画の進行管理・評価・提言を行う場となるマザーレイクフォーラムを推進する。	○マザーレイクフォーラム設立(H23年度) ○マザーレイクフォーラムへの参加団体数 — (H23年度) →200団体(H26年度)	●マザーレイクフォーラム設立、運営支援				琵琶湖政策課
			マザーレイクフォーラム設立 マザーレイクフォーラム設立	マザーレイクフォーラム自立運営 びわコミ会議の開催 参加団体数85団体			
		(事業の評価) ・「マザーレイク21計画第2期改定版」に位置付けられた、多様な主体が参画する場であるマザーレイクフォーラムにおいて、NPO・企業・研究者・行政などで構成される運営委員会の企画・運営により、びわコミ会議を開催するとともに、みんなの情報交流サイト(H25.5開設)に加え、フェイスブックページを平成26年5月に開設し、各主体間の交流促進を図ることができた。 ・多様な主体からの参画により、マザーレイク21計画への評価・提言とつながりを意識した交流を行うことができた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
地域再発見！参加型 移動博物館事業 A	琵琶湖の自然、歴史、文化に関する展示 キットを作成し、県内外の集客施設や公民館 などで展示することにより、琵琶湖の総合的 理解や環境学習のきっかけとする。	○県内外の集客施設や公民館 などでの展示数 － (H22年度) →40箇所 (H23～26年度の累 計)	●琵琶湖の総合的な理解や環境学習のきっかけとする移動展示の実施				環境政策課
		10箇所で展示 8箇所で展示	10箇所で展示 11箇所で展示	10箇所で展示 18箇所で展示	10箇所で展示 23箇所で展示 (累計60箇所)		
		(事業の評価) ・県内はもとより、琵琶湖・淀川流域の関西圏（大阪2回、京都2回）や東海（名古屋、三重）において、琵琶湖に関 する自然・歴史・暮らしなどの情報を発信した。琵琶湖・滋賀を知ってもらうことで、琵琶湖との関わりを深めていた だく契機を提供するとともに、琵琶湖博物館の知名度向上のためのPRを図ることができた。					
琵琶湖岸漂着物等実 態把握および民間団 体との連携強化検討 事業 A	台風等の後に湖岸に打ち寄せられる大量の 流木等の漂着物について、発生状況や原因等 を把握するための調査委託を実施するととも に、意欲あるNPO、ボランティア団体、企業 等の多様な主体が活動できるしくみやネット ワーク化を検討するもの。	○漂着物等の実態把握 ○しくみやネットワーク化の 検討				●調査実施、研究会開 催 実態把握、しくみ等検 討 調査報告書および、活 動の手引を作成した。	循環社会推進課
		(事業の評価) ・琵琶湖岸漂着物の発生状況等について、調査を行い、ボランティア団体等が活動できるしくみづくりやネットワー ク化を検討した。今後は、関係機関と連携し、実践につなげていきたい。					
滋賀の環境人育て推 進事業 A	「持続発展教育(ESD)に関するユネスコ世界 会議」の開催にあわせて、県内の環境学習 リーダーおよび世界会議に参加した指導者との 交流機会等を創出し、持続可能な地域づく りやネットワーク形成を図る。	○県内環境学習リーダー等の 交流会の開催(1回) ○県内環境学習活動事例の視 察(1回)				●県内環境学習リー ダーと世界会議参加の 指導者との交流機会の 創出 交流会・現地視察の実 施 平成26年12月近江八幡 市沖島の視察、交流会 等を実施	環境政策課
		(事業の評価) ・平成26年12月20日に近江八幡市沖島の視察を行うとともに、ESD世界会議の成果報告、参加者による意見交換会を 実施した。 ・事業を通じて、参加いただいた県内外の環境学習リーダーの多くから、「情報交換する仲間ができた」との評価をい ただくとともに、「今後の活動にESDの視点を取り入れる機会」になったとの感想をいただいた。 ・県内外のリーダー相互の交流を深め、分野横断的な環境課題に対応する視野を広げていただくという成果を得ること ができた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課	
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6		
新琵琶湖博物館の創造 ～「水といのち」の展示交流空間再構築～ A	琵琶湖博物館が、時代の変容に適応した「応援と対話」ができる博物館へと進化を遂げ、これを体現する展示とするため、展示交流空間の再構築を図る。	○琵琶湖博物館展示交流空間の再構築を検討		●展示交流空間の再構築を検討			環境政策課	
			新琵琶湖博物館創造ビジョンの策定 新琵琶湖博物館創造ビジョンを策定	新琵琶湖博物館創造基本計画の策定 新琵琶湖博物館創造基本計画を策定	第1期リニューアルに係る展示・建築設計 第1期リニューアルに係る展示・建築設計を実施			
		(事業の評価) ・展示交流空間の再構築に向けた第1期リニューアルの実施設計について、展示評価、ユニバーサルデザイン評価、アドバイザー会議および琵琶湖博物館協議会を実施し、有識者からの意見・提案を、展示計画に反映することができた。						
取り戻せ！つながり再生モデル構築事業 A	マザーレイク21計画に基づく取組として、《森・川～琵琶湖》と《水田・内湖～琵琶湖》の視点にたち、「内湖再生全体ビジョン」・「マザーレイクフォーラムびわコミ会議」等での成果を取り入れつつ、個々の地域に根ざしたつながりの再生を目指す。	○選定3地域におけるつながり再生に向けた取組の検討支援。 (H25～26年度) ○ガイドブックの作成。 (H25～26年度) ○つながり再生シンポジウム(仮称)の開催 (H26年度)			●選定3地域におけるつながり再生にむけた取組の検討支援。 ●計画策定までの検討プロセスをガイドブックとして取りまとめ ガイドブックの作成 検討プロセス等の取りまとめ シンポジウム開催 シンポジウム開催			琵琶湖政策課
		(事業の評価) ・選定会議において3地域を選定し、地域での議論や具体的な取り組みを支援することができた。 ・琵琶湖と内湖や河川のつながりおよび水環境と人とのつながりの再生に向け、地域が主体となって課題抽出や現地調査、実現可能な取組の検討を行い、地域におけるつながり再生の方針を示すことができた。 ・今後のつながり再生の参考とするため、3地域それぞれの検討プロセス等を資料として取りまとめた。						
ラムサールびわっこ大使事業 A	小学生をびわっこ大使として募集し、タイで開催されるKODOMORAMSAAL国際湿地交流などに派遣し、次世代環境リーダーとして養成する。 ※ESD：持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development)の略称	○ESDのためのKODOMORAMSAAL国際湿地交流(タイ)へ派遣(平成25年度) ○ESDの10年最終年会合(名古屋市および岡山市)へ派遣(平成26年度)			●びわっこ大使の募集 ESDのためのKODOMORAMSAAL国際湿地交流(タイ)へ派遣 ESDのためのKODOMORAMSAAL国際湿地交流(タイ)へ派遣 ESDの10年最終年会合(名古屋市および岡山市へ派遣) ESDのためのKODOMORAMSAAL琵琶湖および宮城県蕪栗沼等へ派遣			自然環境保全課
		(事業の評価) ・県内小学生の中からびわっこ大使4人を募集し、琵琶湖や環境についての学習を行った。平成26年度は、名古屋市および岡山市で開催されるESDの最終年会合に派遣する予定をしていたが、子どもたちを対象にした交流会が実施されなかったことから、「ESDのためのKODOMORAMSAAL琵琶湖」「ESDのためのKODOMORAMSAAL宮城県蕪栗沼」「マザーレイクフォーラムびわコミ会議」へ派遣した。						

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀県・湖南省汚水 処理分野における技 術協力プロジェクト A	JICA草の根技術協力事業と連携し、水環境 ビジネスに取り組む県内企業の海外展開の足 掛かりを作るとともに、本県職員が技術援助 に関わることで、これまで培ってきた汚水処 理技術の継承発展を図る。	○滋賀県、湖南省でのセミ ナー開催等 (H25～H27) 事前現地調査 (H25) 起動式等の実施 (H25) 技術交流団派遣 (H26・H27)			●滋賀県、湖南省でのセミナー開催等 事前現地調査 起動式の実施 セミナー開催 事前現地調査 起動式の実施 セミナー開催	技術交流団派遣 セミナー開催 技術交流団派遣 セミナー開催	下水道課 ※施策6-1から移 行
		(事業の評価) ・技術交流団に参加した県内企業等5社は、現地企業の視察や商談会に参加し、現地状況やニーズを知るなどの成果が あった。 ・セミナーでは、湖南省から政府関係者と企業経営者を招聘し、現地のビジネス情報をセミナー出席者に提供できた。					
湖南省友好提携30周年 記念事業 琵琶湖・洞庭湖環境研究 交流連携事業（博物館交 流連携事業） A	湖南省との友好提携30周年を契機とし て、両県省の博物館等の学芸員相互・研究分 野間の交流を推進し、展示にかかわる資料・ 情報についても相互に提供する。	○交流連携をおこなった湖南 省の博物館等の数 2館 (H25年度) 2館 (H26年度)			●湖南省の博物館等との交流連携の実施 2館と交流連携 5館	2館と交流連携 3館	環境政策課 ※施策6-1から移 行
		(事業の評価) ・平成25年度から引き続き、湖南省の博物館等(湖南省博物館、亜欧水資源研究和利用中心、常德市博物館)との研究交 流や洞庭湖にかかわる資料・情報の収集を行った。収集した資料等の一部を平成26年7月19日から11月24日まで開催し た琵琶湖博物館企画展示『魚米之郷』において展示公表した。また、11月1日には、企画展示関連イベント『魚米之郷 を楽しむ』を実施し、太湖・洞庭湖の研究者との研究交流を行った。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
A 湖沼に関する国際協 力と情報発信事業	世界の湖沼問題の解決に向けて、世界湖沼 会議や世界水フォーラムの場を活用し、情報 発信と収集、交流活動を展開していく。平成 26年度においては、9月にイタリアで開催 される第15回世界湖沼会議に参加する。	○世界湖沼会議の分科会等 で本県の琵琶湖政策等について の発表や情報交換				●世界湖沼会議での 発表内容、発表者の調 整、県内NPO等への参 加支援 世界湖沼会議(イタリ ア ペルージャ)へ参 加、発表 ・知事より開会式で30 周年を迎えた湖沼会 議の歴史等を発信 ・各分科会において職 員4名が分科会で発 表 ・本県ブースで本県を 広くアピール	琵琶湖政策課
		(事業の評価) ・30周年を迎えた世界湖沼会議の開会式にて、知事よりその歴史的意義や本県の貢献等について発信することができた。 ・各分科会において、職員4名が本県の琵琶湖に関する政策等を広く発信し、発表や議論を通じて国際貢献を行うとともに、情報交流やネットワーク強化を行うことができた。 ・本県ブースにおいて、琵琶湖政策だけでなく、観光面や水環境ビジネス等広くアピールできた。 ・県内NPO等県民参加の促進のため、5名に参加登録費の助成を行った。 ・知事とペルージャ外国人大学の学長との面談がきっかけとなり、同大学と滋賀県立大学が、平成27年3月に学術交流協定と学生相互派遣協定を締結することができた。					

施策5-4

琵琶湖淀川流域の関係者の参画と連携による流域自治を進め、上下流の枠組みを超えた流域全体の統合的な管理を図ります。

○琵琶湖淀川流域の治水や利水を巡る様々な交渉の歴史を踏まえ、交流などを通して、流域一体となった保全意識の機運を高めるとともに、琵琶湖淀川流域関係者の参画と連携による流域自治を進め、既存の行政の枠組みを超えた統合的な視点からの流域管理を目指します。

(施策の評価)

・琵琶湖環状線の乗車体験学習については、京都、大阪府内の小学校へ事業概要パンフレットを直接送付しPRするとともに、各市町教育委員会や学校関係者会議へ出向いて事業PR等を行ったが、目標達成に至らなかった。今後も継続的な事業PRが必要である。
・フローティングスクールでの交流航海による体験学習により、琵琶湖淀川流域の児童間での交流活動を行い、体験を通して琵琶湖に学び、自然環境に対する認識を深め、その後の生活に生かす資質や能力を培うことができた。
・琵琶湖淀川流域の統合的流域管理を目指し、流域自治会議の設立に向け関係府県等との協議を進めた。琵琶湖淀川流域の府県民との交流の機会などを通じて、流域一体となった保全意識の機運を引き続き高めていく必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業 B	京都、大阪から鉄道により北びわこ地域を訪れる琵琶湖淀川流域の小学生の体験学習を支援し、琵琶湖や水の大切さ、滋賀の歴史や文化を学習する機会を提供する。	○京都、大阪からの鉄道利用による小学生訪問数（県の支援によるもの） －（H22年度）→3,000人（H23年度～）	●教材作成、PRパンフレット作成、運賃補助 来県小学生 3,000人/年 82人	●運賃補助 来県小学生 3,000人/年 0人	来県小学生 3,000人/年 65人	来県小学生 3,000人/年 0人	交通戦略課
		(事業の評価) ・京都府や大阪府、各教育委員会にも後援を依頼し、学校毎のモデルコースの提案や学校訪問での継続的な事業PRをおこない、京都、大阪府内の小学校へ事業概要リーフレットを直接送付しPRするとともに、各市町教育委員会や学校関係者会議へ出向いて事業PR等を行ったが、実績はなかった。 ・滋賀のディスティネーションとしての魅力の発信が足りなかったことも目標未達の一因と考えられる。					
琵琶湖・淀川流域小学生交流航海事業（びわ湖フローティングスクール） A	琵琶湖淀川流域上下流の子どもたちの交流を図るため、小学生の交流航海を実施する。	○淀川流域（京都府および大阪府）と県内の小学5年生の交流航海 年間6航海（H22年度）→年間6航海（H23年度～）	●淀川流域と滋賀県の交流航海を実施 京都府3校との交流 大阪府3校との交流（計6航海） 6航海実施	京都府3校との交流 大阪府3校との交流（計6航海） 6航海実施	京都府3校との交流 大阪府3校との交流（計6航海） 6航海実施	京都府3校との交流 大阪府3校との交流（計6航海） 6航海実施	びわ湖フローティングスクール
		(事業の評価) ・平成11年度の開始から16年目となり、平成26年度までの京都府と大阪府からの参加児童数は6,000人を超えた。京都府と大阪府の児童が、学習船「うみのこ」に乗船し、県内の児童と交流活動を行い、体験を通して琵琶湖に学び、自然環境に対する認識を深め、その後の生活に生かす資質や能力を培うことができた。					
琵琶湖淀川流域自治推進事業 B	琵琶湖の保全を図りつつ、琵琶湖淀川流域の持続的発展を図るための統合的流域管理を目指し、琵琶湖の水位のあり方等について関係府県等と連携を図りながら検討・協議を進める。	○流域自治会議の設立と運営（H26年度まで）	●流域自治の具体的取組の検討、関係者との協議 流域自治会議の設立と運営 流域自治会議の設立に向け、関係府県等と協議	流域自治会議の設立に向け、関係府県等との協議	流域自治会議の設立に向け、関係府県等との協議	関西広域連合において、琵琶湖淀川流域の課題整理を行う研究会が設置	流域政策局
		(事業の評価) ・琵琶湖淀川における統合的な管理による流域自治の実現に向けて、流域管理を進めるための仕組みや琵琶湖の水位のあり方をはじめ具体的な取組等について、関西広域連合や関係府県等と協議しながら引き続き検討する必要がある。 ・流域自治の視点から、関西広域連合において防災・減災プラン（風水害対策編）の策定にかかる協議を開始した。 ・平成26年7月に関西広域連合において「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会」が設置され、流域対策の課題、あり方が検討されている。 ・瀬田川洗堰の弾力的な操作方法の確立に向けて、整備局と連携を図り、調査検討を実施している。					

6 滋賀の未来成長産業プロジェクト

(知事直轄組織、総合政策部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、商工観光労働部、土木交通部)

【目指す方向】

琵琶湖を有する本県で培われてきた環境への取組を活かし、技術革新を推し進めることにより、国際的な潮流も視野に入れながら、環境分野での滋賀らしい持続可能な産業振興を目指します。

医療ニーズや健康増進ニーズに応える技術の研究開発やサービスの発展・向上により、介護分野を含む医療・健康分野における産業振興を目指します。

これまでモノづくり県として築いてきた県内製造業の競争力の更なる強化を図るため、県内で育まれた技術や技能を継承・発展させながら、付加価値の高いモノづくり基盤技術の振興を目指します。

高付加価値型企業の県内立地を誘導するとともに、県内の既存産業との強固な結びつきを図り、併せて地域や暮らしに直結した産業を掘り起こします。また、新規成長産業の創造や新たな事業活動への挑戦を支援し、景気に左右されにくい足腰の強い経済を作り上げます。

【目標】

○“環境”に貢献する多様なビジネスや医療・健康などの分野のビジネス、付加価値の高いモノづくりなど、新たな需要や雇用が生み出される産業が振興していること。
○県内の大学や試験研究機関と企業との連携による新事業の創出や新商品開発が進むなど、産学官民連携や地域間連携、企業間連携による取組が増加していること。
○滋賀の製品やサービスが海を渡り、アジアをはじめ世界での評価が高まるとともに、近隣府県も含めた産業集積や社会資本を活かし、国際競争力の強化と産業活性化が進んでいること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		H26年度 (目標)	H26達成率 (達成度)	H26 進捗度
○工場等立地件数	25件	24件	27件 (累計)	33件 (累計)	43件 (累計)	53件 (累計)	→	80件(H23～H26累計)	100%	★★★
○新エネルギー・省エネルギー分野 でのビジネスマッチング会参加企業 数	0社 (県支援分)	50社	44社 (累計) (県支援分)	47社 (累計) (県支援分)	72社 (累計) (県支援分)	56社 (累計) (県支援分)	→	延160社 (H23～H26累計) (県支援分)	100%	★★★
○医療・健康分野での創業数（第二 創業を含む）	2件(累計) (県支援分)	3件(累計) (県支援分)	3件 (累計) (県支援分)	0件 (累計) (県支援分)	3件 (累計) (県支援分)	3件 (累計) (県支援分)	→	8件 (H23～H26累計)	100%	★★★
○産学官連携等共同研究件数	14件	6件	17件(累計)	17件 (累計)	19件 (累計)	17件 (累計)	→	40件 (H23～H26累計)	100%	★★★

【プロジェクトの評価】

【環境、医療・健康、モノづくりなどでの新分野への挑戦と海外展開支援】

・東日本大震災を契機として脚光を浴びる環境や再生可能エネルギーなど環境分野での滋賀らしい持続可能な産業振興に努めた。また、水環境ビジネスの推進については、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」において、「琵琶湖モデル」の発信やビジネスマッチングに向けたコーディネート活動を実施することにより、参加メンバー企業によるプロジェクトチームが形成され、国等の事業採択を受けるなど、具体的な事業展開への足掛かりができた。今後、現在推進しているベトナム等におけるプロジェクトの着実な推進を図るなどして、具体的なビジネス案件の発掘やマッチングにつなげていく。

・平成25年9月に地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区の指定を受け、医療・健康管理機器の開発・事業化と、健康支援サービスの創出推進に向けた取組を進めるとともに、しが医工連携ものづくりネットワーク参加企業の増加、SOHO事業者の活動支援による事業拡大など一定の成果を上げることができた。

・小規模企業を中心とする中小企業を支援するため、10月を「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」として定め、“ちいさな企業”の担い手役割や魅力について積極的に情報発信するとともに、支援策や諸活動等を集中的に行った。その結果、10月を中心として62機関において210事業を実施することができた。

【医療、福祉・介護、子育て分野でのサービス拡大、創業支援】

・複数の障害福祉サービス事業所が連携し、企業から受注した仕事を行う地域共働作業場において雇用の拡大を図ることができた。

・しが新事業応援ファンドによる新商品・サービスの事業化が進んだ。

【産学官民連携・地域間連携と地の利や知の集積を活かした成長戦略拠点の形成】

・平成24年度に創設した「滋賀でモノづくり企業応援助成金」を活用した誘致活動や、市町との連携による滋賀県産業立地推進協議会として、立地フォーラムの開催や大都市圏等での展示会に出展するなど、積極的な誘致活動を行った結果、目標を上回る成果を上げることができた。今後とも、本社機能、研究開発拠点、マザー工場の新設、増設などに向け、戦略的・積極的な誘致活動に取り組む。

・広域連携推進の指針やびわこ文化公園都市将来ビジョンに沿った施策等の実施により、産業や観光分野等における地の利を活かした連携や立地施設間の連携が促進された。

・広域交通基盤整備について、「道路整備マスタープラン」に基づく実施計画として「道路整備アクションプログラム」を策定した。スマートICについては、平成26年度に新たに連結許可を受け事業着手するなど、整備促進することができた。引き続き、同プログラムに基づき渋滞解消などに努める必要がある。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）】

・国は、平成26年9月、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに、11月には「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、12月には「長期ビジョン」と「総合戦略」を策定した。併せて、補正予算で、地方創生と経済対策を兼ねた交付金4200億円を措置した。

・平成26年6月、小規模企業振興基本法が施行されるとともに、その法に基づく小規模企業振興基本計画が10月に閣議決定され、小規模企業者への支援が強化された。

・平成24年7月から導入された再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、再生可能エネルギー・電池関連分野の需要が拡大している。

・平成26年4月に閣議決定された「第4次エネルギー基本計画」に基づく「再生可能エネルギーの導入加速」や「徹底した省エネルギー社会の実現」等をめざした施策が展開されているが、平成27年6月のドイツサミットに向けたエネルギーミックスの議論の動向等を注視する必要がある。

施策6-1

環境、医療・健康、モノづくり基盤技術の分野で、新たな分野への挑戦を進めるとともに、アジアをはじめとした海外展開の推進など、県内企業のグローバル化を支援します。

○人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、加速化する経済のグローバル化など急速に変化する社会・経済状況への的確な対応が求められる中、円高や欧州危機など、景気の先行きが非常に懸念される状況にあります。

こうした中、本県の強みを活かした環境や再生可能エネルギー、医療・健康、モノづくり基盤技術などの分野を今後更に伸ばすべき分野として、産産連携による技術開発・新事業創出や、大手企業・国外市場への提案など県内企業の実績に応じた多様な支援を行い、戦略的に振興します。

(施策の評価)

・東日本大震災を契機として脚光を浴びる環境や再生可能エネルギーなど環境分野で商談会開催や支援拠点形成に努めるなど滋賀らしい持続可能な産業振興に努めた。

・新たな分野の挑戦においても、平成25年9月に地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区の指定を受け、医療・健康管理機器の開発・事業化と、健康支援サービスの創出推進に向けた取組を進めるとともに、しが医工連携ものづくりネットワーク参加企業の増加、ＳＯＨＯ事業者の活動支援による事業拡大など一定の成果を上げることができた。

・海外への展開、グローバル化については、海外を含めた中小企業の販路開拓のための展示会を開催し、目標を上回る成果を上げた。

・「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の普及啓発、施策の周知に努めた。条例に基づく検証を初めて実施し、ＰＤＣＡサイクルの確実な運用を図った。

・小規模企業を中心とする中小企業を支援するため、10月を「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」として定め、“ちいさな企業”の担う役割や魅力について積極的に情報発信するとともに、支援策や諸活動等を集中的に行った。

・水環境ビジネス推進の産学官民のプラットフォームとして、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」を平成25年3月に設置し、「琵琶湖モデル」の発信やビジネスマッチングに向けたコーディネート活動を実施し、こうした取組を通じて、参加メンバー企業によるプロジェクトチームが形成され、国等の事業採択を受けるなど、具体的な事業展開への足掛かりができた。今後、現在推進しているベトナム等におけるプロジェクトの着実な推進を図るなどして、具体的なビジネス案件の発掘やマッチングにつなげていく。

・滋賀のクリエイティブ産業の振興のため、本県におけるクリエイティブ産業振興に関する調査研究を平成24年度に行い、その結果に基づき、平成25年度には産業振興に向けた気運醸成の取組を、平成26年度には、ビジネスのきっかけづくりとクリエイターの情報発信力強化の取組をそれぞれ実施した。その成果として、県内関係者の間にクリエイティブ産業の盛り上がりに対する期待感等、事業環境の整備が整いつつあり、今後もこれまでの流れを継続・発展させる形で取組を進める。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
中小企業の活性化の推進 A	本県中小企業の実態や現状を把握し、中小企業振興のあり方の研究・検討等を行い、中小企業の活性化のための条例を制定する。条例制定後は、条例の普及啓発を行うとともに、活性化施策についての調査研究、中小企業の取組の情報発信等を行う。	○条例施行と条例に基づく仕組みの構築 (H25年度) ○条例の普及啓発と実施計画の着実な推進 (H26年度)	●条例の制定に向けての審議会・研究会の開催、実態調査・共同研究等の実施	●条例の制定に向けての審議会、研究会・フォーラムの開催、共同研究の実施 条例制定 条例制定	●条例の普及啓発、活性化施策についての調査研究、中小企業の取組の情報発信等の実施 条例施行、実施計画の策定と実施 条例施行、実施計画の策定と実施		中小企業支援課
		(事業の評価) ・商工関係団体の総会等での説明、意見交換会や職員による企業訪問、また、HPへの掲載・広報テレビ番組の放映など、様々な媒体により条例や施策の周知を図った。 ・平成25年度実施計画の全154事業の実施状況の検証を行い、その検証結果や中小企業者等の声を施策の見直し等に反映させ、PDCAサイクルの確実な運用を図った。 ・今後も、実施計画の着実な実行と検証、検証結果を踏まえた施策の見直し等に努めていく必要がある。	実施計画の検証と見直しへの反映 実施計画の検証と見直しへの反映				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
事業継続計画策定支援事業 B	大震災等の様々なリスクに対して、その影響を最小限にとどめ事業を継続していくために、中小企業におけるBCP（事業継続計画）の策定を支援することにより、中小企業の経営の安定化を図る。	○県内の中小企業への事業継続計画策定件数 －（H23年度） → 9 件（H26年度までの累計）	—	●講座の開催、ハンズオン支援の実施			中小企業支援課
				事業継続計画の策定 3件 3件	事業継続計画の策定 3件 3件	事業継続計画の策定 3件 2件 (累計 8件)	
		（事業の評価） ・県内商工会・商工会議所の経営指導員等、市町職員、県内中小企業を対象に、BCPの研修会を県内2か所で計2回開催した。講座を受講した29企業のうち、受講後、新たに2社がBCPを策定した。 ・H25.3月に作成した「中小企業事業継続計画策定運用の手引き」を一部改正、増刷し、県内中小企業支援機関へ配布した。 ・企業のBCP策定件数については目標に達しなかったものの、事業開始の平成24年度と比較すると、研修会の参加企業がほぼ倍増（16→29）しており、事後アンケートでも研修会内容を評価する声は多く、BCPの必要性について認識していただいた。 ・BCPIは受講後にすぐに策定できるものではないことから、従来の研修会開催に加え、専門家による個別相談会を開催するなど、策定を支援する効果的な取組に努める。					
農商工連携スタートアップ事業 A	中小企業者が農林水産業者と連携して行う新商品の開発や事業化を促進するため、研修会の開催、個別マッチングの支援等を行う。	○中小企業者と農林水産業者のマッチング成立件数 → 4 件（H26年度までの累計）		●研修会の開催、マッチングサポートの実施			中小企業支援課
				マッチング成立 2件 マッチング成立 4件	マッチング成立 2件 マッチング成立 4件 (累計 8件)		
		（事業の評価） ・農商工連携スタートアップ事業において、研修会（3回）・現地視察（3回）・個別サポート等を実施し、中小企業者と農林水産業者のマッチング支援を行った。その結果、マッチングの成立件数が4件となり、農商工連携の促進に寄与することができた。 ・H27年度も引き続きマッチングの成立に向けて取り組んで行く。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
水環境ビジネス推進事業 A	本県における水環境関連の産業・研究機関の集積や水環境保全の取り組みを活かし、プロジェクト形成の促進などにより、県内企業の水環境ビジネスの展開を推進する。	○水環境ビジネス推進方策の策定（H23年度） ○（仮称）水環境ビジネス推進フォーラムの設置（H24年度） ○プロジェクトへの県内企業の参画 2件（H25～H26年度累計）	●研究会等の開催 推進方策の策定 研究会4回開催	●フォーラムの設置 （仮称）水環境ビジネス推進フォーラムの設置 フォーラムの設置	●セミナー、分科会の開催、水処理大手等とのマッチング、フォーラムメンバーの技術等のデータベース整備、海外へのプロモーション プロジェクトへの県内企業の参画 2件 具体的なプロジェクト 1件(台湾)		商工政策課
		(事業の評価) ・水環境ビジネス推進の産学官民のプラットフォームとして、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」を平成25年3月に設置し、「琵琶湖モデル」の発信やビジネスマッチングに向けたコーディネート活動を実施し、こうした取組を通じて、参加メンバー企業によるプロジェクトチームが形成され、国等の事業採択を受けるなど、具体的な事業展開への足掛かりができた。 ・今後、現在推進しているベトナム等におけるプロジェクトの着実な推進を図るなどして、具体的なビジネス案件の発掘やマッチングにつなげていく。					
電池産業支援拠点形成事業 A	県内企業の電池産業への参入を促進するため、工業技術センターに支援体制を整備し、県内企業の開発力、開発スピードを強化する。	○新商品の開発件数（県の支援によるもの） －（H22年度） →6件（累計 H24～26年度）	●企業との共同研究の実施 新商品の開発 2件 4件 新商品の開発 2件 3件 新商品の開発 2件 2件（累計 9件）				モノづくり振興課
		(事業の評価) ・新たに企業2社と新製品開発に関する共同研究を開始し、電池関連産業の振興につなげた。					
戦略的環境ビジネス育成事業 A	本県の環境産業の基盤をさらに強固なものとするため、産学官金の関係機関のネットワーク化や中小企業が持つ優れた製品・技術の見える化などを実施する。	○新エネ・省エネ分野での商談会等への参加企業（県の支援によるもの） －（H21年度） →160社（H23～H26年度累計）	●新エネ・省エネ分野での商談会等の開催支援 県内企業40社参加 県内企業44社参加 県内企業40社参加 県内企業47社参加 県内企業40社参加 県内企業72社参加 県内企業40社参加 県内企業56社参加（累計 219件）				モノづくり振興課
		(事業の評価) ・新エネルギー・省エネルギー等の環境分野に強みを持つ企業延べ56社に対し展示会やマッチング会へ参加する機会を提供した。引き続き関係機関と連携しつつ、研究開発成果の事業化や販路拡大等に資するため環境産業分野での展示会への出展やマッチング等を実施する。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業 B	医学・理工系大学の知的集積を活かし、医療・健康分野における産学官連携基盤の充実強化を図るとともに、医工連携による研究開発プロジェクトの創出とその事業化を支援する。	○高機能医療機器の事業化（県の支援によるもの） －（H22年度） → 2 件（H26年度）	●医工連携による研究開発プロジェクトの実施 高機能医療機器の事業化 2件 0件				モノづくり振興課
		（事業の評価） ・国の地域中核産学官連携拠点として選定された「しが医工連携ものづくり産学官連携拠点」を核に、医工連携による研究開発プロジェクトの創出と事業化への取組を支援。 ・しが医工連携ものづくりネットワーク会議の開催、医療機器開発人材育成セミナーの開催、ネットワーク参画機関のシーズ・企業情報紹介集の作成等により、ネットワーク参加企業が昨年度より22社増加し155社となった。 ・高機能医療機器（超微量多項目血液検査装置、マイクロ波手術機器）の事業化を目指すプロジェクトを、経済産業省の「医工連携事業化推進事業」「課題解決型医療機器等開発事業」の各支援を受けて実施しているところであるが、平成28年度には、超微量多項目血液検査装置は薬事申請および販売を開始し、マイクロ波手術機器は薬事申請を予定している。					
規格標準化活動促進事業 A	県内中小企業等が、戦略的に標準化活動に取り組むことにより、国内外での事業展開に資するよう、標準化活動についての普及啓発および人材育成を図るとともに、関係者のネットワーク構築や情報提供等の支援を行う。	○標準化活動のあり方とりまとめ（H24年度） ○標準化活動に取り組む企業・団体等への支援 → 6 件（累計H25～H26年度）	●支援体制の構築、公開講座の開催 県内企業等3件を支援 県内企業等3件を支援 県内企業等3件を支援 県内企業等3件を支援（累計 6件）				モノづくり振興課
		（事業の評価） ・平成25年度は公開講座を 4 回開催した。当該参加者に対し、国の支援制度紹介を行うとともに、各企業における標準化の取組状況に関するアンケートを行った。 ・平成26年度は、標準化に特に関心を持つ企業を訪問し、その手法に関する説明等、企業ニーズに応じた適切な支援を行った。					
近江技術てんびん棒事業 B	県内企業が持つ優れた技術を県外大手企業に対して直接かつ具体的に提案する展示商談会を開催し、県内企業のビジネスチャンスの拡大、事業化の促進を図る。	○商談会の参加企業数（県の支援によるもの） －（H21年度） →240社（累計 H23～26年度）	●大手企業と商談会の開催 県内企業30社参加×2回実施 県内企業30社参加×2回実施 県内企業30社参加×2回実施 県内企業30社参加×2回実施 県内企業66社参加 県内企業43社参加 県内企業41社参加 県内企業25社参加（累計 175社）				モノづくり振興課
		（事業の評価） ・平成23年度はマッチング会と展示商談会を合わせて 4 回、平成24年度は展示商談会を 4 回、平成25年度も 3 回実施し、平成26年度はマッチング会と展示商談会を合わせて 2 回実施した。また、成果として累計 3 7 社、 7 8 件の商談成立につながった。 ・今後も多くの分野の県内中小企業の販路開拓を支援できるような展示商談会やマッチング会を開催する必要がある。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀のクリエイティブ 産業振興事業	クリエイティブ産業の振興により、本県経済の高付加価値化と雇用の増大を図るため、県内クリエイター情報のデータベースの構築、クリエイティブ企業の活動等に対する助成、産学官金で構成する振興推進組織の設立等を行う。	○クリエイター等制作件数 － (H24年度) →4件(累計 H25～26年度) ○クリエイター情報のデータベース登録クリエイター数 － (H24年度) →100件(26年度) ○クリエイティブ企業等出展支援 － (H24年度) →4件(累計 H25～26年度)		●可能性調査の実施、研究会設置および課題等の分析・検討	●クリエイター、クリエイティブ企業の発掘、育成、集積に関する環境整備、支援		
					地域独自のコンテンツ制作 2件	地域独自のコンテンツ制作 2件	
					地域独自のコンテンツ制作 3件	地域独自のコンテンツ制作 3件(累計 6件)	
					クリエイター情報データベースの構築	当該データベースの登録クリエイター数 100件	
					クリエイター情報データベースの構築	当該データベースの登録クリエイター数 85件	
					●地域資源の活用、他産業との融合、協働を促す環境整備、支援		
					クリエイティブ関連展示会出展 2件	クリエイティブ関連展示会出展 2件	
					クリエイティブ関連展示会出展 3件	クリエイティブ関連展示会出展 1件(累計 4件)	
					(事業の評価) ・平成24年度は、学識経験者等で構成する研究会を設置・開催するとともに、企業等ヒアリングや先進事例などの可能性調査を実施し、本県クリエイティブ産業振興の方向性等について取りまとめた。 ・平成25年度は、クリエイター等を支援する具体的な取組として、地域独自のコンテンツ制作3件およびクリエイティブ関連展示会への出展3件に対して助成を行うとともに、産業支援プラザと連携しクリエイター情報データベースを整備した。 ・平成26年度は、クリエイター支援のために、地域独自のコンテンツ制作3件およびクリエイティブ関連展示会への出展1件に対して事業支援を行うなど、事業目標を概ね達成することができた。 ・今後も、異分野や異業種との交流、連携の場の提供などにより、クリエイティブ産業の育成を図るとともに、他産業においても付加価値を高めるなど、様々な業界の成長につながる取組を展開し、これまでの流れを継続・発展させる取組を進める。		
					A		
B							
A							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀の感性を伝える 「ココクール」事業 B	滋賀らしい魅力をもつ商品やサービスの開発と販路開拓を促進するとともに、滋賀のブランド価値の向上を図るため、「ココクール マザーレイク・セレクション」の選定と、その広報を行う。	○セレクションの全国メディア掲載 ー (H23年度) →年10件 (H25、H26年度)	-	●コンセプト提案・周知 ●セレクション候補募集 ●特設サイトから発信 ●セレクト事業者からのPR	●継続して、セレクションを対象募集&追加発表 (各年度10件程度) ●首都圏展示会 ●店舗やメディアとのネットワーク形成 全国メディア掲載 10件 全国メディア掲載 9件	●首都圏展示会 ●店舗(売り手)とのネットワーク形成 全国メディア掲載 10件 全国メディア掲載 4件	商工政策課
		(事業の評価) ・平成24・25年度に引き続き、26年度にも10件の商品・サービスの選定を行い、合計30件のセレクションとなった。また、事業を通じたパブリシティに努めた結果、全国メディアへの掲載件数は累計で13件となった。 ・事業効果を発現するにはまだまだ県内外の認知度が低く一層のPR強化が必要であり、27年度の選定過程および結果発表等を通じパブリシティに努めるとともに、滋賀のブランド価値向上に資する事業として再構築することも視野に入れ、今後の選定方法等について検討を行う必要がある。					
グリーン・イノベーション推進事業 A	グリーン・イノベーションの誘発に向けて、電力・熱・ビジネス等における新たな推進方策について産学官で構成する推進組織で調査・検討し、エネルギー分野の観点から産業振興を図る。	○事業者主導による特定分野におけるプロジェクト推進に向けたワーキンググループの形成 (H26年度)			●推進組織による調査・検討 事業者主導による特定分野におけるプロジェクト推進に向けたワーキンググループの形成 ワーキンググループの形成 2件	エネルギー政策課	
		(事業の評価) ・「しがスマートエネルギー推進会議」を立ち上げ、産学官民金による地域で取り組み可能なエネルギーに関する課題等について情報共有を図るプラットフォームを形成することができた。 ・各構成員による事例報告・意見交換等を行いながら、引き続きスマートコミュニティづくりなどの社会実装に向けた取り組みを進めていく必要がある。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
地と知をつむぐビジネスデザイン構築事業 (SOHO型ビジネス支援事業) A	SOHO事業者の活動支援とネットワーク形成を促進するとともに、県内起業育成支援機関との連携により、起業家の発掘から育成までを一体的に推進する。	OSOHOビジネスオフィスへの入居により事業拡大した企業数 31企業(H14～21年度累計) →62企業(H14～26年度累計)	●SOHO常駐のIM(インキュベーションマネージャー)による支援、 滋賀IMネットワークの情報交換を通じた入居企業の事業拡大支援				中小企業支援課
			事業拡大企業数 47企業(累計) 48企業(累計)	事業拡大企業数 52企業(累計) 57企業(累計)	事業拡大企業数 57企業(累計) 62企業(累計)	事業拡大企業数 62企業(累計) 69企業(累計)	
		(事業の評価) ・インキュベーションマネージャーによるきめ細かなサポート、関連する専門家の紹介等の支援により目標を達成することができた。 ・引き続き、インキュベーションマネージャーによる支援により入居者の事業拡大を図るとともに、関係機関等との連携により、起業家の発掘から育成まで一體的な支援を図る。					
「てんびん棒中国へ渡る」事業	本県と約30年間の交流の実績があり、近年経済成長が著しく需要拡大が見込める中国湖南省において商談会を開催し、先駆的に中国内陸市場を開拓しようとする本県産業界の取組を支援する。	○商談会の参加企業数（県の支援によるもの） ー（H22年度） →90社(H23～25年度累計)	●中国湖南省商談会の開催		●在湖南省経済交流駐在員等による両県省経済団体の経済交流支援		モノづくり振興課
			県内企業30社参加 県内企業26社参加	県内企業30社参加 中止			
		(事業の評価) ・平成24年9月10日の尖閣諸島の取得・保有に関する日本政府の発表を端緒とした日中間の情勢の緊迫化により、中国湖南省商談会を中止。 ・中小企業の海外への販路開拓のための展示会への出展について支援するとともに、県内の中小企業の海外展開の実態や今後の支援策について調査検討を行う、中小企業の海外展開の総合的な支援を実施した。 ・なお、本事業については、平成24年度で終了し、「中小企業の海外展開の総合的な支援」に移行した。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
A <							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
A 小規模事業者支援強化月間事業	小規模事業者向け施策について周知を図るため、新たに小規模事業者を支援するための「強化月間」を設け、関係機関と連携して施策説明会等を開催する。	○強化月間の設置 (H26年度) ・ 施策説明会の開催 ・ フォーラムの開催				●強化月間の設置 施策説明会の開催3回 フォーラムの開催 1回 施策説明会の開催 3回 フォーラムの開催 1回	中小企業支援課
		(事業の評価) ・ 小規模企業を中心とする中小企業を支援するため、10月を「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」として定め、“ちいさな企業”の担う役割や魅力について積極的に情報発信するとともに、支援策や諸活動等を集中的に行った。その結果、10月を中心として62機関において210事業を実施することができた。 ・ 小規模企業の独創的な取組事例や施策の活用事例を紹介する「滋賀の“ちいさな企業”元気フォーラム」等の開催に併せて、施策説明会・相談会を開催することで、“ちいさな企業”への施策の周知およびその活用を促進することができた。 ・ 平成27年度も引き続き、「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」を定め、“ちいさな企業”の担う役割や魅力について積極的に情報発信するとともに、支援策や諸活動等を集中的に行う。					
B 商店街等空き店舗活用マッチング支援事業	商店街等空き店舗情報提供ウェブサイトによるマッチングの運用と周知を図るとともに、登録した店舗について、商店街・地域のニーズに合った借り手とマッチングさせるモデル事業を展開することにより、システムの更なる有効活用と空き店舗での創業を促進する。	○商店街等空き店活用マッチングシステムでのマッチング成立件数 ー (H24年度) →25件 (H26年度までの累計)				●マッチングシステムの運用・周知およびモデル事業の実施 マッチング成立 20件	中小企業支援課
		(事業の評価) ・ しが空き店舗情報サイト「AKINAIしが」の周知および登録物件、創業支援情報等の充実に努めるとともに、モデル事業の実施により、「AKINAIしが」に登録された物件で20件の契約が成立した。 ・ 今後も登録物件での創業が1件でも多く実現するよう、間取りや賃貸条件等の具体的な情報が分かる空き店舗情報の掲載件数とセミナーや補助制度などの創業支援情報の充実に努めるとともに、様々な場面でシステムの周知・広報に努める。					
A 商店街創業支援事業	商店街での創業に意欲のある者を募集し、実践的な講座を開催することにより、新たな人材を発掘・育成し、商店街における創業につなげていく。	○商店街創業塾でプランのブラッシュアップ支援をする開業プラン作成者数 ー (H25年度) →5人 (H26年度)				●商店街創業塾、支援会議の開催 開業プラン作成者数 5人 7人	中小企業支援課
		(事業の評価) ・ 新たにお店をはじめたい方を対象として、平成26年10月より全7回のセミナーを開催。34名の応募があり、受講生のうち3名の方が26年度中に開業し、7名の方が開業プランを作成した。また、受講生の中には、自身の考えをブラッシュアップし、次年度に開業を検討する具体的な段階までに至った方もあった。 ・ 平成27年度は、開業希望者を発掘・育成する創業支援セミナー、受講者を具体的な開業に導くフォローアップ、モデルとなる店舗への支援により、開業者の発掘・育成、独り立ちまでを一貫して支援していくことで開業へと繋げていく。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
ものづくり小規模事業者等成長支援事業	A 小規模事業者等に対し、県施策情報発信・企業情報シートの作成、受注体制の確立、販路開拓・調達情報の分析のための支援を行うことで、ものづくり小規模事業者等の下請構造からの脱却と競争力向上を目指す。	小規模事業者等に対する総合的な支援の実施				●企業情報シート作成支援	モノづくり振興課
						作成件数 10件	
						10件	
A						●情報交換セミナー開催	
						セミナー開催 2回	
						2回	
A						●販路開拓支援	
						発注元企業 2社	
						30社	
		(事業の評価) ・企業情報シート作成に当たって、企業に対しシート作成の効果等を説明し、当初計画のとおり、10件の作成支援を行った。 ・シート作成だけでなく、企業訪問によるニーズの把握、マッチング会を開催し、企業の販路開拓支援を行った。					
中小企業人材育成支援事業	A 中小企業人材育成プランナーを配置し、人材育成に関する相談・援助、研修会の企画・実施、人材バンクの運用等を行うことにより、中小企業の人材育成を支援する。	○研修会の参加者数 ー (H24年度) →100件(26年度)				●中小企業向けの研修会の企画・実施	労働雇用政策課
						研修会 100名参加	
						187名参加	
		(事業の評価) ・中小企業を対象とする研修会については、目標の100名を上回る187名の参加があった。人材バンクの運営についても、現在37名の登録があり、随時ホームページで公開している。 ・今後も引き続き、中小企業人材育成プランナーを効果的に活用しつつ、研修会の開催と人材バンクの活用により、中小企業の人材育成に繋げていく。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
建設産業の活性化推進事業	A 建設産業の活性化を推進するため、平成25年5月に立ち上げた「滋賀県建設産業活性化推進検討会（以下、『検討会』という。）」において、本県の建設産業の活性化推進方策の検討を行う。 また、建設産業の担い手の確保・育成を図るため、検討会の中間まとめを踏まえ、若い世代などに建設産業の魅力等を発信等を行うほか、建設産業の担い手の確保・育成等を目的として、現場見学等を委託する。 N さらに、技術と経営に優れた企業が伸びられる環境を整備するため、検討会の中間まとめを踏まえ、建設業取引の適正化・関係法令遵守の徹底を図る。 A	検討会の開催 6回開催 (H26)				●滋賀県建設産業活性化推進検討会の設置 検討会最終まとめ 平成27年3月に検討会において「とりまとめ」を実施 ●魅力発信等のリーフレットの作成・配布 ●建設企業の社会貢献活動等、若手・女性技術者を対象に表彰 ●現場見学、交流事業の実施 29歳以下の技術者の割合 12% 女性技術者の割合 7.3% 集計中 (H27 国勢調査) ●相談、指導・啓発事業の実施 訪問指導件数 70件 82件	監理課
		(事業の評価) ・平成26年度においては、国から出された運用指針を踏まえ、検討会としてのとりまとめを平成27年3月に行った。また、将来の建設産業の担い手を確保・育成等を行う観点から、建設産業の魅力を発信するための広報誌を作成したほか、将来の担い手世代である小学生・高校生向けの現場見学会、女性を対象とした現場見学会を委託により実施した。加えて、建設業取引の適正化・関係法令順守の徹底のため、建設産業活性化推進員による相談窓口の設置、82者の訪問を実施した。 ・検討会によりとりまとめた取組について、平成27年度に「（仮称）滋賀県建設産業活性化推進のための懇話会」を設立し、取組の検証を行う。懇話会において、29歳以下の技術者の割合をH27国勢調査の結果により評価するとともに、女性技術者の割合を取組期間の中間年となるH31の実態調査にて評価する予定。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
マイヤーガーデン滋賀 プロジェクト事業	米国ミシガン州のマイヤーガーデン（美術庭園）にて開催される滋賀特別展に合わせ、現地で滋賀の物産等の紹介や情報発信などを行う。	○ミシガン州での滋賀の物産販売コーナーの設置				●滋賀特別展に合わせた情報発信等 県産品の販路拡大 県産品の販路拡大	観光交流局
		(事業の評価) ・マイヤーガーデンギフトショップにて、公募等で選考した10事業者の物産の販売を行っている。 ・またこれに先立ち、マイヤーガーデンで開催されたワールドギフトショーにも出展した。(3事業者) ・滋賀県及び滋賀の物産PRチラシを作成・配布(各5万枚)を行った。 ・滋賀特別展や、園内に設置した滋賀情報発信コーナー(3m×4.5mの壁等)を通じて、滋賀の魅力の発信を行った。					
滋賀県・湖南省污水処理分野における技術協力プロジェクト	JICA草の根技術協力事業と連携し、水環境ビジネスに取り組む県内企業の海外展開の足掛かりを作るとともに、本県職員が技術援助に関わることで、これまで培ってきた污水处理技術の継承発展を図る。	○滋賀県、湖南省でのセミナー開催等(H25～H27)			●滋賀県、湖南省でのセミナー開催等 事前現地調査 起動式の実施 セミナー開催		下水道課
		事前現地調査(H25) 起動式等の実施(H25) 技術交流団派遣(H26・H27)					
湖南省友好提携30周年記念事業 琵琶湖・洞庭湖環境研究 交流連携事業(博物館交流連携事業)	湖南省との友好提携30周年を契機として、両県省の博物館等の学芸員相互・研究分野間の交流を推進し、展示にかかわる資料・情報についても相互に提供する。	○交流連携をおこなった湖南省の博物館等の数			●交流連携をおこなった湖南省の博物館等の数 2館		環境政策課
		2館(H25年度) 2館(H26年度)					
		(事業の評価) 施策5-3へ移動					

施策6-2 医療、福祉・介護、子育ての分野でのサービス拡大や創業を支援します。

○社会的課題の解決が新たな事業として見込まれる中で、事業者や地域、支援自治体が連携しながら、福祉や子育て分野のサービス拡大や創業の支援を進め、新たな需要や雇用を生み出します。

(施策の評価)

- ・複数の障害福祉サービス事業所が連携し、企業から受注した仕事を行う地域共働作業場において雇用の拡大を図ることができた。
- ・また、地域資源を活用した新たな商品・サービスについても事業化助成により事業化が進み、一定の成果が見られた。今後は事業化された新商品の販路開拓を支援することにより、新たな需要や雇用を一層、創出していくことが望まれる。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
聴覚・コミュニケーション医療センター構想推進事業 A	生来の高度難聴児の聴覚再生と高齢者の健康的な生活に不可欠な聴力の回復を目的に、「聴覚・コミュニケーション医療」の確立を図るための取組を行う。	H 2 6 目標 ○聴覚・コミュニケーション医療センターの拠点機能整備				●聴覚・コミュニケーション医療センター構想の推進 聴覚・コミュニケーション医療センターの拠点機能整備 (スタッフの確保、人工内耳手術の実施及び新技術等の研究開始) ・医師1名(研究所長)、言語聴覚士1名の増員 ・人工内耳手術5例実施 ・新型人工内耳研究開発の基本合意締結	病院事業庁
		(事業の評価) ・4月には言語聴覚士を1名増員、1月には京大耳鼻咽喉科教授を研究所長(聴覚・コミュニケーション医療センター開設準備室長)に招聘し、聴覚・コミュニケーション医療センターの体制整備を図った(H27.4開設)。 ・10月より成人病センターと小児保健医療センターの連携による小児患者の人工内耳手術を開始した。 ・関係者で協議を重ね、2月に産学病の連携による新しい医療機器開発(新型人工内耳)について合意が図れた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課																
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6																	
障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 (旧「おこしやす」三方よし仕事おこし支援事業) B B	障害者、企業、地域にそれぞれ利点のある形で障害者就労支援事業所の「創業」を進めるため、インターネットによる情報発信や企業・自治体との相談機会を設けるなどの支援をする。	○企業と複数事業所が連携した地域共働作業場の設置 ー (H21年度) → 7箇所 (H26年度) ○障害者就労支援事業所で働く障害者1人当たりの平均工賃 22,118円／月 (H21年度) →30,000円／月 (H26年度)	●企業と複数事業所が連携した地域共働作業場の設置 <table><tr><td>地域共働作業場 1箇所</td><td>地域共働作業場 3箇所</td><td>地域共働作業場 5箇所</td><td>地域共働作業場 7箇所</td></tr><tr><td>2箇所</td><td>2箇所</td><td>3箇所</td><td>4箇所</td></tr></table> ●個別経営改善指導、経営セミナー・ビジネスフェアの開催、障害者就労専門Webサイトの開設 <table><tr><td>平均工賃 24,000円</td><td>平均工賃 26,000円</td><td>平均工賃 28,000円</td><td>平均工賃 30,000円</td></tr><tr><td>H23 20,791円</td><td>H24 23,405円</td><td>H25 24,246円</td><td>H26 25,192円</td></tr></table>				地域共働作業場 1箇所	地域共働作業場 3箇所	地域共働作業場 5箇所	地域共働作業場 7箇所	2箇所	2箇所	3箇所	4箇所	平均工賃 24,000円	平均工賃 26,000円	平均工賃 28,000円	平均工賃 30,000円	H23 20,791円	H24 23,405円	H25 24,246円	H26 25,192円	障害福祉課
		地域共働作業場 1箇所	地域共働作業場 3箇所	地域共働作業場 5箇所	地域共働作業場 7箇所																		
		2箇所	2箇所	3箇所	4箇所																		
平均工賃 24,000円	平均工賃 26,000円	平均工賃 28,000円	平均工賃 30,000円																				
H23 20,791円	H24 23,405円	H25 24,246円	H26 25,192円																				
(事業の評価) ・平成20年に策定した「就労収入向上実践計画」に基づき、経営コンサルタントの派遣による商品開発や販路開拓を進め、全体の底上げが図られてきた。 ・平成25年度の平均工賃は、対平成23年度で16.6%、対前年度3.6%増加しており、着実に障害者就労支援事業所での工賃は増加している。また、全国の平均工賃22,898円を上回った。 ・全ての就労継続支援B型事業所が策定する工賃向上計画の推進を支援し、目標の実現に取り組んでいく必要がある。																							
地域活性化のための担い手自立促進事業 B	「新しい公共」の担い手として期待されるNPO等の活動基盤を強化することにより地域の活性化を促進する。	○条例個別指定を受けたNPO法人数 ー (H24年度) →10法人 (H26年度)	●条例個別指定を目指すNPO法人への会計支援および中間支援組織のスキルアップ <table><tr><td>NPO法人の指定3法人</td><td>NPO法人の指定7法人</td></tr><tr><td>NPO法人の指定 1人</td><td>NPO法人の指定 0人</td></tr></table>				NPO法人の指定3法人	NPO法人の指定7法人	NPO法人の指定 1人	NPO法人の指定 0人	県民活動生活課												
		NPO法人の指定3法人	NPO法人の指定7法人																				
		NPO法人の指定 1人	NPO法人の指定 0人																				
(事業の評価) ・条例によるNPO法人の個別指定は1件にとどまったものの、より税制優遇効果の大きい認定NPO法人については、H26年度までに11法人を認定、2法人を仮認定することができた。 ・条例指定に比べ手続が簡便であり、なおかつ税制優遇効果が大きい仮認定法人の経過措置の特例が平成26年度末まで設定されていたため、指定法人数が伸びなかったものと考えられる。全国的にもNPO法人の指定は進んでいない状況であるが、今後、制度周知を図る広報物の配布や、説明会・相談会の開催等により条例指定法人件数の増を図る。																							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
しが新事業応援ファンドによる新事業の創出	産業支援プラザに造成した基金の運用により、中小企業等が地域資源を活用した新たな商品・サービスを開発する取組を推進する。	○事業化件数 ー (H21年度) →9件 (H24～26年度累計)	●地域資源を活用した新事業への助成				中小企業支援課
			事業化 3件 16件	事業化 3件 13件	事業化 3件 14件 (累計 43件)		
		○県内の中小企業への販路開拓助成支援件数 5件 (H26年度)	●地域資源を活用した新商品の販路開拓への助成 販路開拓への支援件数 5件 7件				
		(事業の評価) ・平成26年度までに121件の新商品やサービス開発事業が終了し、そのうち26年度は14件が事業化を達成した。(事業化達成累積件数：73件) ・平成26年度から助成対象とした販路開拓への支援についても、目標を上回る件数を達成することができた。 ・今後も、地域資源を活用した新商品開発の取組等について、支援する。					
しがの地域資源活用商品販路開拓支援事業	地域資源を活用した新商品開発の取組等を支援する「しが新事業応援ファンド助成事業」により事業化した中小企業の新商品の販路開拓等にかかる経費の一部を助成する。	○県内の中小企業への販路開拓助成支援件数 ー (H23年度) →15件 (H26年度までの累計)	ー	●地域資源を活用した新商品の販路開拓への助成			中小企業支援課
			支援件数 5件 5件	支援件数 5件 4件			
		(事業の評価) ・平成25年度まで累計9件の支援を行ってきたところ、しが新事業応援ファンドの助成を受けた新商品の販路開拓に寄与することができた。 ・なお、商品等の開発から販路開拓までを一貫して支援し、中小企業の新事業展開の一層の促進を図るため、平成26年度から、県産業支援プラザが実施する「しが新事業応援ファンド」に統合した。					

施策6-3

産学官民連携や地域間連携を進めるとともに、地の利や知の集積を活かし、広域的な視野をもって成長戦略の拠点を形成します。

○県内総生産に占める製造業の割合が高い本県経済は、東日本大震災後の急激な円高や欧州危機など外的な影響を受けやすく、産業の空洞化が非常に懸念されます。地域間競争の激化や、経済のグローバル化の進展に本県産業が的確に対応していくことが求められていることから、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する本県の地の利を活かす未来成長の拠点形成や、広域交通基盤を活かす整備を進めます。

また、モノづくり県として培ってきた本県の魅力を発信し、高付加価値型企業などの立地促進、県内企業の交流などを進め、足腰の強い経済を作ります。

(施策の評価)

平成24年度に創設した「滋賀でモノづくり企業応援助成金」を活用した誘致活動や、市町との連携による滋賀県産業立地推進協議会として、立地フォーラムの開催や大都市圏等での展示会に出展するなど、積極的な誘致活動を行った結果、目標を上回る成果を上げることができた。今後とも、本社機能、研究開発拠点、マザー工場の新設、増設などに向け、戦略的・積極的な誘致活動に取り組む。

また広域交通基盤整備については「道路整備マスタープラン（H23策定）」に基づく実施計画として「道路整備アクションプログラム」を策定した。スマートICについては、平成26年度に新たに連結許可を受け事業着手するなど、整備促進することができた。同プログラムに基づき、渋滞解消などの取組を進める必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)					所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
近江の工場長サミット 開催事業	県内立地工場と中小企業とのネットワークを強固なものにするために、「近江の工場長サミット」を開催し、「モノづくり県滋賀」としての魅力発信と企業連携の促進を図る。	○サミット参加者数 ー (H22年度) → 300人 (H23～25年度累計)	●サミットの開催 参加者数 100人 参加者数 230人 参加者数 100人 参加者数 205人 参加者数 100人 参加者数 194人				モノづくり振興課
		(事業の評価) ・参加者数も目標を上回り、また参加者へのアンケート結果では、講演については8割以上、サミットトークについては約9割が「参考になった」と回答しており、大きな成果があった。 ・なお、当該事業については、当初目標どおり、平成25年度で終了した。					
戦略的な企業誘致の推進 A	1. 成長分野などの業界情報や企業情報について情報収集を行い、立地可能性の高い企業を中心に誘致活動を実施する。 2. 「滋賀でモノづくり企業応援助成金」を活用し、新規立地や県内企業の増設に対して、その投下固定資産額の一部を助成する。	○工場等立地件数 25件 (H21年) →80件 (H23～H26年累計)	●企業情報の収集およびトップセールス等企業誘致活動の実施 工場等立地 20件 工場等立地 27件 工場等立地 20件 工場等立地 33件 工場等立地 20件 工場等立地 43件 工場等立地 53件 (累計 156件)				企業誘致推進室
		(事業の評価) ・平成24年度に創設した「滋賀でモノづくり企業応援助成金」を活用し、研究開発機能を持つ高付加価値型企業や食品等の内需型企業を中心に誘致活動を実施した。 ・また、市町との連携による滋賀県産業立地推進協議会として立地フォーラムの開催や大都市圏等での展示会に出展するなど、積極的な誘致活動を行った。その結果、目標を上回る成果を上げることができた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
未来成長拠点形成事業	本県の地の利や知の集積を活かした未来成長の拠点形成を3本の柱で推進する。 1 近畿圏・中部圏・北陸圏の結節点に位置する本県の地の利を活かした広域連携施策を推進する。 2 知的資源が集積するびわこ文化公園都市のポテンシャルを活かし、高める産官学民の連携を促進する。 3 県庁周辺、米原駅周辺の県有地の有効活用を促進する。	○地の利を活かした広域連携推進にかかる基本的な視点や考え方（「（仮称）広域行政指針」）を策定し、未来成長につながる具体的な連携の施策化を進め、効果的な広域行政の展開を図る。 ○びわこ文化公園周辺地域内に立地する大学等の知的資源を活用した連携数（H23～26年度 累計4～5件程度の連携を創出） ○県庁周辺地域の将来構想策定・まちづくり議論の開始（H22年度） →県庁周辺地域にふさわしい土地利用の転換に向けた具体的な手続き決定（H26年度） ○米原駅周辺の県有地について新たな成長産業立地に向けた活用の具体化	●3圏域との新たな連携事業等の検討・実施				企画調整課 新駅問題・特定プロジェクト対策室
			（仮称）広域行政指針の策定 （仮称）広域連携推進の指針の中間とりまとめを行った。	指針に基づき、各テーマごとに検討を行い、可能なものから施策化			
			●将来ビジョン策定調査	●知の連携プロジェクトの実施			
			大学等の知的資源を活用した連携の創出（H26年度までに、4～5件）				
			0 件	1 件	1 件	3 件 （累計5件）	
	（県庁周辺地域の将来構想検討対象施設：県庁別館、第二別館、旧体育文化館、旧滋賀会館、東別館跡駐車場 ※東別館跡駐車場については、平成24年3月に国所有の県警跡地と等価交換を行ったため検討対象から除外	●大津市設置の「まちなか資源活用検討委員」 ●検討対象施設の土地利用の合意形成に向けた検討・調査の実施	●検討対象施設の土地利用の転換に向けた調整				
旧滋賀会館の土地利用の転換に向けた具体的な手続き決定 旧滋賀会館敷地のNHKへの売却を決定 県庁別館、第二別館、旧体育文化館の土地利用に転換に向けた具体的な手続き決定 医療福祉拠点としての活用に向けた検討を行った 旧滋賀会館の解体・土地引渡し 旧滋賀会館の解体工事の開始							
●米原駅周辺県有地の有効活用							
利活用基本方針決定 具体化に向けた手法等の検討 造成工事の完了 具体化に向けた情報収集 具体化に向けた情報収集 市のまちづくりと連動した活用の具体化 検討調整会議等を設置 利活用検討基本方針を決定							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課						
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6							
未来成長拠点形成事業		(事業の評価) 1 広域連携施策 中部圏・北陸圏との連携の方向性をまとめた「広域連携推進の指針」に掲げる、産業や観光分野等における連携施策化の視点に基づいた施策は、おおむね実施できた。 2 びわこ文化公園都市のポテンシャルを活かし、高める産官学民の連携促進 平成24年8月に策定した「びわこ文化公園都市将来ビジョン」に基づき、県・市推進調整会議や施設連携協議会を開催し、情報共有や、シンボルマークを活用した一体感の創出等に取り組んだ。また、「知の連携プロジェクト」として立地3大学や大津・草津市とともに、企業の協力も得たイベントを開催した。今後も引き続き、ビジョン実現にかかる課題解決に向けた検討や、立地施設間の連携促進に取り組む。 3 県庁周辺の県有地の有効活用 旧滋賀会館敷地のNHKへの引渡しに向けて建物の解体工事を実施した。また、旧体育文化館等については、医療福祉拠点としての活用に向け検討を行った。 平成27年度は、引き続き旧滋賀会館の解体工事を進めるとともに、旧体育文化館等の医療福祉拠点としての活用向け、具体的な手続を進める。 4 米原駅周辺の県有地の有効活用 平成25年3月に造成工事が完了し、米原市と連携した企業立地活動に取り組んできたが、具体的な利活用に至っていないため、平成26年度には関係部局で構成する検討会議を設置し、利活用検討基本方針を策定した。今後は本方針に沿った利活用の具体化に向けた検討を進める。					企画調整課 新駅問題・特定プロジェクト対策室						
新技術創出イノベーション活性化推進事業	新技術を創出し、産業化を目指す県内中小企業の研究開発を促進させるため、外部競争的資金の獲得などを支援し、産学官の共同研究開発の活性化を図る。	○外部競争的資金への応募件数（本事業によるもの） (H24～26年度 累計15件)	—	●外部競争的資金を活用した研究開発の支援 <table><tr><td>外部競争的資金への応募件数 5件</td><td>外部競争的資金への応募件数 5件</td><td>外部競争的資金への応募件数 5件</td></tr><tr><td>7 件</td><td>7 件</td><td>6 件 (累計 20件)</td></tr></table>			外部競争的資金への応募件数 5件	外部競争的資金への応募件数 5件	外部競争的資金への応募件数 5件	7 件	7 件	6 件 (累計 20件)	モノづくり振興課
外部競争的資金への応募件数 5件	外部競争的資金への応募件数 5件	外部競争的資金への応募件数 5件											
7 件	7 件	6 件 (累計 20件)											
		(事業の評価) ・大学シーズの発掘や企業ニーズの情報収集を実施するとともに、共同研究体の形成を図り、平成26年度は6件（目標5件）を外部競争的資金に応募することができた。											
健康創産産業創出推進事業 (旧しが医療・健康創生ものづくりイノベーション総合特区推進事業)	びわこ南部に培われた産学官連携基盤を活かし、医療現場のニーズに基づく新たな医療・健康機器の開発・事業化を支援する。	○医療現場のニーズ提供 7 件 (H24年度) → 4 0 件 (累計 H25～26年度)			医療現場のニーズ提供 20件 医療現場のニーズ提供 19件	医療現場のニーズ提供 20件 医療現場のニーズ提供 22件 (累計 41件)	モノづくり振興課						
		(事業の評価) ・小児医療センターおよび守山市民病院（守山市と連携）から医療現場のニーズ情報を収集し、しが医工連携ものづくりネットワーク参加企業に対し、合計22件のニーズ情報の提供と研究開発プロジェクト構築のためのコーディネートを行った。											

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
主要幹線道路等の計画的整備	道路整備アクションプログラムに基づき、混雑多発箇所に対する対策やスマートインターチェンジの整備を計画的に進める。	○混雑多発箇所に対する対策を推進	●混雑多発箇所に対する対策やスマートインターチェンジの整備				道路課 都市計画課
		○スマートインターチェンジの整備※ 設置完了 2箇所（H25年度） 整備促進 1箇所（H26年度）	道路整備マスタープランの策定	道路整備アクションプログラムの策定 (渋滞対策含む)			
A			渋滞対策実施箇所 4箇所	策定	道路整備アクションプログラムに基づき実施		
A			4箇所	渋滞対策実施箇所 4箇所	4箇所	4箇所	
					スマートインターチェンジ 2箇所設置完了	スマートインターチェンジ 1箇所整備促進	
					スマートインターチェンジ 2箇所設置完了	スマートインターチェンジ 2箇所整備促進	
			(事業の評価) ・県下8地域に「地域ワーキング」を設置し、平成25年度から平成34年度までの10年間の整備計画である「道路整備アクションプログラム2013」を策定した。今後は、この計画に基づき、道路事業を実施していく。 ・渋滞対策箇所（4箇所：草津三丁目交差点、六枚橋交差点、御幸橋北交差点（神郷彦根線）、外町交差点（原松原線））について、設計や用地買収を推進し、一部工事に着手した。今後も渋滞解消に向け、進捗を図る。 ・スマートインターチェンジの整備について、平成26年8月に新名神大津スマートIC（仮称）の連結許可を受け、事業推進中であった（仮称）小谷城スマートICと併せ、2箇所において測量、設計や用地買収を推進した。今後も早期供用開始に向け、関係機関との密な連携を行いながら、進捗を図る。				

7 地域の魅力まると産業化プロジェクト

(知事直轄組織、総合政策部、琵琶湖環境部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、教育委員会)

【目指す方向】

琵琶湖と共存する環境こだわり農業や安全・安心で高品質な食材、豊かな自然、歴史・文化など、個性や魅力にあふれた滋賀の地域資源について、ブランドとしての価値を高めます。
滋賀の特性を活かした魅力ある商品やサービスを生み出す産業を一層振興することにより、地域を活性化し、経済成長を図ります。

【目標】

- 安全で個性的、魅力的な食や商品が提供される元気な農業が展開していること。
- 自然や歴史・文化など地域資源の価値や魅力が観光資源として国内外に発信されていること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		H26年度（目標）	H26達成率 （達成度）	H26 進捗度
○水稲作付面積に占める環境 こだわり農産物栽培面積割合	33%	36%	37%	38%	39%	41%	→	45%	66.7%	★★
○販売用野菜作付面積	1,016ha	1,097ha	1,155ha	1,225ha	1,305ha	1,366ha (推計値)	→	1,400ha	91.1%	★★★
○観光客数（宿泊者数）	2,864,500人	2,994,500人	3,238,600人	2,962,300人	3,206,600人	331万人 (推計値)	→	330万人	100%	★★★

【プロジェクトの評価】

◆消費者に支持される滋賀の農業
○近江米新品種「みずかがみ」の作付面積は目標を上回り、品質については、コシヒカリやキヌヒカリなど同熟期の品種に比べて1等米比率が高く、食味についても県内外の消費者から高評価を得ている。引き続き作付面積を加速的に拡大するよう推進するとともに、関西圏を中心に販売促進活動を実施し、県外での知名度の向上に努める。
○平成13年度から推進している環境こだわり農業は、年々取組面積が広がってきたが、新たな環境こだわり農産物の栽培に取り組む農業者が少なく緩やかな伸びにとどまっており、目標達成には至らなかった。今後も、環境こだわりで栽培される水稲新品種「みずかがみ」の作付けを推進するなど取組面積の拡大を図る。
○近江米・近江牛(うし)・近江の茶・湖魚といった主要品目の県外に向けた販路拡大活動を支援した結果、目標数には至らなかったがレストランフェアなどの開催により実施店舗数は年々増加している。今後も「滋賀の食材」を総合的にPRする統一感を持った手法により、店舗数の拡大や効果的な販売促進活動を進めていく。
○県内向けに実施している「おいしが うれしが」キャンペーン推進店が増加するとともに、学校給食向け野菜や販売用野菜は天候の影響などにより目標には至らなかったが作付面積が拡大しており、地産地消の取組が進んだ。
○今後の農業・水産業の振興および農村の活性化を進めるためには、商工業や観光との連携協力を深めていくことが必要である。
◆滋賀ならではの魅力ある観光
○景況感が好転し旅行動向が改善する中で、大河ドラマ放映の機会を活かした誘客活動や観光イベント、キャンペーン、パブリシティなどによる本県PRの取組を展開した結果、平成26年度の観光客数（宿泊者数）は、331万人（推計値）となり目標を達成することができた。今後とも、歴史、自然、ロケ地観光などこれまでから発信してきた本県の魅力を一層強力に発信していく。
○首都圏における観光イベントでのPRや、複数の旅行会社店舗での集中的なPRを展開し、本県への観光誘客に努めた。
○ホームページやキャンペーン、ブロガー等による情報発信のほか、パブリシティを活用した情報発信にも努めた。
○訪日観光客数上位である東アジア等からの観光客誘致を進めた結果、本県への外国人観光客は大幅に増加した。
○仏教美術等やアール・ブリュットなど滋賀の美的魅力を県内外に発信するとともに、新生美術館の設計者を公開型のプロポーザルで選定するなど、県民参加で「美の滋賀」づくりに取り組んだ。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）】

◆消費者に支持される滋賀の農業
○人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりを進めるために、県産農畜水産物の魅力づくりと、それらの持つ価値を発信していくことが求められる。
○政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、平成26年6月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改定され、4つの改革（農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設）に加えて、農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革が進められている。
○平成25年7月から進められているTPP交渉など諸外国との経済連携協定が、今後の我が国農業に及ぼす影響が懸念されることから、その動向を注視する必要がある。
○国においては、今後10年間の中長期的な施策の方向等を示す新たな食料・農業・農村基本計画が平成27年3月に策定されたが、県の基本計画を策定する上でその方向性を考慮することが必要である。

◆滋賀ならではの魅力ある観光
○本県においても人口が減少局面に転じたことから、今後は観光による交流人口を拡大することで、地域を活性化していく必要性が増している。
○国が新たに実施する「日本遺産」の取組において、本県の「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」が認定されたことから、今後は、認定を受けた地域における魅力発信を進めるとともに、さらなる認定に向けて取り組んでいく必要がある。
○国においては、2020年に向けて訪日外国人観光客2000万人の高みを目指すこととし、国を挙げて観光立国に向けた取組を進められており、地域においても外国人観光客の受入環境を整備する必要がある。
○東京2020オリンピック・パラリンピックや関西におけるワールドマスターズゲームズの開催等、海外からも注目が集まる機会を捉え、訪日観光市場を拡大する取組が重要となる。
○第79回国民体育大会（平成36年）の開催に向けて、県全体の機運を高めるとともに、その準備の過程を通じて、国体を地域資源の魅力発信や地域経済の活性化に結びつける取組が必要である。

施策7-1

消費者に支持される滋賀の農業の確立により、「環境こだわり農産物」や近江米、近江牛、近江茶、湖魚など滋賀の食のブランド力を向上させるとともに、地産地消を進め、消費拡大を図ります。

○個別製品のブランド展開にあわせ、それぞれの生産者団体の連携協力のもと総合的な滋賀の食材の販売促進を進めるとともに、食品販売事業者との協働による戦略的な生産、販売に取り組み、滋賀の食のブランド力を向上させます。

○学校給食への地場野菜の利用拡大や野菜などの園芸作物の生産拡大などにより、地産地消の拡大を進め、消費を拡大します。

(施策の評価)

○近江米新品種「みずかがみ」の作付面積は目標を上回り、品質については、コシヒカリやキヌヒカリなど同熟期の品種に比べて1等米比率が高く、食味についても県内外の消費者から高評価を得ている。引き続き作付面積を加速的に拡大するよう推進するとともに、関西圏を中心に販売促進活動を実施し、県外での知名度の向上に努める。

○平成13年度から推進している環境こだわり農業は、年々取組面積が広がってきたが、新たな環境こだわり農産物の栽培に取り組む農業者が少なく緩やかな伸びにとどまっており、目標達成には至らなかった。今後も、環境こだわりで栽培される水稻新品種「みずかがみ」の作付けを推進するなど取組面積の拡大を図る。

○近江米・近江牛(うし)・近江の茶・湖魚といった主要品目の県外に向けた販路拡大活動を支援した結果、目標数には至らなかったがレストランフェアなどの開催により実施店舗数は年々増加している。今後も「滋賀の食材」を総合的にPRする統一感を持った手法により、店舗数の拡大や効果的な販売促進活動を進めていく。

○県内向けに実施している「おいしが うれしが」キャンペーン推進店が増加するとともに、学校給食向け野菜や販売用野菜は天候の影響などにより目標には至らなかったが作付面積が拡大しており、地産地消の取組が進んだ。

○今後の農業・水産業の振興および農村の活性化を進めるためには、商工業や観光との連携協力を深めていくことが必要である。

	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「みずかがみ」産地化スタートダッシュ事業 (旧近江米新品種「みずかがみ」産地化スタートダッシュ事業) A	高温による品質低下が続く近江米の品質改善を図り、ブランド力を高めるため、農業技術振興センターが育成した温暖化対応の新品種「みずかがみ」の作付を推進することとし、その安定生産技術の普及と加速的な作付拡大および流通販売を促進する。	○「みずかがみ」の作付面積 － (H24年度) →1,000ha (H26年度)			●作付の推進、高品質生産のための技術普及 ●認知度向上、販売促進のためのPRの実施 作付面積 150ha 作付面積 1,000ha 作付面積 169 ha 作付面積 1,100 ha	食のブランド推進課 農業経営課	
		(事業の評価) ・「みずかがみ」の品質については、1等米比率が58.1% (県内品種全体では50.2%、コシヒカリ33.9%、キヌヒカリ36.6% H27.3末現在)と高く、食味については、県内外の消費者からも高評価を得ている。 ・作付面積についても、目標を超える1,100haの作付けが行われた。 ・引き続き作付面積を加速的に拡大するよう推進するとともに、関西圏を中心に販売促進活動を実施し、県外での知名度の向上に努める必要がある。					
環境こだわり農業支援事業 B	環境こだわり農業の実践に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に、国、市町とともに支援を行う。	○水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合 33% (H21年度) →45% (H26年度)	●環境こだわり農産物の生産拡大 水稻の取組割合 36% 水稻の取組割合 39% 水稻の取組割合 42% 水稻の取組割合 45% 37% 38% 39% 41%				食のブランド推進課
		(事業の評価) ・水稻における環境こだわり農産物の栽培面積はH26年度12,736haで41%の割合となった。 ・平成13年から推進している環境こだわり農業は、年々取組面積が広がってきたが、新たな環境こだわり農産物の栽培に取り組む農業者が少なく緩やかな伸びにとどまっており、目標達成に至らなかった。 ・今後とも、環境こだわりで栽培される水稻新品種「みずかがみ」の作付けを推進するとともに、「多面的機能発揮促進法」に基づき創設された「日本型直接支払制度」を活用し、市町や関係団体と連携し推進する必要がある。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
環境こだわり農産物 「流域まるごと」消費拡大事業	環境こだわり農産物を、滋賀の地域ブランドとして定着させるため、滋賀県をはじめ琵琶湖・淀川流域の消費者に、環境こだわり農業の理解促進を図る。	○琵琶湖・淀川流域住民への環境こだわり農産物の理解浸透・消費拡大				●琵琶湖・淀川流域で「環境こだわり農産物」のキャンペーン実施やメディアを通じたPR	食のブランド推進課
		(事業の評価) ・琵琶湖・淀川流域の消費者に向けて、「環境こだわり米」のキャンペーンを実施するとともに、県内消費者向けにはラジオ番組を制作・放送するなどによって、安全・安心で、琵琶湖に配慮して生産された農産物であることを積極的にPRした。					
「滋賀のおいしさ」 県外流通促進事業 (旧広めよう、おいしい滋賀発信事業)	滋賀の食材の地域ブランド力向上、県外販路・消費の拡大を図るため、伝統野菜等の認知度向上キャンペーンの実施、生産者団体等の販路拡大活動支援および県外展示商談会での県産食材のPR・発信を行う。	○販売促進のための県外キャンペーン実施店舗数 ー (H22年度) →450店舗 (H26年度)	●県外事業者による滋賀の食材を用いたキャンペーン等の開催推進				食のブランド推進課
			300店舗での実施 222店舗	300店舗での実施 359店舗	300店舗での実施 380 店舗	450店舗での実施 412店舗	
		(事業の評価) ・各生産者団体が県外に向けた販路拡大活動を支援した結果、県外キャンペーン実施店舗数は412店舗に増加したが、近江米取扱店が廃業などにより減少したことから目標には達しなかった。 ・地道な販売商談活動で得られた販路を足がかりに、部局間連携も図りながら、今後も「滋賀の食材」を総合的にPRする統一感を持った食材ポスターやパンフレット、のぼりなどを活用し、店舗数の拡大や効果的な販売促進活動が求められる。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「近江牛(うし)」の ブランド力向上 <							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
県産農畜水産物輸出 促進事業 (旧滋賀県産農畜水 産物海外販路開拓支 援事業) B	近江米、近江牛、近江の茶、湖魚など 県産農畜水産物等の輸出を促進するた め、セミナーの開催や商品開発アドバ イスを通じて、輸出に意欲的に取り組む事 業者の育成と商品力の強化を図る。	○海外輸出頭数（牛） ー（H21年度） →500頭（H26年度）	●県内、海外での輸出促進活動 ●海外での「近江牛」商標登録 海外輸出 200頭 260頭 海外輸出 300頭 246頭 海外輸出 400頭 304 頭 海外輸出 500頭 356頭				食のブランド推 進課
		（事業の評価） ・県内で海外販路拡大輸出セミナーおよび輸出商品品評会を開催し、県産農畜水産物の生産者、加工者が延べ61社が参加した。 ・平成22年に輸出が開始された近江牛については、事業者の意欲的な取組が定着し、輸出頭数は前年度を上回ったが、目標頭数に達するまでには至っていない。 ・今後も、部局間連携を図りながら自主的・積極的に県産農畜水産物の輸出に取り組む事業者の拡大を図っていく必要がある。					
6次産業化ネット ワーク活動事業 B	6次産業化を推進する体制を整備する とともに、多様な事業者と連携したネッ トワークの構築を促進し、新たな商品開 発や販路開拓等の取組を支援する。	○総合化事業計画認定件数 (累計) 55件(H25年度) →70件(H26年度)	●総合化事業計画認 定件数(累計) 認定件数(累計) 70件 認定件数(累計) 63件				農業経営課
		（事業の評価） ・6次産業化サポートセンターが主催する研修会等への参加者は延べ262人で、6次産業化の取組に必要な知識、技術等の習得を支援した。 ・農業革新支援専門員等の活動により6次産業化希望者を掘り起こし、認定件数が10件増加したが、平成25年度までに認定された2件が取り下げられるなど、目標達成には至らなかった。 ・今後は商工関連部局とも連携し6次産業化希望者を掘り起こすとともに、6次産業化を志向する農業者に対して支援を継続する。					
農村女性活躍支援事 業 A	地域農業の発展に資する取組にチャレ ンジする若手農村女性を創出するため、 研究活動や人的ネットワーク構築等の一 助となる講座を提供する。	○地域の農業振興の一翼を担 う「チャレンジ」する農村女 性を創出する	●連続講座の実施 5講座 5講座				農業経営課
		（事業の評価） ・地域の農産物を活かした企業的な取組に関心のある女性を対象に、商品開発や企画、実習を行う連続講座を開設し、受講者37名が修了した。 ・講座修了後も希望者に対して6次産業化などの情報提供を商工関連部局と連携して行っていく。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
美味しい「食」の情報発信総合事業 B	滋賀の食材のブランド化、地産地消を総合的に推進するため、滋賀の農水産物について情報を蓄積し、ポータルサイト「滋賀のおいしいコレクション」により発信する。	○ポータルサイトのアクセス数 (おいしがうれしが トップページ) 13,000件(H21年度) →500,000件(H26年度)	●ポータルサイトを随時更新 アクセス数100,000件 250,000件 アクセス数300,000件 350,000件 アクセス数500,000件 400,000件				食のブランド推進課
		(事業の評価) ・ポータルサイトをH24年1月に開設し、全国各地から(県内約3割、県外約7割)アクセスがあり、件数も増加しているが、内容や頻度の点で発信情報の魅力が十分伝えられなかったことやスマートフォン対応ではないことなどから目標には達しなかった。 ・今後、さらに拡大して消費者等から支持が受けられるよう、内容の一層の充実や更新頻度の向上を図るとともに、社会情勢に即したサイト環境を整えていく必要がある。					
「おいしがうれしが」キャンペーンの推進 A B	滋賀の地産地消を推進するため、県内の食品関連事業者等と連携して、県産食材の魅力を県民にPRする。 また、キャンペーン推進店と連携して、スマートフォン等を活用した消費者参加型のラリー企画を実施することにより、県民が県産農畜水産物の魅力を実感して購入する機会を創出する。	○「おいしがうれしが」キャンペーン推進店の店舗数 596店舗(H21年度) →965店舗(H26年度) 【内数】 ・小売店他：463店舗 ・食料品専門店：270店舗 ・直売所：57店舗 ・飲食店：175店舗	●しがの農水産物マーケティング推進会議の開催、「おいしがうれしが」キャンペーンの推進 キャンペーン推進店 680店舗 866店舗 ・小売店他：466店舗 ・食料品専門店：236店舗 ・直売所：28店舗 ・飲食店：136店舗 キャンペーン推進店 895店舗 1,033店舗 ・小売店他：590店舗 ・食料品専門店：254店舗 ・直売所：30店舗 ・飲食店：159店舗 キャンペーン推進店 930店舗 1,180店舗 ・小売店他：643店舗 ・食料品専門店：272店舗 ・直売所：70店舗 ・飲食店：195店舗 キャンペーン推進店 965店舗 1,241店舗 ・小売店他：648店舗 ・食料品専門店：292店舗 ・直売所：80店舗 ・飲食店：221店舗				食のブランド推進課
		○ラリー企画に参加する「おいしがうれしが」キャンペーン推進店の店舗数 250店舗(26年度)	●消費者参加型のラリー企画の実施 企画参加推進店 250店舗 企画参加推進店 77店舗				
		(事業の評価) ・「おいしがうれしが」キャンペーン推進店は、1,241店舗まで増加し、H26目標の965店舗を上回っている。今後は、食料品専門店、直売所を重点に、さらに店舗数の増加を図っていく必要がある。 ・スマートフォン等を活用した消費者参加型のラリー企画を実施し、77店舗の推進店に参加いただいたが、消費者の利便性を考慮し、実施回数を3回から1回に変更したため、企画参加推進店の目標には達しなかった。 ・ラリー企画に参加した消費者からは、151件の推進店の取組に対するコメント等が寄せられた。 ・今後は、引き続き消費者が推進店を巡るラリー企画をびわ湖ビジターズビューローと連携して実施し、推進店に対する消費者ニーズ等を把握するとともに、生産者と推進店の連携も強化していく必要がある。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「食べることで、びわ湖を守る。」推進事業 B	小さい頃から環境と調和する滋質の農業・水産業に親しみをもつ食育を展開し、次代を担う子ども達が、将来にわたり、滋質の農業・水産業を理解し、支える人として育つ基礎をつくる。	○学校給食向け野菜を生産する食育農園のH22年度以降の拡大面積 － (H22年度) →2,000a (H26年度までの累計) ○琵琶湖・淀川流域住民への環境こだわり農産物の理解浸透・消費拡大	●学校給食向け野菜の生産拡大を推進				食のブランド推進課
		食育農園 500a 381a	食育農園1,000a 801a	食育農園1,500a 815a	食育農園2,000a 802a		
		●琵琶湖・淀川流域での販売事業者等と連携した「環境こだわり農産物」PRの実施					
(事業の評価) ・県内19市町32生産団体で学校給食向け野菜の生産拡大に取り組み、前年（17市町27団体）より取組市町・団体は増えたが、目標を下回った。 ・今後は、子どもたちに県産野菜のおいしさや生産者の苦労話などを伝え、生産者への感謝の気持ちを育てる「食育」を推進するとともに、給食に関わる方々にも野菜の生産に関する理解を深めていただくことで、学校給食向け野菜の供給拡大に取り組む必要がある。							
しがの農林漁業者等による食育活動支援事業 A	農林漁業者等が、農作業等を体験する機会を提供する「教育ファーム」を支援することにより、県民の食への関心を高め、農林漁業への理解促進を図る。	○農林漁業者等による食育活動の推進				●農林漁業者等による食育活動の推進 取組団体 7団体 2市5団体	食のブランド推進課
		(事業の評価) ・2市5団体が、幼稚園児から小中学生や一般消費者を対象に取り組み、延べ2,590人に対して農作業等を体験する機会を提供した。 ・今後も、県民の食への関心を高め、農林漁業への理解を促進するため、取組を拡大する必要がある。					
しがの水田野菜生産拡大推進事業 B	野菜を本県の水田農業における戦略作物として位置づけ、水田における生産拡大を推進する。	○販売用野菜の作付面積 1,016ha (H21年度) →1,400ha (H26年度)	●水田における販売用野菜の作付拡大を推進				農業経営課
		作付面積1,230ha 1,155ha	作付面積1,260ha 1,225ha	作付面積1,335ha 1,305ha	作付面積1,400ha 1,366ha (推計値)		
		(事業の評価) ・137経営体（法人を含む個人117 集落営農組織を含むグループ20）が「しがの水田野菜生産拡大推進事業」に取り組んだ結果、天候の影響を受けたものの平成26年度は61haの作付面積の拡大が図れた。生産された野菜の県内市場への出荷や地元直売所による販売により、県民への新鮮な野菜の提供につながった。 ・今後のさらなる生産拡大に向け、新規の栽培者等を掘り起こし、作付けを推進する必要がある。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
林業・木材産業流通 コーディネーター設 置事業 B	県土の約半分の森林から生産される県産材の地産地消を促進するため、生産から加工、利用をつなぐサプライチェーンを確立して効率的に流通させることにより、林業、木材産業の振興を図る。	○県産材の素材生産量 42,000m ³ (H21) →59,000m ³ (H26)			●関係機関による流通体制運営の検討 ●流通コーディネーターの配置 県産材の素材生産量 59,000m³ 56,000m³		森林政策課 ※施策4-2から移動
		(事業の評価) ・県産材流通の拠点として位置づける木材流通センターに流通コーディネーターを配置した結果、需給調整の取り組みが進展し、素材生産量は順調にのびてきたが、平成26年度は前年に発生した台風災害により被災した搬出路の復旧に時間を要したことから、計画量に若干届かなかった。 ・素材生産量は、1年間安定した素材供給がされるまでに至っていないことから、サプライチェーン(生産者から消費者までの流通網)の確立には、需給調整機能の一層の強化と併せて、年間を通して安定的に素材が供給できるよう森林組合等生産側の体制を強化する必要がある。					

施策7-2

多様化する観光客のニーズに合わせて、滋賀の自然や歴史・文化の魅力を発信し、滋賀ならではの特性を活かしたテーマ性やストーリー性のあるツーリズムを推進するとともに、訪れる観光客をおもてなしの心で迎えることにより、滞在型をはじめとした魅力ある観光を展開します。

○観光による経済や地域の活性化のため、本県の持つ豊かな自然や優れた歴史・文化などの観光資源を活かした滋賀ならではの観光ブランドの創造と発信、インターネットの活用などの情報発信の強化、東アジアを中心とした戦略的な国際観光の展開、農家民宿の開業支援なども取り入れた多彩なツーリズムへの取組を進めます。

(施策の評価)

○景況感が好転し旅行動向が改善する中で、大河ドラマ放映の機会を活かした誘客活動や観光イベント、キャンペーン、パブリシティなどによる本県PRの取組を展開した結果、平成26年度の観光客数(宿泊者数)は、331万人(推計値)となり目標を達成することができた。今後とも、歴史、自然、ロケ地観光などこれまでから発信してきた本県の魅力を一層強力に発信していく。
○首都圏における観光イベントでのPRや、複数の旅行会社店舗での集中的なPRを展開し、本県への観光誘客に努めた。
○ホームページやキャンペーン、ブロッガー等による情報発信のほか、パブリシティを活用した情報発信にも努めた。
○訪日観光客数上位である東アジア等からの観光客誘致を進めた結果、本県への外国人観光客は大幅に増加した。
○仏教美術等やアール・ブリュットなど滋賀の美の魅力を県内外に発信するとともに、新生美術館の設計者を公開型のプロポーザルで選定するなど、県民参加で「美の滋賀」づくりに取り組んだ。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
観光ブランド推進事業 B	琵琶湖を取り囲むように存在する本県の豊かな自然や歴史、文化などの観光資源を、琵琶湖一周を意味する「ビワイチ」というコンセプトでつなぎ、滋賀らしい体験を含んだ魅力的な旅を数多く打ち出し、観光ブランド「ビワイチ」の構築をめざす。	○観光プログラムの個別計画数 0件(H23年度) →25件(H24～26年度累計)		●「ビワイチ」の旅の創造による観光ブランドの構築			観光交流局
		(事業の評価) 市町・市町観光協会等とのワーキング・グループを通じて事業者による事業化を促進した結果、平成26年度には6件の「ビワイチ」の旅を認定できた。平成24年度からの3年間では合計20件を認定し、本県への誘客を進めることができた。今後とも旅行代理店等の意見も参考に、集客力の高い素材の開発などに努めていく。		個別計画数 5件 7件	個別計画数 10件 7件	個別計画数10件 6件(累計20件)	
「黒田官兵衛・戦国の舞台近江」誘客推進事業 B	大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映を契機として、旅行会社やマスコミ等が集中する首都圏において、戦国の舞台となった本県の積極的なPRを展開する。	○観光入込客数 4,419万人(H24年) →4,800万人(H26年)				●首都圏での情報発信 観光入込客数 4,800万人 4,675万人(推計値)	観光交流局
		(事業の評価) ・旅行会社やマスコミ各社に対し積極的なプロモーション活動を実施。また首都圏の旅行会社を集めて、大河ドラマ放映を機に戦国の舞台としての認識が高まった滋賀県をアピールするため、県内観光施設等との商談会も開催した。さらに複数の旅行代理店において、滋賀県用のディスプレイを設定するなどした滋賀県PRを展開し、「軍師官兵衛」をうまく滋賀県PRと絡めながら発信する取組を数多く行ったが、目標としている数値にはわずかに届かなかった。今後は更なる滋賀県の情報発信力の強化を図り、より多くの観光客に滋賀県を訪れてもらえるよう取り組んでいく。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
琵琶湖文化魅力発信プロジェクトの推進	A ○近江水と大地の遺産魅力発信事業 琵琶湖と水にまつわる文化遺産「近江水の宝」や、大地に刻まれた遺跡の魅力を発信し、観光素材となるよう講座や探訪などを行う。	○講座・探訪ツアー・展示等への参加者数 1,200人(平成21年度) →8,000人(平成23～26年度累計)	●琵琶湖と水、大地の遺跡にまつわる文化遺産を活用した講座、探訪ツアー、展示等の実施				文化財保護課
		参加者数2,000人 2,278人	参加者数2,000人 2,063人	参加者数2,000人 2,180人	参加者数2,000人 2,129人(累計8,650人)		
	B ○第56回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 滋賀県大会 ブロック内で伝承されている優れた民俗芸能を招聘し、公開することで、民俗文化財の魅力に触れてもらうとともに、滋賀県の民俗文化を発信する。	○民俗文化財県民交流ネットワークに登録した保存団体の数 — (H24年度) → 53団体(H25～26年度) *県指定、選択の全保存団体数 53団体	●民俗文化財県民交流ネットワークへの登録				
			登録団体 25団体 登録団体 25団体	登録団体 28団体 登録団体 8団体(累計33団体)			
	A ○「千年の美つたえびと」づくり事業 地域のリーダーとして文化財を守り、また県内の博物館や美術館と地域を結び、来訪者に魅力を伝える人材として、「千年の美つたえびと」を養成する。	○「千年の美つたえびと」の養成講座参加者数 — (H24年度) →300人(H25～26年度)	●「千年の美つたえびと」養成講座の開催				
			参加者数100人 参加者数174人	参加者数200人 参加者数220人(累計394人)			
B ○近江の神と仏の「美」発信展覧会開催事業 琵琶湖文化館の収蔵品による仏教美術等の展覧会を島根県立古代出雲博物館で開催するとともに、滋賀の文化の魅力をPRするための関連事業として写真パネル展を実施する。	○展覧会の来場者数 — (H23年度) →50,000人(H24年度) 30,000人(H25～26年度)	●近江の仏教美術等の展覧会と、関連事業としての写真パネル展を実施					
		来場者数50,000人 68,637人	来場者数15,000人 18,917人	来場者数15,000人 13,855人			
B ○近江の仏教美術等魅力発信・再生支援事業 仏教美術等をはじめとする近江の誇る社寺建築等の価値や魅力を県内外に発信し、観光振興や地域活性化につなげるため、所有者等が実施する取組に対して支援する。	○文化財の探訪モデルツアー実施回数 毎年度9回 ○再生活用事業実施数 — (H22年度) →13事業(H23～26年度累計)	●文化財の探訪モデルツアー、再生・活用、情報発信の支援					
		探訪モデルツアー：9回 再生活用事業：3事業 探訪モデルツアー：4回 再生活用事業：3事業	探訪モデルツアー：9回 再生活用事業：3事業 探訪モデルツアー：13回 再生活用事業：3事業	探訪モデルツアー：9回 再生活用事業：3事業 探訪モデルツアー：3回 再生活用事業：3事業	再生活用事業：4事業 再生活用事業：1事業(累計10事業)		
(事業の評価) ・琵琶湖と水や遺跡にまつわる文化遺産を活用した講座(14回)や探訪ツアー(18回)では、地元市町・団体等とも協働し目標を超える2,129人の参加があった。 ・「千年の美つたえびと」養成講座には予想を上回る220人の参加があり地域リーダとして活躍いただける人材の育成が図れた。一方で平成25年度に設立した民俗文化財交流ネットワークへの参加は積極的に登録を呼びかけたが目標を達成できなかった。 ・近江の仏教美術等の魅力を広く県外に発信する展覧会を島根県立古代出雲歴史博物館で開催でき、滋賀の文化遺産に対する理解を深め観光振興に資することができた。 ・文化財の再生活用については、重要文化財産根城馬屋の修理現場公開や修理体験などにより社寺建築の魅力を発信することができた。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀県まるごとブランド化計画 (旧滋賀・びわ湖ブランド推進事業) A	ブランディングデザイナーによる総合プロデュースのもと、既存の施策、イベントや活動などを巻き込み、多くの関係者が連携しつつ強かに滋賀県のブランドを発信する手法を構築し、具体的な発信を展開する。	○ブランド推進に賛同する者が加盟する「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」会員数 11団体 (延べ1,303企業・会員等) (H22年度) →20団体 (延べ2,500企業・会員等) (H26年度)	●ブランド推進組織の運営・支援(民主導の組織への段階的移行) ●ブランド展等による情報発信・情報共有事業等の実施 「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」会員数の増加 18団体・1個人 (延べ4,052企業・会員等) 18団体・2個人 (延べ4,053企業・会員等) 20団体・2個人 (延べ4,091企業・会員等) 「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」会員数 20団体 のべ2,500企業・会員等 33団体・5個人 (延べ4,109企業・会員等)				企画調整課
		(事業の評価) ・クリエイティブユニットgraf代表の服部滋樹氏をブランディングディレクターに迎え、新たな視点で滋賀の様々な魅力をリサーチし発信する「滋賀・びわ湖+DESIGN(プラスデザイン)プロジェクト」を展開した。 ・JR大阪駅における「滋賀・びわ湖ブランド展」の開催や、「早稲田大学自治体連携講座」による首都圏での「滋賀ファン」づくりの推進等により、積極的に全国に向けて「滋賀・びわ湖ブランド」を発信した。 ・今後も、ネットワークの取組への支援を続けるとともに、さらなる関係者との連携を進め、地域のブランド化につながる情報を発信していく。					
滋賀の魅力発信事業 A A	市販の雑誌に滋賀の魅力を紹介する広告を掲載するとともに、その広告ページを抜き刷りし、広報冊子として活用する。	○雑誌広告による滋賀の魅力の情報発信 年 1 回	雑誌広告掲載 1 雑誌広告掲載 1	雑誌広告掲載 1 雑誌広告掲載 1 広告抜き刷り配布 7,000部	雑誌広告掲載 1 雑誌広告掲載 1 広告抜き刷り配布 7,000部	雑誌広告掲載 1 雑誌広告掲載 1 広告抜き刷り配布 7,000部	広報課
			(事業の評価) ・雑誌の掲載を通じて、読者に対して広く滋賀の魅力を伝えることができ、また抜き刷り配布により、広く不特定多数の方に対して、滋賀の魅力を伝えることができた。 ・雑誌や冊子を読まれた方にしか情報が伝わらないという課題があり、滋賀の魅力をより広く伝えることが必要であるとの認識から、今後はメディアとの関係を重視した戦略的県外PR事業に取り組むこととする。				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
ゆめぷらざ滋賀首都圏 情報発信事業 B	本県の観光振興を戦略的に展開するため、旅行エージェントやマスコミ等が集中する首都圏において情報発信機能の強化を図り、宿泊観光客の誘致を推進する。	○首都圏旅行会社でのPR件数 0件(H24年度) →32件(H25～26年度累計)			●首都圏での情報発信 PR件数 16件 PR件数 9件	PR件数 16件 PR件数 6件 (累計 15件)	観光交流局
		(事業の評価) ・首都圏の旅行会社におけるPRの実施については、実施場所の確保等が想定以上に難しかったため目標件数には達しなかった。しかしながら、平成26年度には、旅行代理店への積極的なPR活動を図り、旅行会社62社、マスコミ12か所への営業を行うとともに、各種のセミナーや商談会の開催により、旅行会社等との良好な関係の構築や、ゆめぷらざ滋賀の来場者数増加等の成果を得た。 ・今後も首都圏における情報発信に努め、多くの観光客に本県を訪れてもらえるよう取り組んでいく。					
近江路・ブロッガー旅紀 行事業	ブロッガーに県内を旅してもらい、ブログに旅紀行を掲載してもらうことにより、滋賀の魅力を広く情報発信する。	○募集したブロッガーによる滋賀の魅力を情報発信 0名(H21年度) →150名(H23～25年度累計)	●ブロッガーによる情報発信 ブロッガー数 50名 47名	ブロッガー数 50名 9名	ブロッガー数 50名 3名		観光交流局
		(事業の評価) ・事業としては平成23年度から平成25年度の3か年において、旅紀行のブログへの掲載を行い、ブロッガーからは「滋賀を訪れたい」「記事を読んで早速行ってみたい」という読者の声を多く報告いただくなどの成果があった。 ・一方で平成24、25年度のブロッガー数は10名の予算規模となり、平成25年度は、ビワイチブロッガーの実施要項の基準、宿泊施設の受け入れ要件などのため、応募者16名のうち要件を満たすブロッガーを絞り込んだ結果3名となった。 ・ブロッガーと構築した観光情報提供等のネットワークも活用しながら、引き続き効果的な情報発信を継続していく。					
観光物産情報発信事業 B	ホームページ・SNS等を活用した情報発信や、交通機関と連携した観光ルートの開発やパンフレットの作成を行い、滋賀県の魅力を県外に発信する。	○滋賀県観光情報ホームページへのアクセス数 448万件(H21年度) →775万件(H26年度)	●ホームページによる情報発信、マスコミを通じた情報発信、交通機関と連携した観光キャンペーンの実施 アクセス数 558万件 558万件	アクセス数 623万件 512万件	アクセス数 695万件 519万件	アクセス数 775万件 466万件	観光交流局
		(事業の評価) ・大河ドラマ放映終了に伴う落ち込みが大きかったことや、モバイル端末の急速な普及に伴う観光情報の収集ニーズの変化等もあり、目標を達成することはできなかった。 ・そのため、平成26年度には、モバイル端末やSNSに対応した利用者ニーズに合った観光情報ウェブサイトの再構築を行ったところであり、引き続き、本ウェブサイトの周知を図るとともに、他のHP等との連携やコンテンツの充実等により、アクセス数の増加を目指す。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
				H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「美の滋賀」づくりの推進	A A ○「美の滋賀」推進プロジェクト事業 滋賀の豊富な美の資源を通じて地域づくりを進めるモデル事業を県内各地の活動団体に委託して実施するほか、これらの事業の広報を行う。	○モデル事業取組件数 ・12件（H25～26年度 9件、H26年度のみ 3件） ○「美の滋賀」リーフレット等発行 H25年度 リーフレット H26年度 モデル事業成果集			●「美の滋賀」地域づくりモデル事業実施 モデル事業取組件数 12件（H25～26年度 9件、H26年度のみ 3件） モデル事業取組件数 9件 リーフレット リーフレット 7,000部 (ポケットファイル型) モデル事業取組件数 13件 モデル事業成果集 印刷物の代わりにモデル事業の成果発表会を実施した	文化振興課	
	A ○アール・ブリュット振興事業 (アール・ブリュットネットワーク構築の推進) 関係団体等が集い意見交換を行うとともに、広く情報提供を行う全国ネットワークの活動を推進するほか、新生美術館が発信拠点として機能するために必要な準備等を行う。	○ネットワーク参加団体・機関等の数 0団体（H23年度） →50団体（H26年度）		●アール・ブリュットネットワークづくり ネットワーク会議立上時 20団体 参加団体等（H25.3.31） 団体 130 個人 392 ネットワーク参加団体等 50団体 参加団体等（H26.3.31） 団体 159 個人 480 ネットワーク参加団体等 50団体 参加団体等（H27.3.31） 団体167 個人 501 ●アール・ブリュット情報拠点づくり	文化振興課		
	A ○新生美術館整備事業 (旧新生美術館基本計画策定事業) 平成25年度に策定した新生美術館基本計画に基づき、県立近代美術館を再整備するため、建設工事設計者の選定を行い、基本設計に着手する。	○基本設計に着手 ・H26年度中に基本設計に着手	●近代美術館機能・発信力強化検討委員会での検討	●運営や施設整備の方針を盛り込んだ新生美術館基本計画の検討 新生美術館基本計画の検討(検討委員会や県民意見の聴取などを経て全体像を提示) 新生美術館基本計画の策定 新生美術館基本計画を策定（H25.12）	●基本設計 ●施設整備関連調査実施 基本設計に着手 設計者を選定し、基本設計に着手(H27.3)	新生美術館整備室	
	A ○明日の美術館をつくろうプロジェクト事業 (旧新生美術館基本計画策定事業) 新生美術館の整備に当たり、県民等の理解や参画を促すための情報発信や近代美術館開館30周年に合わせた見本市（フェア）の開催等を行う。	○見本市（フェア）参加者数 ー（H25年度） →800人（H26年度）			●情報発信 ●見本市（フェア）開催 見本市参加者数 800人 見本市参加者数 1,700人	新生美術館整備室	
	B ○近代美術館開館30周年記念事業 特別展として「遊亀と靱彦」展を開催するほか、世代を超えて楽しめる「手塚治虫展」の開催と人々の関心の高いイベントを実施する。また、30周年を記念して、開館以来の収集の精華を展示する展覧会や名品選を作製するなど、所蔵品の魅力を発信していく。	○近代美術館開館30周年を記念する展覧会の開催 観覧者数20,000人			●展覧会の開催 観覧者数20,000人 13,687人	文化振興課	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
				H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「美の滋賀」づくりの推進	B ○近代美術館から滋賀の「美」発信事業 滋賀の「美」の発信につながる取組として、県内3箇所での館の収蔵品を学芸員の解説付きで間近に鑑賞できる機会を設けるとともに、近代美術館でアール・ブリュット作品のギャラリー展と講演会を開催する。	○お出かけミュージアム・キャラバン事業参加者数 3000人 (H24年度) →延べ4500人 (H25年度) →延べ6000人 (H26年度)		●(仮称)「石山寺縁起絵巻」展キャンペーン事業 ●お出かけミュージアム・キャラバン事業 (アール・ブリュット作品県内) 参加者数3,000人 661人	●未来へつなぐ近代美術館の至宝発信事業 ●お出かけミュージアム・キャラバン事業 (アール・ブリュット作品展1カ所) 参加者数4,500人 1,572人	●未来へつなぐ近代美術館の至宝発信事業 ●アール・ブリュットギャラリー展 参加者数6,000人 3,061人	文化振興課
	B ○新生美術館への琵琶湖文化館機能移転準備事業 琵琶湖文化館が寄託等により保管している国宝・重要文化財を含む約7,800点の収蔵品を、新生美術館に円滑に移転することができるよう収蔵品の整理調査等を進める。	○整理調査実施収蔵品数 — (H25年度) →1,950点 (H26年度)				●整理調査、収蔵品修理委員会、所有者連絡調整 整理調査1,950点 整理調査1,824点	文化財保護課
	B ○滋賀のアート発見事業 アール・ブリュット作品を展示し地域の魅力向上に貢献する「美術旅館」の取組を推進する。 また、県民参加で地域の「美」に関する情報を収集し、その魅力を発信する。	○美術旅館等数 0館 (H23年度) →20館 (H26年度) ○アートマップ掲載HPアクセス数 (ページビュー) 50,000件 (H24年度) →70,000件 (H26年度)		●「美術旅館」モデル事業実施 美術旅館 3館 2館開始 ●アートマップ情報収集・作成 アクセス数 50,000件 77,962件	美術旅館 13館 3館開始 ●アートマップ活用・更新 アクセス数 60,000件 113,960件	美術旅館 20館 3館開始 アクセス数 70,000件 168,636件	文化振興課
	A						

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課														
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6															
「美の滋賀」づくり の推進 A A A	○アール・ブリュットの魅力発信事業 作品の魅力を県内外に発信するため、 県立施設での作品展示や、ガイドブック の作成等を行う。	○アール・ブリュットガイド ブック配布冊数 1種類・10,000冊 (H23年度) →4種類・55,000冊 (H26年度累計) ○「ふらっと美の間」の推進 0か所 (H23年度) →県内12か所 (H26年度)	●アール・ブリュットガイドブックの作成・配布 <table><tr><td>vol.1 10,000冊</td><td>vol.2 15,000冊</td><td>vol.3 15,000冊</td><td>vol.4 15,000冊</td></tr><tr><td>vol.1 12,000冊</td><td>vol.2 15,000冊</td><td>vol.3 15,000冊</td><td>vol.4 17,000冊</td></tr></table> ●アール・ブリュットお よび近代美術館の発 信のあり方検討 ●県立施設での作品展示(ふらっと美の間)の推進 <table><tr><td>県内8か所</td><td>県内10か所</td><td>県内12か所</td></tr><tr><td>8か所</td><td>10か所</td><td>12か所</td></tr></table>				vol.1 10,000冊	vol.2 15,000冊	vol.3 15,000冊	vol.4 15,000冊	vol.1 12,000冊	vol.2 15,000冊	vol.3 15,000冊	vol.4 17,000冊	県内8か所	県内10か所	県内12か所	8か所	10か所	12か所	文化振興課
	vol.1 10,000冊	vol.2 15,000冊	vol.3 15,000冊	vol.4 15,000冊																	
	vol.1 12,000冊	vol.2 15,000冊	vol.3 15,000冊	vol.4 17,000冊																	
県内8か所	県内10か所	県内12か所																			
8か所	10か所	12か所																			
○「学校にアートがやってきた」推進モ デル事業 身近な場所で美の展示を進め、鑑賞教 育につなげるとともに、若手芸術家の育 成支援を図るため、小学校の空き教室等 を利用して、若手芸術家が絵画や造形作 品の創作活動や展示を行い、ワーク ショップを開催する。	○若手芸術家が学校の空き教室 等で創作活動等を実施した 学校数 — (H24年度) →延べ4校 (H26年度)	●「学校にアートがやってきた」モデル事業実施 <table><tr><td>実施校2校</td><td>実施校2校</td></tr><tr><td>実施校3校</td><td>実施校2校 (延べ5校)</td></tr></table>		実施校2校	実施校2校	実施校3校	実施校2校 (延べ5校)														
実施校2校	実施校2校																				
実施校3校	実施校2校 (延べ5校)																				
(事業の評価) ・滋賀の豊富な美の資源を通じて地域づくりを進めるモデルを開発するため、企画提案を公募し13団体に委託した。「美の滋賀」づくりの方向性を共有して事業を推進し、参画団体間の交流促進という成果も見られた。 ・H25年2月10日に発足したアール・ブリュットネットワークへの参加が、団体167、個人501 (H27年3月31日時点) となり、メールマガジンの発行や会員交流会等を開催し、アール・ブリュットを支える環境の底上げを図ることができた。 ・アール・ブリュット作品を展示する「美術旅館」の取組やアール・ブリュットガイドブックVol.4を17,000部作成し、県内の図書館等で配布するとともに、県立施設での作品展示「ふらっと美の間」の取組など県民の皆さんに身近なところでアール・ブリュット作品に触れてもらえることができるようになったが、展示作品数の制約やPR不足などにより美術旅館数やギャラリー展の参加者が伸びなかったため、今後は原因分析を進め、適切な目標設定や実効性のある対応に取り組みたい。 ・平成25年12月に策定した新生美術館基本計画に基づき、設計者を公開型のプロポーザルで選定するなど、平成31年度までの美術館の開館に向け取組を進めている。 ・琵琶湖文化館が寄託等で保管している収蔵品の整理調査は、ほぼ計画どおり実施でき、新生美術館への移転準備が順調に進んだ。																					
文化財保存基金を活用した文化財保存修理等の推進 B	文化財保存基金を活用し、「近江の文化財風土」ともいえる、地域で守られている文化財の計画的な保存修理等について、所有者等を支援する。	○指定文化財等保存修理等の件数 — (H24年度) →75件 (H25～H26年度累計)	●地域で守られている指定等文化財の保存修理等に対する支援 <table><tr><td>保存修理等件数 27件</td><td>保存修理等件数 48件</td></tr><tr><td>保存修理等件数 27件</td><td>保存修理等件数 15件 (累計 42件)</td></tr></table>				保存修理等件数 27件	保存修理等件数 48件	保存修理等件数 27件	保存修理等件数 15件 (累計 42件)	文化財保護課										
保存修理等件数 27件	保存修理等件数 48件																				
保存修理等件数 27件	保存修理等件数 15件 (累計 42件)																				
(事業の評価) ・平成25年度に創設した文化財保存基金を活用して、指定文化財の保存修理等に事業着手することができた。平成26年度は、関係者との調整や所有者負担金の準備に時日を要したため、計画件数を下回った。事業着手できなかった保存修理等については、早期に着手できるよう支援を行っていく。																					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
海外映像作品誘致推進事業 A	東アジアに対して、映像を通じ滋賀の美しい風景や歴史文化遺産を発信し、本県への誘客促進につなげるため、東アジアの映画・ドラマのロケ誘致実現に向けた事業を行う。	○滋賀に招く映像制作会社数 0社(H21年度) →12社(H23～26年度累計)	●情報収集、誘致活動 ●誘致ツールの作成 招く会社数 3社 12社 招く会社数 3社(累計6社) 3社(累計15社) 招く会社数 3社(累計9社) 1社(累計16社) 招く会社数 3社(累計12社) 1社(累計17社)				観光交流局
(事業の評価) ・ J F C (日本フィルムコミッション)主催のロケ地フェアにおいて、海外映像制作者に啓発パンフレット等を配布した。 ・ 26年度まで滋賀に招いた会社数は累計17社となった。H26年度は、海外から3件(イギリス、中国、台湾)の問い合わせがあったが、ロケを実施した海外作品はテレビ番組1本(イギリス)であった。 ・ 今後も海外映像作品を通して本県の認知度向上と誘客を図る。							
国際観光推進事業 A	訪日観光客数上位である東アジアからの観光客誘致を強化するため、重点市場である中国などに向け、環境観光キーパーソンの招請や教育旅行誘致の実施など焦点を絞った事業を実施し、本県への確実な誘客拡大を図る。	○中国からのキーパーソン招請人数 10名(H22年度) →32名(H23～26年度累計) ○滋賀県での学校交流を核とした訪日校の拡大 2校(H21年度) →10校(H26年度)	●キーパーソン、旅行エージェントの招請 招請人数 8名 7名 招請人数 8名 7名 招請人数 8名 終了 招請人数 8名 終了 ●近隣県と連携した訪日校誘致プロモーションの実施 訪日校 5校 3校 訪日校 7校 6校 訪日校 9校 9校 訪日校 10校 13校				観光交流局
(事業の評価) ・ 平成24年度までキーパーソンを招請し、人脈を築きつつ招請ノウハウを蓄積し、一定の効果を得ることができたため招請は終了。 ・ 平成25年度は友好提携30周年を迎えた中国・湖南省との間で、「環境」をキーワードに、湖南省の小中学生を招いた交流事業などを行った。 ・ 平成26年度は従来の台湾のほか、新たに東南アジア(マレーシア)に対しても積極的にプロモーションに取り組んだ結果、訪日校は前年度の9校から13校(台湾11校、マレーシア2校)となった。 ・ 今後も、将来の滋賀ファンを育て、誘客拡大を図りたい。							
宿泊滞在型観光推進事業 A	本県の魅力を深く体験でき、宿泊観光客の増加につながるイベント開催等の支援を行い、経済波及効果が高い宿泊・滞在型の観光を促進する。	○宿泊客数 296万人(H24年) →330万人(H26年)	●宿泊・滞在型観光促 宿泊客数 330万人 331万人(推計)				観光交流局
(事業の評価) ・ 地元の観光協会等8団体が知恵を絞り、新規に早朝や夜間ライトアップ等の各種催しを行って宿泊客の増加を図った結果、目標を達成する見通し。 ・ 事業は単年度で終了するが、今回で新たに取り組まれたノウハウを活かして引き続き催し等を行っていただき、国内外からの旅行需要を着実に取り込んでいくこととする。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
都市農村交流体制整備推進事業（旧みんなのふるさとづくり応援事業） B	体験交流型観光の受入体制整備を進めるとともに、滋賀の魅力を向上させ来訪・宿泊者の増大と農村地域の活性化を図るため、体験交流メニューのネットワーク化やおもてなしの向上に向けた研修会等を開催する。	○農家民宿の開業件数 9件(H21年度) →85件(H26年度までの累計)	●農家民宿の開業支援				農村振興課
			開業件数40件(累計) 44件(累計)	開業件数55件(累計) 62件(累計)	開業件数70件(累計) 66件(累計)	開業件数85件(累計) 80件(累計)	
		(事業の評価) ・農家民宿の開業に向けて、特産物の開発・販売・広報を学ぶセミナーや農家民宿に興味がある方、これから始めようと思っている方、軌道に乗せたい方等のための研修会を開催し好評を得た。 ・今後も市町や観光部局等と連携を図りながら、来訪者や宿泊者の増大と農村地域の活性化を図る。					
ピワイチ自転車ネットワーク整備計画策定事業 B	ぐるっとびわ湖サイクルラインから各市観光地へ安全にアクセスできるネットワークを形成するため、計画を策定し整備を行う。	○ぐるっとびわ湖サイクルラインから観光地へ自転車アクセスするルート整備数 －(H22年度) →4ルート(H26年度)	●検討会によるぐるっとびわ湖サイクルラインから観光地までのルート整備				道路課
			計画 2ルート 2ルート	計画 2ルート 2ルート	整備 2ルート 0ルート	整備 2ルート 0ルート	
		(事業の評価) ・4地域において、ピワイチ自転車ネットワーク整備計画を策定した。H25年度以降は、選定ルートへの誘導を促すための看板・路面標示等を実施する予定であったが、市との協議の結果、設置に対する課題があり、見合わせる事となった。今後は、利用者の意見を反映するなど、寄り道マップの改善、充実を検討したい。					
学生・地域住民と連携した「観光交流」推進事業 A	県内の大学と地域住民が連携した地域資源の発掘などの取組により、地域における「観光交流」を促進し、観光客誘致や地域振興につなげる。	○学生・地域住民が連携した観光誘客モデル事業数 0件(H25年度) →3件(H26年度)	●学生・地域住民が連携した観光誘客モデル事業の実施				観光交流局
			3件 3件				
		(事業の評価) ・甲賀市と堅田地区において地域とのコラボを通じて観光モデルコースのマップ等を作成した。また、環びわ湖大学・地域コンソーシアムの学生により滋賀の魅力ある資源を紹介する冊子を作成した。本県に在籍する多くの学生との連携を強め、観光交流の推進に一層活かしていきたい。					

8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト

（知事直轄組織、総合政策部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、土木交通部、教育委員会、警察本部）

【目指す方向】

自然災害や犯罪が増大する中で、みんなで命と暮らしを守るために、「自助」、「共助」、「公助」が重なり合う社会的仕組みを強化するなど、暮らしの安心を確保し、滋賀の未来を支えます。

【目標】

○地震災害や新型インフルエンザ等の様々な危機事案に備えた安全で安心なまちづくりが進んでいること。
○犯罪や交通事故に遭うことなく安全に安心して暮らせる社会づくりが進んでいること。
○河川流域の特性に応じた減災対策を組み合わせた住民の命と暮らしを守る「地先の安全度」に基づいた住民本位の総合的な治水対策が進んでいること。

【平成26年度（2014年度）の 目標とする指標】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H26年度（目標）	H26達成率 （達成度）	H26 進捗度
○（仮称）危機管理センター整備計画の具体化		－	基本計画策定	基本設計の完了	実施設計の完了 整備工事に着手	整備工事 H27.6完了	→（仮称）危機管理センター 整備計画の具体化	目標達成	★★★
○抗インフルエンザ薬の備蓄数	194,400人分	－	276,800人分	276,800人分	310,000人分	310,000人分	→ 276,800人分	100%	★★★
○人口1万人あたりの刑法犯認知件数	110.4件	111.8件	98.9件 （全国平均 116.7件）	108.6件 （全国平均 109.1件）	108.8件 （全国平均 102.9件）	87.5件 （全国平均 94.4件）	→ 全国平均以下	100%	★★★
○交通事故死亡者数	65人	78人	85人	79人	74人	63人	→ 60人	40%	★
○（仮称）安全安心な通学路整備計画策定		－	8学区	県内全小学校区点検実施、要対策箇所を抽出の上整備計画を策定し、対策を順次実施（151箇所） （227小学校区＋養護学校等2校）	通学路緊急合同点検結果による対策の実施50箇所	通学路緊急合同点検結果による対策の実施19箇所 （累計220/221箇所）	→（仮称）安全安心な通学路 整備計画策定	目標達成	★★★
○水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制・誘導のための法制度の構築		滋賀県流域治水基本方針（案）策定	滋賀県流域治水基本方針策定	水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制・誘導のための法制度について検討し、条例素案として取りまとめた。	「滋賀県流域治水の推進に関する条例」が平成26年2月定例会で決議され、平成26年3月31日に条例公布・一部施行した。	「滋賀県流域治水の推進に関する条例」の完全施行（H26.9.1一部施行、H27.3.30完全施行）	→ 水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制・誘導のための法制度の構築	目標達成	★★★

【プロジェクトの評価】

○自然災害をはじめとする様々な危機事案や犯罪、交通事故などから、みんなで命と暮らしを守るため、「自助」、「共助」、「公助」が重なり合う社会的な仕組みを強化する取り組みを引き続き進めた。

○命と暮らしを守るための諸施策の核となる危機管理センターの整備計画の具体化については、その整備工事はほぼ完了した。

○流域治水政策では、水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制・誘導を図るための「滋賀県流域治水の推進に関する条例」が、平成26年2月議会で議決されるなど、安全・安心プロジェクトの根幹となる施策での進捗を図ることができた。平成27年3月30日には安全な住まい方への誘導のため、建築規制に関する条文を施行した（条例の完全施行）。今後も取り組みを着実に進め、市町、地域住民と連携して水害に強い地域づくりを目指す。

○平成25年台風18号災害の教訓を踏まえ、事前防災行動計画（タイムライン）の導入、危機管理員の設置および情報連絡員制度の具体化により、庁内および県・市町間の情報共有・連携強化等、災害への対応力を強化した。

○平成25年度末に公表した地震被害想定に基づき、地震防災プログラムの修正をはじめとする各種の対策を進め、また、メールを活用した職員の安否確認システムを整備するなど、地震災害への対応力を強化した。

○県職員全員を対象とした研修を実施し、防災に関する意識・知識のレベルアップを図った。

○多重防護体制を確立し、原子力災害から県民の安全・安心を確保するため、原子力防災初動対応マニュアル、緊急時モニタリング実施要領、原子力災害に係る滋賀県広域避難実施要領を作成した。また、「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」において関係機関の情報共有・顔の見える関係づくりを進めるとともに、「滋賀県原子力防災専門会議」を開催し、本県における原子力防災対策のあり方や国が整備する連携協力体制の構築等について、専門的な見地からの意見、助言等を求め、上記要領等に反映させた。

○刑法犯認知件数、交通事故死亡者数とともに各施策の集中実施等により大幅な減少が見られたことで、安全・安心な社会づくりを進めることができた。その一方で、特殊詐欺被害、交通事故死亡者数の高齢者が占める割合は高いことから、引き続き、官民一体、市町等とも連携した事件・事故の抑止対策を一層推進、発展させ、暮らしの安心を確保していく必要がある。

○「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」の施策の具体化にあたって、国と連携を図り、知見や技術的助言等を得ながら熟度をあげていく。

○プロジェクト全般として、概ね計画どおり進行している。

今後危機管理能力の強化や地域防災力の向上をはじめとする諸施策の取り組みを継続的・発展的に進めるとともに、東日本大震災を踏まえた国の「強くてしなやかな（強靱な）国づくり」など、外部要因の変化に適切に対応し、暮らしの安全・安心を確保していく。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）】

＜社会・経済情勢の変化＞

○平成25年9月の台風18号や平成26年8月に広島市で発生した大規模な土砂災害など、近年全国各地で頻発する自然災害や重大事故等、安全・安心をおびやかす要因が多様化しており、これらを教訓とした県下全域における常時警戒体制の確保、災害発生時における官民一体となった情報の共有化、総合的な危機対応能力の向上、地域と密着した活動の展開など着実な取組が求められている。

○全国的に依然、発生が続く特殊詐欺はもとより、インターネット犯罪にかかる相談が増加していることなどから、こうした新たな犯罪へも対応していくことで県民の体感治安を回復させるための取組が求められている。

○低炭素社会の実現に向け、自転車の利用を推進しているが、一方で自転車の通行環境の確立、自転車利用者に対するルール周知、自転車安全教育の推進や鍵掛けの励行による防犯意識の高揚など、総合的な自転車対策の実施が引き続き求められる。

＜国の動向＞

○原子力災害対策指針が平成25年6月と9月に全部改正され、緊急時モニタリングの在り方や安定ヨウ素剤の配布・服用等について、国の考え方が新たに示された。

○平成24年度に中央防災会議による南海トラフ巨大地震の被害想定が示され、平成25年5月には巨大地震対策の最終報告が公表された。12月には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、平成26年3月には同法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」等の指定が行われるとともに、中央防災会議において、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が決定された。

○平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、計画的な耐震化の促進、建築物の所有者等に対する指導等の強化が図られる。

○東日本大震災の教訓から低頻度大規模災害への備えとして、「強くてしなやかな（強靱な）国づくり」を進めていくこととし、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布、施行されるとともに、国土強靱化政策大綱が決定された。

○平成27年2月12日に原子力規制委員会が関西電力高浜発電所3、4号機の原子炉設置変更許可申請について許可を出した。

○平成27年1月に、国土交通省は、「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」を公表された。国においても、滋賀県が既に取り組んでいる「地先の安全度」を基礎情報とした命を守る取り組みを進めていく方向性が示された。

施策8-1 県の危機管理機能の強化と、自助・共助による地域防災の組織力の向上を進めます。

○自然災害や新型インフルエンザ、テロなど様々な危機事案の発生が危惧されており、これら危機事案に関係機関が迅速、的確に対処するため、災害対策の拠点施設となる危機管理センター計画の具体化を進めるなど体制整備を図るとともに、東日本大震災を踏まえた原子力防災対策の強化や地震の被害想定、危機事案への対応能力を向上するための実践的な訓練、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、県の危機管理機能を高めます。

○都市化や高齢化の進行により地域の連携が希薄化する中、減災力・防災力を発揮するため、地域の特性を踏まえた取組や子どもの学習・体験活動を推進するとともに、防災・減災意識を醸成することにより、自助・共助による地域防災の組織力を向上します。

(施策の評価)

様々な危機事案に関係機関が迅速かつ的確に対応するための災害対策の拠点施設となる危機管理センターの整備工事をほぼ完了した。危機事案への対応能力を向上するため、危機管理員の設置、情報連絡員制度の具体化、台風時における事前防災行動計画（タイムライン）の導入等による庁内・県市町間の情報共有・連携強化、地震防災プログラムの修正等地震被害想定に基づく各種地震対策の推進、職員の安否確認システムの整備、県職員全員を対象とした研修、実践的な訓練の実施等により県の危機管理機能を高めるとともに、地域の特性を踏まえた取組や子どもの学習・体験活動を推進し、自助・共助による地域防災の組織力の向上が図れた。引き続き、様々な危機事案に対する危機管理能力の強化と地域防災力の向上、また、防災拠点となる警察署や交番・駐在所の建替整備や機能強化、救出救助資機材や災害に強い信号機の整備等による災害等発生時の対応能力の強化に取り組む必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
危機管理センター整備計画の具体化 A	様々な危機事案に迅速・的確に対応するため、災害対策の拠点となる危機管理センターの機能等について検討するなど、計画の具体化を進める。	○危機管理センター整備計画 H26年度までに具体化	●危機管理センター整備計画の具体化 基本計画の策定 基本設計・実施設計 整備工事 基本計画の策定 基本設計の完了 実施設計の完了 整備工事着手 整備工事 H27.6完了				防災危機管理局
		(事業の評価) 整備工事は、平成27年6月に完了予定。今後は、各種システムの整備、備品・物品類の調達、諸室の運用の検討、管理運営体制の整備、訓練の実施その他の取組を迅速に進め、計画どおり平成27年度中の供用開始を目指す。					
危機管理センター研修・交流事業 A	危機管理センターの供用開始に向けて、研修・交流機能を具体化するため、研修・交流プログラムを作成するとともに、先進的な自主防災活動を行っている人を「地域防災アドバイザー」として登録する制度を設け、自主防災組織の活動が円滑かつ効果的に行われるような仕組みを構築する。	○研修・交流プログラムの作成 ○地域防災アドバイザーの登録				●危機管理センター 研修・交流機能の具 体化検討 研修・交流プログラ ムの作成 研修・交流プログラム (案)の作成 地域防災アドバイザー の登録 地域防災アドバイザー の選定	防災危機管理局
		(事業の評価) 庁内関係部局により構成する「研修・交流プログラム検討ワーキンググループ(WG)」および学識経験者、自主防災組織代表、災害ボランティアセンター、市町、報道機関等、危機管理センターの運用に当たり核となる者で構成する「研修交流事業検討委員会」を設置し、WG 2回、検討委員会 3回の議論を経て、「滋賀県危機管理センター研修・交流プログラム(案)」を作成した。プログラムには28年度に実際に実施する事業を記載することから、各所属の28年度予算状況等を踏まえ、プログラムを確定させる。 地域防災アドバイザーについて、各市町・関係機関等から情報を収集して9人を選定し、平成27年4月に認定・登録を終えた。また、26年度にアドバイザーに活動状況等をインタビューし、自主防災組織における取組の参考となる「自主防災活動手引き集」を作成した。今後は、地域防災アドバイザーの積極的・効果的な活用について、市町を通じ、県内の自主防災組織等に周知するとともに、新たな人材の認定も進める。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
災害等危機事案発生 時における警察機能 の強化	県下各地に活動拠点をもち、24時間体制で活動する警察機能のうち、特に県民の命を守る上で重要となる情報収集、救出・救助、避難誘導、緊急交通路の確保につながる機能などの充実強化を進める。	○警察の情報収集能力、救助救出能力の向上 ○危機管理センター整備時における支援体制の確立 H26年度までに具現化		●情報収集用の可搬型カメラシステムの整備・運用			警察本部
		(事業の評価) 交番・駐在所の建替整備をはじめとする上記各項目の整備・運用を実施し、警察機能の充実・強化をはかるとともに、実際の災害現場を想定した実践的訓練の実施等を通じて、警察官の能力向上を図った。今後も「まさかの時の備え」として各項目の計画的整備、訓練での運用等を実施していく。 危機管理センターにおける具体的な支援体制として、27年度予算で警察無線アンテナや映像・電話回線などの整備を進めることとされた。今後も、防災危機管理局と連携を取りながら、災害等の対応能力向上に努めていくこととする。		●災害対策用車両等の整備・運用			
				●交番・駐在所の情報ネットワーク機能の整備・運用			
				●災害警備用備蓄食糧の整備・運用			
				●災害に強い交通信号機の整備・運用			
				●情報収集や救出救助能力の向上			
					●第一線警察官に必要な救出救助資機材の整備・運用		
					●交番・駐在所の建替整備		
ドクターヘリ導入事業	平成27年度からの京滋地域ドクターヘリの導入に向けて、基地病院に必要な施設整備や搭乗する医師および看護師の人材育成を行う。	○ドクターヘリの基地病院 本県に配備が決定 (H25年度) 運航体制の確立 (H26年度)				●基地病院施設整備 整備工事 平成27年5月末完成	健康医療課
		(事業の評価) ドクターヘリの基地病院については、整備工事の上、運航に必要な体制を確立し、平成27年4月から運航を開始することができた。 人材育成のための実地研修への派遣については、医師2名、看護師6名となったが、他機関での研修受講により全体として医師5名、看護師7名の体制が確保できた。				●搭乗人材育成 実地研修に派遣 医師、看護師各5名 医師2名、看護師6名を派遣	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
地震の被害想定	発生確率が高い地震にかかる国の長期評価を踏まえ、地震対策に必要な被害想定を行うため、本県における調査を行う。	○地震の被害想定 H25年度までに見直し		●地震の被害想定の見直し 地震動推計地盤構造モデル作成 地震動推計地盤構造モデル作成	震度・液状化の推計 人的被害・建物被害等 震度・液状化を推計し、人的被害・建物被害等をとまとめた		防災危機管理局
		(事業の評価) 平成25年度は、平成24年度の成果を踏まえ、南海トラフ地震・内陸直下型地震によるライフラインや交通施設等を含む被害想定をとりまとめ災害シナリオを作成し、大規模地震対応における課題を抽出した。今後は、この被害想定を踏まえた防災・減災対策、災害応急対策等について検討を進めるとともに、国・市町・防災関係機関が協力して、広域連携を含む応急活動体制を整備し、これらを地域防災計画、地震防災プログラムに反映させるものとする。					
特定道路沿道建築物調査事業 A	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に基づき、地震被災時に通行確保が必要な道路の沿道建築物の耐震診断義務付け等に向けて、対象となる建築物を確定するために必要な調査を行う。	○建築物および建築物前面道路等の調査				●対象建築物・前面道路の調査 道路調査延長 約550km 延長約550kmを仕分け、必要な調査を実施した	建築指導室
		(事業の評価) 平成26年度に必要な調査を実施し、年度内に「耐震改修促進計画」を一部改正して、耐震診断を義務化する道路を指定した。また、耐震診断が義務付けられる対象建築物の耐震診断費用を補助する制度を創設し、平成27年度から実施する。今後は、対象建築物の所有者に制度を周知し、平成27～29年度の3か年で補助制度を活用した耐震化の促進を図る。					
総合防災訓練の充実 A A	災害時に迅速・的確に対応できる体制の確立と県民の防災意識の向上を図るため、地震等の大規模災害を想定し、防災関係機関、民間協力団体、地域住民等の参加の下、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災訓練実施時にメディアと連携して災害現場の映像を配信する報道対応訓練を実施する。	○大規模災害を想定した総合防災訓練の実施 1回(H22年度) →1回(H23年度～毎年度) ○メディアとの連携による報道対応訓練の実施 0回((H22年度) →1回(H23年度～毎年度)	●総合防災訓練の実施 年1回実施 中止 年1回実施 1回実施 年1回実施 1回実施 年1回実施 1回実施 (近畿府県合同防災訓練) ●メディアとの連携による総合防災訓練の充実 年1回実施 中止 年1回実施 1回実施 年1回実施 1回実施 年1回実施 1回実施				防災危機管理局
		(事業の評価) 平成26年度の総合防災訓練は、157機関約4,500人の参加の下、大津市で実施した。8月に広島市で発生した大規模な土砂災害を教訓とした救出訓練や住民主体(約1,000人参加)の各種訓練等の実施により、災害対応能力の向上を図った。報道対応訓練では、災害時における報道機関と関係機関との連携を確認するとともに、他の会場で行われている各訓練現場の映像を訓練主会場へ配信し、県民にとって解りやすい訓練を実施できた。 平成27年度の総合防災訓練は、湖北地域で行う予定であり、住民主体の取組を柱に、孤立集落への対応等地域に着意した訓練を実施し、関係者が連携して迅速、的確に対応できる体制の確立を目指すとともに、県民の災害対応能力、防災意識の向上を図る。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
下水道業務継続計画 (BCP)の策定	A 大規模地震等によって下水道の機能が失われた場合、代替手段や応急復旧により、速やかに下水道機能を確保する必要があることから、市町の関連公共下水道と連携を図り、下水道業務継続計画を策定する。	○下水道業務継続計画(BCP)の策定 H24年度 湖西、高島処理区 H25年度 湖南中部、東北部処理区	●計画の骨格の検討	●下水道業務継続計画(BCP)の策定		●PDCAによる計画の見直し	下水道課
				湖西処理区の策定 湖西処理区の案策定完了 高島処理区の策定 高島処理区の案策定完了	湖南中部処理区の策定 湖南中部処理区の案策定完了 東北部処理区の策定 東北部処理区の案策定完了	PDCAによる計画の見直し	
(事業の評価) 大規模地震災害に備え、非常時対応、事前対策、訓練などをPDCAサイクルにより計画の見直しを行った。今後も見直しによる改善を行い、防災対応力の向上を図っていく。							
新型インフルエンザ対策事業 (新型インフルエンザ対策研修会、抗インフルエンザウイルス薬備蓄)	A 県新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、発生時を想定した訓練、研修会などを開催するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄および適正保管を行う。	○発生時を想定した訓練および研修会の実施 1回(H22年度) → 1回(H23年度～毎年度) ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量 194,400人分(H21年度) → 276,800人分(H23年度～)	●研修会・訓練の実施				薬務感染症対策課
			年1回実施 研修を1回実施	年1回実施 研修を1回実施	年1回実施 研修を1回実施	年1回実施 研修を1回実施	
			●抗インフルエンザウイルス薬の購入				
			追加購入量:82,400人分 (合計備蓄量:276,800人分) 82,400人分 購入	追加購入量:なし (合計備蓄量:276,800人分)	有効期限内に伴う 買換購入量:112,000人分 (合計備蓄量:276,800人分) 33,200人分 購入 (合計備蓄量:310,000人分)	追加購入量:なし (合計備蓄量:310,000人分)	
(事業の評価) 医療関係者向けに新型インフルエンザ対策研修会を行い、感染防止対策についての講演とマスク・防護服の正しい脱着に関する訓練を行った。 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、国の示す目標量を超える310,000人分を確保している。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
原子力防災対策の強化	県民の原子力災害への不安を払拭し、安心・安全を確かなものとするため、地域防災計画（原子力災害対策編）を見直すとともに、原子力防災訓練やシンポジウムを実施する。	○地域防災計画（原子力災害対策編） H24年度までに見直し	●地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し				防災危機管理局
		○原子力災害を想定した原子力防災訓練の実施 0回 (H22年度) →1回 (H23年度～毎年度) ○原子力に関する理解を深めるため、シンポジウムの開催 0回 (H22年度) →1回 (H23年度～24年度) →4回 (H25年度～)	避難計画 モニタリング計画 リスクコミュニケーション 地域防災計画の修正	救急・救助計画 警備計画 医療計画 等 地域防災計画の修正	広域避難計画 災害事後対策 地域防災計画の修正 緊急時モニタリング計画の策定 広域避難計画の策定		
A			●原子力防災訓練の実施				
			年1回	年1回	年1回	年1回	
			年1回	年1回	年1回	年2回	
A			●シンポジウムの開催				
			年0回	年1回	研修会 年4回	研修会 年4回	
			年1回	年1回	研修会 年4回	研修会 年4回	
					住民意向調査		
					調査実施		
(事業の評価) 多重防護体制を確立し、原子力災害から県民の安全・安心を確保するため、原子力防災初動対応マニュアル、緊急時モニタリング実施要領、原子力災害に係る滋賀県広域避難実施要領を作成した。また、地域防災計画の実効性を高めるための原子力防災訓練や、行政職員を対象とした研修会、住民向け講習会を実施した。 さらに、「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」において関係機関の情報共有・顔の見える関係づくりを進めるとともに、「滋賀県原子力防災専門会議」を開催し、本県における原子力防災対策のあり方や国が整備する連携協力体制の構築等について、専門的な見地からの意見、助言等を求め、上記要領等に反映させた。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
環境リスクの評価と 対応方策検討事業	放射性物質の中・長期的な影響を評価するため、流域や湖面への沈着量や流域・琵琶湖における移動経路を明らかにするとともに、琵琶湖の水環境への影響を予測・評価する。 また、これら予測・評価とともに、今回の福島事例など幅広く環境リスクに関する情報を収集し、県民と行政、専門家の間での共有化やリスクへの対応等についての合意形成の手法を検討する。	○大気シミュレーションモデルによる流域および湖面への沈着量予測 (H24～25年度)	●放射性物質の拡散・移流・沈着にかかる諸条件の検討 放射性物質の沈着量予測 モデル更新・検証実施 湖面と流域でのヨウ素やセシウムの沈着量を予測			●大気拡散・地表沈着の時系列変化の予測	
		○琵琶湖流域水物質循環モデルの改良による流域および琵琶湖での挙動予測 (H24～25年度)	●琵琶湖流域水物質循環モデルの改良、放射性物質の移行過程と諸条件の検討 琵琶湖とその流域での放射性物質の挙動予測 モデル改良 短期予測試行開始 琵琶湖表層水へのヨウ素とセシウムの影響を予測			●水質・底質・生態系の水域別時系列変化	
		○地域防災計画改定に向けた改良モデルによる水域別時系列挙動等の予測 (平成26年度)	●リスク情報の収集およびリスクコミュニケーション手法の検討 リスク情報の収集・整理 放射性物質に関するリスク評価とコミュニケーション手法の検討 リスクコミュニケーション課題とりまとめ リスクコミュニケーション手法とりまとめ				
		○放射性物質拡散に伴うリスクの整理およびリスクコミュニケーション手法の検討 (H24～25年度)					
		(事業の評価) 琵琶湖流域および湖内での放射性物質の挙動予測については、大気シミュレーションモデルおよび琵琶湖流域水物質循環モデルを改良し、これらのモデルを用いた琵琶湖水質への影響予測を行い、地域防災計画の見直しに寄与した。またモデル改良により、放射性物質拡散時の浄水場取水源や生態系等への影響を一定評価できるようになった。大気中での放射性物質の挙動予測については、特徴的な気象条件の抽出を行い、放射性物質放出時の大気拡散予測を行う条件が整った。リスクコミュニケーション手法の検討については、福島第一原発事故時に発信された情報や国内外における放射性物質に係るリスクコミュニケーションの事例をもとに有識者を交えた検討会を開催し、平常時および緊急時の対応の方向性について取りまとめた。					
東日本大震災被災者と 県民との交流支援 事業	県民の防災意識の向上と東日本大震災に伴う県内避難者の生活再建を図るため、放射能の影響から屋外で安心して遊べない子どもたちや今なお被災地から避難するなど、不便な生活を強いられている避難者を対象に、民間団体等が実施する県民との交流会等の活動を支援する。	○交流事業への支援 一時受入事業 3事業 交流会事業 1事業				●交流事業への支援	防災危機管理局
						一時受入事業 3事業 一時受入事業 3事業 交流会事業 1事業 交流会事業 1事業	
		(事業の評価) 県内で東日本大震災の被災者支援に取り組む団体（計3団体）に対して補助金を交付し、サマーキャンプ等の一時滞在型事業や県民と被災者との交流会を実施する団体の活動に寄与した。 また、補助事業の実施を通じて避難者の実情や被災体験を県民へ発信したことによって、県民の防災意識の向上や避難者の生活再建等に寄与した。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
地域防災力の向上	地域を構成する様々な人や団体が連携・協働し、地域特性を踏まえた減災力・防災力を発揮するための仕組みとして「防災かまどベンチ」等の実践活動を推進するとともに、子どもが防災・防犯の知識や技能を習得し、主体的に考え行動できるよう学習・体験活動を推進する。	○減災コミュニティ活動の取組件数(モデル事業による実施分) 0件(H22年度) →19件(H23、24年度の累計) →地域で取組拡大(H25年度～) ○次世代を担う子どもを災害から守る「災害から子どもを守る研修会」の実施2回(H26年度) ○子どもの防災学習に活用できる啓発用資材の制作 防災アニメ活用、 防災紙芝居(H26年度) ○子どもの防災・防犯の学習・体験に取り組む学校数 0校(H22年度) →19校(H23～26年度の累計))	●減災コミュニティの取組推進 5件(累計5件) 5件(累計5件)	14件(累計19件) 14件(累計19件)	●情報発信・人的支援 地域で取組拡大 地域防災ちえ袋で事例紹介・取組相談 研修会2回 防災アニメの制作 テレビ放送8回	●子育て世代による子供への防災学習支援 研修会2回 研修会2回 防災アニメ活用 防災アニメのテレビ放送8回 防災紙芝居の制作・活用 防災紙芝居2種類制作	防災危機管理局 県民活動生活課 スポーツ健康課
A	A	A	●活動マニュアル策定 取組学校数1校(累計1校) 取組学校数1校(累計1校)	●防災・防犯育成モデルの取組推進 取組学校数6校(累計7校) 取組学校数6校(累計7校)	●県内全域的な取組みへの支援 (防災教育の推進事業と連携)		
(事業の評価) 子どもの防災・防犯の学習・体験を推進するため、災害から子どもを守る研修会を開催したほか、防災アニメをテレビで放映するとともに、防災紙芝居を制作した。 今後引き続き、防災アニメおよび防災紙芝居を防災イベントや出前講座等で効果的に活用するほか、幼稚園・保育園等に貸出しを行うなど、防災学習の実施や充実の支援に取り組む。 平成25年度より学校防災教育アドバイザーが専門的な立場から学校へ助言する取組を開始しており、平成26年度は、各市町教育委員会および消防本部(局)に連携を依頼した結果、学校防災教育アドバイザーと連携して防災教育を実施した小学校数が増加した(H25年度123校(54.2%)、H26年度151校(66.8%))。また、「しがっこガイド」を活用した小学校数も増加した(H25年度107校(47.1%)、H26年度169校(74.8%))。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
県民生活の安全・安心につながる情報の提供 A	自助・共助による防災・減災を進めるため、毎朝県民の暮らしの安全・安心につながる情報を提供する番組を放送するとともに、在住外国人の命と暮らしを守るための啓発番組を放送する。	○安全・安心情報提供番組を放送 (毎朝) ○在住外国人の命と暮らしを守るための啓発番組を放送 (毎月)				●安全・安心情報提供番組の放送 毎朝放送 毎朝放送 ●外国人の命と暮らしを守るための啓発番組の放送 毎月放送 毎月放送	広報課
		(事業の評価) 平常時にはライフライン情報や防犯情報、河川の水位映像等を提供し、災害警戒時には気象警報や避難準備情報など災害に備える情報を提供する特別番組とするなど、県民の安全・安心につなげることができた。 また、県内在住外国人で一番多いブラジル人の母国語であるポルトガル語で、在住外国人の視点に立った防災・防犯や暮らしの安全安心に関する番組を放送するとともに、番組を英語に翻訳してポルトガル語版とあわせてネット配信して、在住外国人の安全安心につなげることができた。 県民生活の安全安心につながる情報は県民のニーズも高く、引き続き、適時的確な情報の提供に努める。					
防災教育の推進 A	各学校における防災教育の推進体制の整備と、防災部局と連携した学校防災教育の推進を図るため、県内の各学校に学校防災委員会を設置するとともに、学校防災教育コーディネーター養成講習会を開催し、防災教育のリーダー的教員を養成する。	○県内各市町と県立学校にコーディネーターとなる教員を養成 0名(H24年度) →143名(H25、26年度の累計)			●学校防災教育コーディネーター養成講習会の開催 各市町のコーディネーター 小中各38名 計76名 各市町のコーディネーター 小中各38名 計76名	県立学校のコーディネーター 67名 県内学校のコーディネーター 68名 (累計 144名)	スポーツ健康課 (防災危機管理局)
		(事業の評価) 平成25年度から県内の公立幼、小、中、県立学校において学校防災委員会を設置するとともに、学校防災教育コーディネーターを校務分掌に位置づけ、各学校における防災教育の推進体制の整備を行っている。 平成26年度は県立学校担当者68名を対象に、3日間の日程で「学校防災教育コーディネーター養成講習会」を8月に開催した。 さらに、各年度の5月と1月には、学校防災教育コーディネーターを対象とした「防災教育指導者講習会」を開催し、各学校の防災教育のリーダー的教員の養成を図った。					

施策8-2

重層的な防犯ネットワークづくりや生活に密着した身近な道路を中心とした交通安全対策を進めます。

○凶悪事件や生活に身近な犯罪が多発している中で、重層的な防犯ネットワークを構築し、各種自主防犯団体による活動の活性化に向けた連携・支援、自分の身は自分で守るという防犯意識や犯罪を許さないという社会規範意識の高揚等を図ることにより、犯罪の起きにくい安全な社会をつくります。

○子どもや高齢者が関係する交通事故が多発しており、子どもや高齢者にとって特に危険性の高い身近な道路を中心とした対策を進め、交通事故から守ります。

(施策の評価)

「ヤングボランティア」など、安全・安心な社会づくりのため活動している各種ボランティアへの積極的な支援、「命の大切さを学ぶ教室」や「少年の立ち直り支援」などの実施により、重層的防犯ネットワークの構築や、自助・共助・公助の精神に基づいた社会全体での防犯意識、交通安全意識や規範意識の高揚につなげることができ、全体の刑法犯認知件数が平成25年以降、大幅な減少傾向となるなど、大きな成果が現れている。

また、通学路点検や思いやりゾーンの設置など、子どもや高齢者を主な対象に、身近な道路を中心とした安全対策にも取り組み、総合的に犯罪や事故の起きにくい社会づくりを進めることができた。

今後は、こうした対策を継続・発展させ、安全・安心社会の基盤となる地域の絆をより強固にするとともに、インターネット環境の多様化、人口減少など社会情勢の変化に伴い生じる課題に対応した取組を、重点的に進めていく必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
防犯ボランティアの 活性化促進	犯罪防止に大きな役割を果たしてきた防犯ボランティアの活動を支援する。 特に若者や外国人等これまで十分ではなかった分野の防犯ボランティアの育成を支援し、防犯ネットワークを広げることにより、地域社会の絆(連帯感)を高め、真に犯罪の起きにくい社会づくりを進める。	○ヤングボランティアによる防犯活動の実施回数 9回(H21年度) →156回(H26年度)	●ヤングボランティアによる防犯活動への支援				生活安全企画課 (警察本部)
		60回実施 96回実施	108回実施 138回実施	156回実施 165回実施	156回実施 166回実施		
		○外国人ボランティアによる防犯活動の実施回数 8回(H21年度) →48回(H26年度)	●外国人ボランティアによる防犯活動への支援				少年課(警察本部)
		16回実施 21回実施	32回実施 35回実施	48回実施 48回実施	48回実施 48回実施		
		●少年警察ボランティア等による小中学生を対象とした非行防止活動等への支援					
A	○少年警察ボランティア等による小中学生を対象とした非行防止活動等の実施回数 152回(H21年度) →172回(H26年度)	172回実施 160回実施	172回実施 165回実施	172回実施 256回実施	172回実施 223回実施		
A	(事業の評価) ヤングボランティア22団体、外国人ボランティア4団体が、県内各地域の自主防犯団体や少年警察ボランティア等と連携した防犯活動に積極的に取り組んだ結果、全体の刑法犯認知件数はH25年以降、大幅な減少傾向(H25年：15,447件→H26年：12,435件)となったほか、青少年の非行初期段階に犯されることが多い万引きについては、検挙者に占める未成年者の割合が、H22年に31.8%であったのがH26年には20.4%となり、減少傾向を維持している。こうした流れを持続するためにも、各ボランティアの自主活動の促進、相互の連携強化による重層的な防犯ネットワークの拡大が必要であり、今後も継続した支援が重要である。						
A							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
犯罪のない安全なまちづくりの推進	地域における自衛型防犯体制の構築に向けた支援を行うとともに、県民の防犯意識の高揚を図るため、県民、事業者、関係機関・団体等が連携して「4つのかける（気にかかる、鍵をかける、声をかける、呼びかける）運動」をはじめとした広報啓発活動を推進する。 また、特定の犯罪等が多発した際に「犯罪多発警報」を発令するなどタイムリーな情報発信を行い、自主防犯活動等を促進する。	○地域で犯罪抑止に取り組む自主防犯活動団体数（県の立ち上げ支援分） 110団体（H22年度）→130団体（H26年度迄の累計）	●防犯活動団体への立ち上げ支援				県民活動生活課
		5団体 (累計115団体) 2団体 (117団体)	5団体 (累計120団体) 2団体 (119団体)	5団体 (累計125団体) 1団体 (120団体)	5団体 (累計130団体) 1団体 (121団体)		
			●犯罪多発警報等の発令				
			●市町への支援				
			支援対象 5市町				
			4市町				
		(事業の評価) 当初は、小学校区単位の自主防犯団体の立ち上げを企図していたが、時代の変化に伴い、ヤングボランティアや職域単位等の学区の枠組みを超えた団体が多数設立されており、必ずしも県の立ち上げ支援によらない状況となり目標を達成することができなかった。しかし、地域の安全安心を構築するためには、地域の自主防犯活動団体の活動が非常に重要であり、今後とも団体の活性化を支援していく必要がある。 地域安全安心なまちづくり促進モデル事業補助金により、市町による効果的で地域性に富んだ独自性のある重点的な犯罪抑止活動を行うことができた。今後も、市町の防犯力を活性化させるために支援を継続していく必要がある。					
少年の立ち直り支援（社会参加型）事業	問題を抱える個々の少年に対し、農業体験や地域行事体験などといった社会参加型の立ち直り支援を実施することで、少年自身の自己肯定感や地域ぐるみで非行少年を生まない意識づくりを醸成し、非行少年の立ち直りを促進する。	○県内各地での社会参加型立ち直り支援の実施回数 10回（H26年度）				●立ち直り支援活動の実施	少年課（警察本部）
						10回実施 18回実施	
			(事業の評価) 少年健全育成サポートリーダーを中心とした少年健全育成推進チームにより、体験活動を通じて問題を抱える少年63人に支援を実施し、立ち直りにつなげることができた。今後も積極的に手を差しのべ、社会全体で、非行少年立ち直り促進のための支援活動を継続する必要がある。				
サイバーボランティア活動支援事業	被害者にも加害者にもならないインターネットの安全な利用のため、サイバー犯罪防止教室や違法情報の発見・通報等を行うサイバーボランティアの活動を支援することで、インターネット利用者はもとより、社会全体でのサイバー空間に対する規範意識向上を促進する。	○サイバーボランティアによる犯罪防止教室・啓発活動の実施回数 37回（H26年度）				●サイバーボランティアによる防犯活動等への支援	生活環境課（警察本部）
						37回実施 35回実施	
			(事業の評価) サイバーボランティアを活用したサイバー犯罪防止教室を県内の小中学校など22校（受講総数6,191人）に対して実施するとともに、主要な駅、量販店など13ヶ所で広報啓発活動を実施した。インターネット上の違法・有害情報に関しては、サイバーボランティアからインターネット・ホットラインセンターを通じて5件の通報がなされた。サイバー犯罪防止教室では、安全なサイトの見分け方やトラブルへの対処方法など具体的な質問も多く、受講者には、サイバー犯罪が他人事ではなく実際に自分の身に起きる可能性があるという意識が浸透していると認められた。				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「命の大切さを学ぶ教室」の開催 A	社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの気運を醸成し、犯罪に対する規範意識の向上を図るため、犯罪被害者や遺族による中学生・高校生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」や教育機関・団体等関係者を対象とした講演会を開催する。	○「命の大切さを学ぶ教室」を開催する中学校・高校数 6校 (H22年度) →126校 (H23～26年度の累計) (事業の評価) 平成26年度においては、県内の中学校24校(受講総数7,976人)、高等学校12校(受講総数7,722人)に対して実施し、受講した生徒からは、「誰もが加害者にも被害者にもならないのだから、若い私たち学生がこれからも命について学ぶべきだと思います。」、「被害者遺族にしか解らない思いがあると思うが、そういった方々の話を聞いて寄り添っていくことはきっと誰にでも出来ることだと思う。社会全体で支援していくと同時に、未然に防ぐ、当たり前のことを守り、大切なひとつだけの命を守ることが大切だと思います。」等の感想が多くを占め、犯罪被害者遺族等の思いや立場への理解が得られるとともに、規範意識の醸成に大きな成果が認められた。	●「命の大切さを学ぶ教室」の開催				警察県民センター(警察本部)
			中学校・高校20校で実施(累計20校) 中学校 13校 高 校 7校 中学14校、高校6校で実施(累計20校)	中学校・高校35校で実施(累計55校) 中学校 23校 高 校 12校 中学25校、高校12校で実施(累計57校)	中学校・高校35校で実施(累計90校) 中学校 23校 高 校 12校 中学22校、高校13校で実施(累計92校)	中学校・高校36校で実施(累計126校) 中学校 24校 高 校 12校 中学24校、高校12校で実施(累計128校)	
いじめを含む総合的な少年非行防止対策(旧いじめから子どもの命を守るための対策支援) B	犯罪として取り扱われるべき生命・身体の安全が脅かされるような「いじめ問題」への対応能力向上を図るためのシンポジウムや、生徒指導を直接担当する教諭を対象とした事例検討方式のスキルアップセミナー等を開催するとともに、大学生のボランティアの活動を支援して、いじめを含む少年の総合的な非行防止対策を図る。	○「いじめ等少年非行問題シンポジウム」の開催 0回 (H24年度) → 1回 (H25年度) ○「(仮称)いじめ問題スキルアップセミナー」の開催 0回 (H24年度) → 7回 (H25年度) ○合同研修会等の開催 4回 (H26年度) (事業の評価) 教職員を対象とした合同研修会を2回実施し、いじめ問題に対する対応方法や警察との連携方法についての共通認識を図ったことで、学校と警察との今後のきめ細やかな連携につなげることができた。研修会開催は、概ね四半期毎に1回の開催としているが、26年度は研修内容等を検討の上、2回開催とした。			●いじめ等少年非行問題シンポジウムの開催 1回開催 1回開催 ●(仮称)いじめ問題スキルアップセミナーの開催 7回開催 25回開催	●合同研修会等の開催 4回開催 2回開催	少年課(警察本部)

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課	
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6		
通学路安全対策事業	通学路の安全を確保するため、県下16の小学校区を対象に、道路管理者・警察・学校関係者・PTA・地元自治会が協働して、通学路点検を行い、安全な通学路整備計画の策定や通学路安全マップ等を作成し安全対策を行うこととしていたが、亀岡市における事故を受けて、教育委員会・警察と協働で平成24年度に全小学校区を対象に安全点検を実施した。今後は、この点検結果に基づき、安全対策を実施する。	○関係者の協働により安全な通学路整備計画を策定した小学校区数(県事業による実施分) 0小学校区(H22年度) →227小学校区 +養護学校等2校 (H23～24年度の累計)	●関係者協働による安全点検、安全整備計画策定 8小学校区 (累計8小学校区) 8小学校区 (累計8小学校区)	8小学校区 (累計16小学校区) 県内全小学校区点検実施、要対策箇所の抽出の上整備計画を策定し対策を順次実施(151箇所) (227小学校区+養護学校等2校)	点検結果に基づく対策の実施 50箇所対策実施 (累計201箇所)		19箇所対策実施 (累計220箇所)	道路課 交通規制課 (警察本部) スポーツ健康課
		(事業の評価) 通学路の安全点検については、16小学校区においてH23・H24の2箇年でモデル的に実施し、順次広げていく予定であったが、亀岡市における事故を受け、平成24年度に全小学校区を対象に3省庁合同の緊急点検を実施し、要対策箇所を抽出の上整備計画を策定し対策を順次実施した。早期に通学路の安全確保を図るため、点検結果に基づく短期に整備すべき221箇所の安全対策について、H24～H26の3箇年で実施することとしており、H26年度は19箇所実施し、ほぼ計画どおり対策を完了した(累計220箇所)。						
通学時における児童・生徒の交通安全対策事業	各小学校区(225箇所)毎に通学路の安全対策に特化した「おうみ通学路交通アドバイザー」を委嘱し、安全で安心な通学路環境を整備するとともに、社会全体で子どもの命を守る気運を醸成させ、登下校中における児童の交通事故防止を図る。	○「おうみ通学路交通アドバイザー」制度の導入 → 県内225小学校区に各1名設置 ○通学路安全点検の実施 0回(H24年度) → 450回(H26年度) ○通学児童の保護誘導活動 0回(H24年度) → 5400回(H26年度)			●おうみ通学路交通アドバイザーの活動支援 おうみ通学路交通アドバイザーの委嘱 (226小学校区) 226小学校区 通学路安全点検 (452回) 1,932回 通学児童の保護誘導活動 (5,424回) 23,412回		おうみ通学路交通アドバイザーの委嘱 (225小学校区) 223小学校区 (県内全学区) 通学路安全点検 (450回) 1,963回 通学児童の保護誘導活動 (5,400回) 18,404回	交通企画課 (警察本部) 交通規制課 (警察本部) 交通戦略課 道路課 スポーツ健康課
		(事業の評価) おうみ通学路交通アドバイザーは、各種ボランティアへの指導や、学校関係者と関係機関・団体間の連絡調整など、橋渡しの役割を果たしたほか、PTA、住民等の意見を行政機関に通報するなど、通学路対策が効果的、かつ円滑に行われるための各小学校区における「要」としての役割を果たした。これを受けて、通学路安全対策が将来にわたって恒常的に活動されていくように、各関係機関も問題意識を持って取り組んだことにより、県下全体で子ども(小学生以下)の関わる交通事故が減少した(H24年中 189件→H25年中 166件→H26年中 159件(前年対比-7件))。 また、各市町単位でアドバイザー連絡会を設置し、アドバイザーの方が活動し甲斐のある環境をつくるなど、サポート体制の確立を図った。						

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
高齢者の交通事故抑止対策 A	高齢者が関係する交通事故の発生率や居住率の高い地区、高齢者が利用する福祉施設、病院、商店等を考慮して選定した、高齢者の交通事故抑止重点対策地区「思いやりゾーン」内において、交通安全教育等を中心とした総合的な交通安全対策を集中的に進める。	○「思いやりゾーン」の設置数 0か所 (H22年度) →48か所 (H23～26年度の累計)	●「思いやりゾーン」の設置・集中的な安全対策				交通企画課 (警察本部) 交通規制課 (警察本部)
			12か所で設置・対策 (累計12か所) 12か所に設置 対策実施	12か所で設置・対策 (累計24か所) 12か所に設置	12か所で設置・対策 (累計36か所) 12か所に設置	12か所で設置・対策 (累計48か所) 12か所に設置 対策実施 (累計 48か所)	
(事業の評価) 思いやりゾーン内に居住する高齢者に対し、「事故多発箇所等の現場で交通指導する現地指導型交通安全教育」や「高齢者訪問活動による安全指導と反射材貼付」、「参加体験実践型の交通安全教室」等を集中的に実施するとともに、ヒヤリハットマップを作成して各種啓発に活用した結果、平成26年度設置のゾーン内の高齢者交通事故が前年比20%の減少となり、高齢者の交通安全・安心につながった。 今後も新規にゾーンを指定し、旧ゾーンと合わせた総合的な交通安全対策を継続していくことが重要である。							
高齢者対象運転免許自主返納促進 B	高齢運転者の交通事故が増加する中、高齢者が運転免許を返納しやすい社会環境を構築する「運転免許自主返納高齢者支援制度」についての周知徹底と支援協賛店の拡大を図り、自主返納の機運を高める。	○自主返納協賛店数 198箇所 (H23年度) →800箇所 (H26年度)	※これまでの 累計198箇所	●支援制度の周知徹底と支援協賛店の拡大			交通企画課 (警察本部)
				支援協賛店202か所 (累計400か所) 64か所 (累計262か所)	支援協賛店200か所 (累計600か所) 22か所 (累計284か所)	支援協賛店200か所 (累計800か所) 7か所 (累計291か所)	
(事業の評価) 自主返納者数は、平成23年804人、平成24年1,630人、平成25年1,583人、平成26年2,040人（1ヶ月あたり約170人）となっている。一方、自主返納協賛店については、趣旨には賛同していただけるものの、実際の協賛店登録までには至らないケースが多く、累計は291か所（目標達成率約36%）と低調なことから、今後も協賛店拡大に向けた取組を推進していく必要がある。							
新たな交通事故防止事業 B	事故総量の大幅な減少を目指し新たな交通安全施策の検討を行う	事故発生件数 7,400件以下				●検討委員会の開催 4回開催 3回開催	交通戦略課
		(事業の評価) 滋賀県内の交通事故を更に減少させるために、有識者を委員として構成する懇話会において、「地域に根差した情報」や「高齢者事故啓発対策の推進」などの今後の交通安全啓発のあり方について、政策提案が出された。（4回開催予定→3回でとりまとめ完了） 平成26年の事故発生件数は6,598件で、目標を達成することができた。今後は、提案内容を取りまとめた報告書を県の施策立案に活用するとともに、市町や交通安全機関・団体に提供し、更なる交通事故の減少につなげていく。					
交通死亡事故多発時等の緊急メッセージ発信 A	交通死亡事故が続発する場合や、同種事故連続発生時などに、悲惨な交通事故現場からのレポート等により、警察でしか出来ない独自の広報・啓発を実施し、交通事故の早期の抑止を図る。	○テレビ、FM放送、新聞折り込み等によるメッセージ発信数（交通死亡事故多発警報以外） 0回（H23年度） →2回以上（H24～26年度）	—	●県民の心に響く効果的な広報・啓発			交通企画課 (警察本部)
				2回以上発信 2回発信	2回以上発信 12回発信	2回以上発信 12回発信	
(事業の評価) 平成26年1月から5月にかけて、県内では高齢者の死亡事故が多発したこともあり、テレビ・FM放送による緊急メッセージを発信するなど、県民の心に響くタイムリーな広報・啓発活動を実施した。その結果、全体の事故件数、事故による死傷者数ともに3年連続で減少することとなった（死者数 平成23年 85件→平成24年 79件→平成25年 74件→平成26年 63人）。							

施策8-3 適正な河川管理と市町との協働による流域治水を進めます。

○河川管理者としての維持管理に加え、地域が行う河川の除草、川ざらえなどの河川愛護活動を支援するとともに、菜の花の栽培や羊の放牧など川・人・地域がつながるふるさとの川づくりを進め、河川の治水機能を確保します。

○「地先の安全度」に基づいた水害訓練など住民本位の治水対策を進めるとともに、耐水化建築ガイドラインなどを作成し水害リスクの高い地域における土地利用や建築の規制などを実施する法整備の検討など水害に強い地域づくりを進め、人的被害や深刻な資産被害を回避します。

(施策の評価)

緊急性の高い箇所から順次、河川の維持管理を実施し、治水機能の維持に努めた。また、河川愛護活動への支援や3つのモデル事業の継続実施により、人と川、水辺とくらしがつながる新たな住民協働による河川の維持管理の契機となることを心がけた。引き続き、適切に河川を維持管理していくことが重要である。

「地先の安全度」と「耐水化建築ガイドライン」を活用し、水害リスクを考慮した安全・安心な土地利用や住まい方へ誘導する条例を平成25年度に制定した。平成27年3月30日には安全な住まい方への誘導のため、建築規制に関する条文を施行した(条例の完全施行)。引き続き、地域の合意形成を図り、浸水計画区域の指定を踏まえた水害に強い地域づくりの検討を進めることが必要である。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
適正な河川の維持管理 A	河川が持つ治水機能を確保し低下させないよう、浚渫、草木閼開、護岸補修等の維持管理を行う。	○維持管理を実施する地域(土木事務所)	●河川の浚渫、草木伐開、護岸の補修など				流域政策局
			全土木事務所 で実施	全土木事務所 で実施	全土木事務所 で実施	全土木事務所 で実施	
		(事業の評価) 全土木事務所 で河川巡視点検を実施し、治水上支障となる箇所を把握のうえ緊急性の高いところから順次対応することにより、河川を適切に維持管理できた。	全土木事務所 で実施	全土木事務所 で実施	全土木事務所 で実施	全土木事務所 で実施	
川・人・地域が つながるふるさ との川づくり B A A A	地域が行う河川の除草、川ざらえ、竹木の伐採等の河川愛護活動に対して費用の助成を行うとともに、これらの活動を支援するための川へ降りる階段や斜路等を整備する。 また、人と川、水辺とくらしがつながるきっかけとなるモデル事業として、新たな住民協働による河川敷への菜の花畑の造成などにより、刈草の処分費用の縮減、肥料や燃料への再利用を進める。 ※JRから菜の花が一望できる河川敷 適正な河川管理のモデルとして、地元自治会等により管理されるJRから一望できる菜の花畑の河川敷 ※ヒツジが草を食べている河川敷 河川愛護のモデルとして、動物や河川環境とつながる草を食べるヒツジを放牧した河川敷 ※竹パウダーを利用する畜産農家 河川の維持管理のモデルとして、伐採した竹のパウダーを畜産の敷材に活用する農家	○河川愛護活動による除草面積 947ha (H21年度) →994ha (H26年度)	●河川愛護活動の普及・啓発				流域政策局
			除草等面積 966ha	除草等面積 975ha	除草等面積 985ha	除草等面積 994ha	
			除草等面積 977ha	除草等面積 958ha	除草等面積 975ha	除草等面積 979ha	
			●実施河川の選定、菜の花河川敷への下地整備(草木伐開、整地、階段等)				
			1河川で実施 (新規1河川)	1河川で実施	2河川で実施 (新規1河川)	3河川で実施 (新規1河川)	
			1河川で実施	2河川で実施	2河川で実施	3河川で実施	
			●実施河川の選定、放牧柵の設置				
			1河川で実施 (新規1河川)	1河川で実施	2河川で実施 (新規1河川)	2河川で実施	
			1河川で実施	2河川で実施	2河川で実施	2河川で実施	
			●竹パウダーのPR、家畜敷材への普及拡大				
	1戸で活用	2戸で活用 (累計4戸)	2戸で活用 (累計6戸)	2戸で活用 (累計8戸)			
	1戸(累計2戸)で活用	3戸(累計5戸)で活用	2戸(累計7戸)で活用	2戸(累計9戸)で活用			
	(事業の評価) 川・人・地域が つながる川づくり を目指し、地域への普及・啓発を図り、協働することにより、河川愛護活動はほぼ目標値どおりの実績であり、他の3つのモデル事業の全てにおいて、計画目標をほぼ達成することができた。						

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
水害に強い地域づくり	A 水害リスクの高い地域において、国、県、関係市町および住民等の協働により、地域の実情に応じた水害に強い地域づくりを進める。 ※VR（バーチャルリアリティシミュレーション）洪水による浸水状況を時間経過とともに表示するシステム B B	○水害に強い地域づくり協議会を設置・運営する圏域数 3圏域 (H21年度) →6圏域 (H23年度～) ○水害に強い地域づくり計画を策定する地区数 0地区 (H21年度) →12地区 (H23～26年度の累計) ○水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制の対象区域の指定および安全な住まい方への誘導等の実施 (H26年度まで)	●流域治水の普及・啓発				流域政策局
			6圏域で協議会運営 4圏域で協議会運営	6圏域で協議会運営 4圏域で協議会運営	6圏域で協議会運営 5圏域で協議会運営	6圏域で協議会運営 6圏域で協議会運営	
			●VR(バーチャルリアリティシミュレーション)作成				
			3地区で計画策定 (累計3地区) 3地区で計画策定 (累計3地区)	3地区で計画策定 (累計6地区) 3地区で計画策定 (累計6地区)	3地区で計画策定 (累計9地区) 1地区で計画策定 (累計7地区)	3地区で計画策定 (累計12地区) 0地区で計画策定 (累計7地区)	
			●耐水化建築ガイドラ	安全な住まい方への誘導等の実施			
				「滋賀県流域治水の推進に関する条例素案」の作成	「滋賀県流域治水の推進に関する条例」の制定 平成26年2月定例会で議決され、平成26年3月に公布・一部施行	区域指定 2地区 区域指定 0地区	
(事業の評価) 水害に強い地域づくり協議会については、これまで協議会未設置であった湖東圏域について、市町と十分な調整を図った結果、協議会設置に至り、県下6圏域全てにおいて協議会が設置された。 水害に強い地域づくり計画を策定する地区数については、平成26年度の目標3地区に対して、実績は0地区であったが、平成25年台風18号で明らかとなった課題をふまえ、これまで取り組んできた7地区（湖南市三雲ほか）における「水害に強い地域づくり計画」の精査・充実を図った。 水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制の対象区域の指定については、平成26年度の目標2地区に対して、実績は0地区であったが、住民WGの開催や家屋調査の実施など、浸水計画区域の指定を踏まえた水害に強い地域づくりの検討を2地区（米原市、甲賀市）で進めている。 水害に強い地域づくりに必要な安全な住まい方への誘導等の実施については、平成27年3月30日に安全な住まい方の制度である建築規制に関する条文の施行を行った。 今後も、地域の合意形成を図り、浸水計画区域の指定を踏まえた水害に強い地域づくりの検討を着実に進めることが必要である。							